

**文部科学省
萩生田 光一 文部科学大臣 殿**

令和4年度

特別支援教育関係予算等に関する要望

令和3年7月

全国特別支援教育推進連盟

理事長 宮崎英憲

〒170-0005
東京都豊島区南大塚3丁目43-11
全国心身障害児福祉財団ビル7階
TEL・FAX 03-3987-1818
Email : suishinrenmei@nifty.com

令和4年度予算に対する文部科学省への重点要望事項

I 幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

- 1 就学前から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した支援体制整備の推進
- 2 複数の障害を対象とした特別支援学校の教育の充実
- 3 特別支援学級、通級指導教室の教育の充実及び障害に応じた教育内容・方法の改善・充実
- 4 地域における特別支援教育等に関する乳児期からの早期相談体制整備（早期支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進
- 5 小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒、小・中学校及び高等学校において通級による指導が行われている児童生徒について個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成義務化に対する周知徹底
- 6 特別支援学校の教室不足の解消
- 7 文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」のより一層の推進による学校と支援事業所等との連携強化

II 新学習指導要領、インクルーシブ教育システム構築などに向けた対応

- 1 新学習指導要領の本格実施に向けた周知徹底
- 2 特別支援教育の充実に向け、特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
- 3 通級指導を担当する教師をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
- 4 医療的ケアの円滑な実施のための看護師、PT、OT、ST等の専門家、合理的配慮コーディネーター、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充

- 5 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実
- 6 特別支援教育のための教室整備等への支援
- 7 特別な支援を必要とする児童生徒に対する支援教材の活用促進
- 8 特別支援学校知的障害者用教科書の充実
- 9 障害者理解、心のバリアフリーのための交流及び共同学習の充実

III 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

IV 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

V 特別支援教育就学奨励費の充実

VI 高等学校段階における特別支援教育の推進

- 1 高校における通級指導の充実
- 2 キャリア教育・職業教育の充実

VII 障害者権利条約・障害者差別解消法への対応

- 1 合理的配慮に関する教育分野のガイドライン作成
- 2 全国の学校現場等において適切な対応がなされるための周知徹底、事例の蓄積

VIII 生涯学習の充実

障害のある方が、それぞれのライフステージで夢と希望をもって生きていけるよう生涯にわたる障害者学習支援の充実

IX 新型コロナウイルス感染症対策

- 1 感染防止対策のための衛生管理器具等の充実
- 2 自宅等での遠隔授業に向けた障害や病気の状況に応じたICT機器や教材等の充実

令和4年度に向けた特別支援教育振興に係る要望

全国特別支援学校長会長

市川 裕二

現在、全国にある1100を超える特別支援学校において、約14万人の障害のある子どもたちが、将来の自立と社会参加を目指して学んでいます。

教育基本法や学校教育法の改正により、一人一人のニーズに応じた特別支援教育が実施されるとともに、障害者基本法等の改正をはじめとする法整備が進み、国連障害者の権利に関する条約が批准されました。障害のある者もない者も共に豊かに育ち、豊かに生きる共生社会の実現に向けて、特別支援学校には、その役割を確実に果たすとともに、教育内容・方法の一層の充実が求められています。

また、改訂された特別支援学校の学習指導要領等では、一人一人に新しい時代に生きるための資質・能力を着実に身に付けさせること、そして、社会との連携及び協働によって共に子どもたちを育てる「社会に開かれた教育課程」を展開するよう、教育改革の一層の推進が期待されています。さらに、特別支援学校に学ぶ子どもたちにも、スポーツや文化を楽しみ、生涯にわたって学び続ける習慣を身に付け、積極的に社会参加を果たし、それぞれの個性を生かした社会貢献ができる国民に育っていくことが求められています。

令和2年春から広がった新型コロナウイルスの感染拡大は、未だに収束の見通しが見えない中ではありますが、このような予測困難な時代にあってこそ、私たち全国特別支援学校長会は、子どもの学びを止めず、個別最適な学びを実現させるため力を結集し、未来に生きる子どもたちと我が国における共生社会の実現を目指して、各学校が設置されている地域において堅実な学校経営を進め、様々な教育課題にも総力を挙げて建設的な解決へのたゆまぬ努力を続ける所存です。そのためにも、国を挙げた特別支援教育に関する更なる体制整備が必要と考えます。

つきましては、令和4年度に向けて、以下の事項についての積極的な施策推進を要望いたします。関係の皆様の御理解と御協力を切にお願いいたします。

令和4年度に向けての要望事項

1 全国特別支援学校長会が考える特別支援教育振興のための特別支援学校の役割

- <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）の具体化と早期実現>
- ◎特別支援学校における教育環境の整備
 - ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
 - 特別支援学校の設置基準策定や教室不足の解消に向けた集中的な施設整備の取組推進
 - 設置基準策定に当たっての具体的な考え方とスケジュールの提示を
 - 特別支援学校のセンター的機能の充実や設置者を超えた学校間連携を促進する体制の在り方の検討
 - これらを実現するための専任コーディネーターの配置、定数化を
 - 知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方の検討や授業改善に向けた取組の充実
 - 全ての教科の教科書の作成とデジタル教科書化の推進を

<学校内の教育活動にすること>

- 学校組織を活性化させ、学校全体で取り組む教育活動の充実
- 新学習指導要領の改訂の趣旨に応じた教育の充実
- 特別支援学校の適正規模に基づく施設等の充実
- 障害のある個々の児童生徒の可能性を最大限に引き出す指導の充実
- 持続可能な開発のための教育（E S D）の実施
- 特別支援学校の教員の専門性の向上
- 児童・生徒が安心して学べる教育環境の構築
- 学校と地域や学齢期における福祉機関等との連携の充実
- 就学前の機関や早期支援との切れ目のない支援の継続のための適切な引継ぎ等、連携の充実

<学校と地域や小中学校との連携等にすること>

- 特別支援教育に関する理解啓発の推進
- 障害のない子供との交流及び共同学習の充実（幼・小・中・高等学校との連携の充実）
- 小・中学校や高等学校に在籍する、視覚障害や聴覚障害、発達障害、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の支援のための特別支援学校のセンター的機能の充実
- 特別支援学校と小・中学校との円滑な転学相談・高等部への円滑な入学相談

<学校卒業後にすること>

- 進路先の企業や福祉施設等との切れ目のない支援のための適切な引継ぎ等、連携の充実（個別の教育支援計画の一層の活用）
- 学校教育段階から卒業後を見据え、生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育活動の推進
- 体育・音楽・美術などの余暇活動に結び付く教育の充実
- 障害のある人が自信や生きがいをもって社会に参画していただくための取組の推進

2 特別支援学校の使命を推進するための具体的な要望事項

<学校内の教育活動に関すること>

- 学校を牽引するミドルリーダーの育成事業の推進
- 教員の働き方改革の推進と教員が子供に向き合える時間の確保
- 他校種からの特別支援学校の校長任用者への支援も含めた、校長の資質向上を図るための研究・研修活動等の充実
- 新学習指導要領の円滑な実施と目指すべき方向の実現のための実践研究の充実
- 新学習指導要領の円滑な実施にむけた教育課程や指導方法の工夫改善に関する研修会や研究成果の周知の充実
- 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の増加や大規模化（教室不足等）への対応と特別支援学校設置基準の策定
- 幼児児童生徒が減少している障害種別等や学校の学習集団の確保や教員の専門性維持のための施策等の検討
- 多様な専門職の配置と活用の推進（特別支援学校の専門性の向上を図るため言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、公認心理士、手話通訳士等の人材を特別支援学校に配置するための経費の充実）
- 教科書デジタルデータの活用の促進やICT機器を活用した教育支援の充実
- 小学校における教科担任制の導入など小中学部の教科学習の充実
- Society5.0時代の到来における遠隔教育の推進などの推進に向けたICTの環境整備や先端技術の効果的な活用による特別支援教育の充実
- 特別支援学校におけるプログラミング教育の充実に向けた取組の開発や特別支援学校版GIGAスクールの構築
- 特別支援学校におけるE SD取組モデルの開発
- 各校における自立活動の指導の充実や「自立活動」の指導の研修の充実など特別支援学校の教員の専門性向上のために研修プログラムの開発
- 特別支援学校の教員の専門性向上のため全国の研修会や大学での研修へ参加が容易になるような機会の保証、経費提供等の制度の充実
- 教員養成大学における特別支援学校の教員養成のあり方の検討・充実
- 視覚障害や聴覚障害の特別支援学校教員免許状が取得できる大学の拡大
- 全ての特別支援学校の教員の特別支援学校教員免許状取得の義務化

- 全ての学校で医療的ケアが安全に実施できるための医療的ケアの体制整備や看護師の配置の充実、職層等に応じた医療的ケアに関する研修機会の充実
- 学校教育を支える教員以外の職種である看護師や介護士等の人材確保や人材養成の充実
- 医療の進歩に伴う特定行為以外の医療的ケアへの対応にあたっての安全な実施確保に向けた検討、ガイドラインなどの策定
- 大規模災害に備え、福祉避難所の設営計画の充実などの障害のある方を想定した安全確保・防災計画の充実
- 地域連携推進マネージャー等の配置など、学校と保護者と地域の障害児通所支援事業所等との連携の強化手法の開発と推進
- 文部科学省と厚生労働省の連携による聴覚障害のある幼児の乳幼児教育相談の充実
- 連携支援コーディネーターの配置等、早期支援や放課後等デイサービス事業所、就労支援機関との切れ目のない支援体制の構築
- ⑤新型コロナウイルス感染症の感染対策のための衛生管理器具等の充実、自宅学習の充実に向けたICT機器等の充実など、子供の健康と学習を守るための措置の充実

<学校と地域や小中学校との連携等の関すること>

- 特別支援学校のセンター的機能の発揮による地域の特別支援教育の充実・理解啓発の推進
- 特別支援学校へのボランティア等の導入方法の充実による特別支援教育への理解推進
- これからの中学校教育を担う教員志望者への特別支援教育に関する理解啓発事業の充実
- 特別支援学校の児童生徒が、居住地校交流や学校間交流を十分に実施できる制度の充実
- 小学校、中学校、高等学校における特別支援教育体制の充実
- 全ての学校で、視覚障害や聴覚障害、医療的ケア等の専門的な支援を必要とする児童・生徒を特別支援学校が円滑に支援できるための体制整備の充実
- 小学校、中学校、高等学校等管理職向けの特別支援教育に関する理解啓発や研修の充実
- 障害のある子供の一貫した教育支援の提供の保障のための学校間連携体制の充実
- 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障の充実 ➡ 一部実現

<学校卒業後に関すること>

- 特別支援学校における学校卒業後の卒業生のアフターフォロー業務の制度化
- 障害者の学びの場づくりに関するモデル開発や普及などの推進、障害者が学校卒業後も学び続けられる体制の整備
- 障害者の学校卒業後の学びを支援するための人材等の育成の推進
- 障害のある人が地域におけるスポーツ・文化・芸術活動に関わり続けられるための事業の展開
- 農福連携等、障害のある人が社会で活躍できる機会を増やすための省庁を横断した事業の推進

令和4年度特別支援教育改善に関する文部科学省への要望書

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
会長 喜多 好一

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会(以下、全特協)として、コロナ禍における特別支援学級に在籍するあるいは通級指導教室に通級する児童生徒の状況を昨年度に緊急調査したところ、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた家庭学習の課題が十分に提供できなかったことが明らかになりました。現在進められているGIGAスクール構想により一人一台タブレット端末を活用しながら、学校と家庭での学習が継続できる環境の整備が急務の課題となっていると感じています。GIGAスクール構想も含めた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告を踏まえ、これまで以上に特別支援教育の充実に資する活動をしていくことが求められています。

全特協といたしましては、インクルーシブ教育システム構築に向けた実践を推進し、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するための教育を充実させることを大切な使命と捉え、令和4年度の文教施策及び教育予算について、下記の事項を要望いたします。(下線は最重要項目)

I 児童生徒の障害に対応した指導体制の充実

1 多様化する児童生徒に対して、十分な教育を行うための人的配置

(1) 特別支援学級

- 交流及び共同学習のより一層の推進並びに、在籍する児童生徒の障害の多様化、重度化へ対応するための特別支援学級の学級編制基準の引き下げ
※特別支援学級の教員定数を8人から特別支援学校と同様に6人へ
- 特別支援学級教員が専門的な助言を受けるための心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の配置
- 特別支援学級の介助員や支援員の配置の拡大
- 児童生徒の障害の重度化、多様化に対応できる講師による指導時間数の増加措置

(2) 通級による指導

- 通級による指導教員の基礎定数化を受けた迅速な教員配置
- 通級による指導教員が専門的な助言を受けるため、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の配置

(3) 通常の学級

- 小中学校、高等学校における特別支援教育コーディネーターの専任化あるいは講師による授業軽減措置の実施
- 障害のある児童生徒のための支援員配置の拡大
- 通常の学級に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対する体制整備

2 指導を充実させるための施設・設備、教材・教具の充実

- (1) 特別支援学級並びに通級指導教室におけるGIGAスクール構想(タブレット端末の活用、高速ネットワークの構築、教育支援ソフトの開発等)の早期の実現
- (2) 特別支援学級や通級による指導を行うための教室環境の整備
- (3) 障害特性に応じた教科用図書のデジタル化の推進と学習者用デジタル教科書の整備
- (4) 合理的配慮の提供を推進するための体制整備

3 高等学校段階における特別支援教育の推進

- (1) 通級による指導を推進するための施設・設備の拡充、教職員等の育成・配置
- (2) 高等学校における発達障害等のある生徒に対する相談体制の整備
- (3) 高等学校卒業後を見据えた支援体制、卒業後も継続した相談体制の整備

II 特別支援教育に関する教員の専門性の確保

1 特別支援学級・通級指導教室を担当する教員の専門性の担保

(1) 特別支援学級等への特別支援学校の免許状を有する教員の計画的な配置

(2) 特別支援学校教諭免許状保有率の向上

○ 特別支援学校免許状取得に関する認定講習会や研修会等の機会の拡充

○ 特別支援学級、通級による指導担当教員を対象とした新たな免許の設立

2 全教職員に対する特別支援教育に関する研修等の充実

(1) 全管理職の特別支援教育に関する研修の必修化並びに管理職向けの特別支援教育の手引き書等の作成、配布

(2) 特別支援教育に関わる教職員を対象とした自立活動に係る資料の作成、研修の実施

(3) 特別支援教育コーディネーターの専門性の向上に向けての研修の充実

(4) 免許状更新の際の特別支援教育関連の講習の必修化

(5) 大学院等における現職教員研修の充実

3 教職課程の必修項目の充実

(1) 大学の教職課程に、特別支援学級及び通級による指導における自立活動の指導等、実際の指導内容・方法について扱うこと

(2) 通常の学級において困難さを有する児童生徒が在籍して現状を踏まえ、特別支援学級あるいは通級指導教室における実習または体験の義務付け（例：4週間の期間中、週1週間等）

III 学習指導要領に向けた対応

1 小中学校、高等学校の特別支援教育の一層の充実を図るための環境整備

(1) 通常の学級に在籍する発達障害等の配慮を要する児童生徒へのきめ細かな支援や指導を可能とする体制整備を目指し、小学校の教員定数の改定に合わせて、中学校の教員定数を全学年35人以下に改善

(2) GIGAスクール構想に伴うタブレット端末等に係る研修の充実

(3) 学者用デジタル教科書を紙の教科書と併用する場合の保護者負担の無償化

2 小中学校、高等学校における障害者理解教育の推進

(1) 交流及び共同学習に関する研修の充実

(2) 特別支援学級との交流及び共同学習に係る資料集の作成

3 学習指導要領に対応した研修の実施や資料集の作成等による周知徹底

(1) 障害のある児童生徒の困難さに応じた指導内容の工夫や合理的配慮が推進される研修の充実

(2) 特別支援学級や通級による指導における自立活動の充実に資する資料の作成

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用を徹底する資料の作成

(4) 学びの場の連続性を考慮した教育課程編成の推進と学校間連携の促進

IV その他

1 生涯を一貫した支援体制の整備

(1) 乳幼児健診から就学時検診、就学中、就学後までの一貫した相談体制の整備及び相談にかかる相談員の専門性の向上

・障害のある児童生徒への幼児期からの家庭及び本人へのアウトリーチ支援

(2) 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の校種間の円滑な引き継ぎシステムの構築

- (3) 幼稚園、子ども園、保育所における特別支援教育の理解啓発と研修機会の充実
- (4) 保健、医療、福祉、労働等関係機関との連携した学校卒業後の就労支援体制の構築

2 特別支援教育就学奨励費の充実

- (1) 対象児童生徒に対する特別支援就学奨励費の周知と充実
- (2) 特別支援教育関係地方交付税の拡充

3 生涯学習の充実

- (1) 放課後等デイサービス等による放課後や休日等の活動場所、実施される内容の充実

文部科学省への令和4年度予算重点要望事項

全国盲学校 PTA 連合会

会長 鶴見 悟志

視覚障害教育は、静かな環境で耳や指先そして限られた視力を使用して学んでいく教育です。そのため、幼児児童生徒の教育は、専門性豊かな教員等により、少人数できめ細かく丁寧な指導が必要です。

より一層視覚障害教育の専門性が確保され、一人一人の視覚障害児児童生徒のニーズに沿った教育が行われるよう要望いたします。

1. 視覚障害児童生徒の、個々の状況に応じた学習環境の整備について

- (1) 改正学校教育法の成立により、令和2年度からデジタル教科書が正式な教科書と同様に使用できることとなりました。タブレット端末（iPad）による電子教科書は、視野狭窄や中心暗点等の視覚障害がある生徒にとって、拡大教科書で画面を見るよりはるかに見やすく、持ち運びもできるためどの教室でも同じ条件で学習ができ、きわめて有効です。また、個々の児童生徒がタブレット端末を使いこなせるよう、専門の支援員を各学校に配置できる予算措置をお願いします。
- (2) G I G Aスクール構想の、児童生徒の端末整備支援についての予算措置に感謝します。障害のある児童生徒のための入出力支援装置整備では、視覚障害児童生徒の中には、音声読み上げソフトやブレイルメモを必要とする児童生徒が在籍しております。費用は、音声読み上げソフトが4～6万円、ブレイルメモが30～50万円と高額になりますが、希望する全員に配備していただきますようお願いします。
- (3) 点字教科書については、墨字1冊分が数冊に分冊となり、重くまたかさばります。教科書の内容を点字データ化(BSE化)した教科書があると、点字使用の生徒にとってはとても有効です。教科書の内容の点字データ化の推進及び無償で使用できるようお願いします。

2. 視覚障害・他障害と併せた重複障害に配慮した特別支援学校の環境整備及び視覚障害の理解啓発について

- (1) 盲・視覚特別支援学校（以下盲学校）は校区の広い学校です。地域への支援、そして校内の指導と手厚く支援していくには、特別支援教育コーディネーターの複数専任配置が必要です。各教育委員会への指導予算措置を強く要望します。
- (2) 視覚障害教育専門に特化した盲学校を、今後とも各都道府県に継続設置願います。地域によってやむを得ず盲学校と他障害種別を併せた特別支援学校になる場合は、障害種によって、個々の児童生徒の実態や指導の有り様が違います。必ず視覚障害教育部門を設置して、校舎等の分離等適切な学習環境の整備保障を要望いたします。
- (3) 視覚障害と他障害を併せた多様な児童生徒が在籍し、医療的ケアを要する児童生徒もあります。看護師等の人的配置及び校舎等の障害のバリアフリーを進めるなど、児童生徒の実態に応じた教育環境の整備をするよう各教育委員会に対してご指導をお願いいたします。

(4) 視覚障害は早期からの教育相談・支援体制が極めて重要です。0歳からの早期教育相談にかかる専門教員確保や支援体制整備予算を充実してください。また、視覚障害の早期教育は学齢期学習の基礎となるもので、空間認知、歩行、点字などを学ぶために必須です。盲学校に幼稚部を設置していない県に対して設置を働きかけてください。

3. 教員の専門性の確保について

(1) 視覚障害教育の高い専門性をもった教員配置や、年限等での画一的異動でない適材適所の配置等が実現されるよう、校長の具申尊重を各教育委員会に指導願います。

特に経験ある視覚障害教育の専門性高い教員配置や、人事異動については盲学校専門性確保の観点から校長

具申を尊重されるよう各教育委員会に指導願います。

(2) 視能訓練士や歩行訓練士等の専門家の導入や盲学校自立活動教諭有資格者の配置を義務づけてください。

(3) 視覚障害と他障害を併せ持つ多様な児童生徒のために、P T、O T、S T等の専門家を巡回指導で盲学校にもできるように財源措置をしてください。

4. 職業教育の充実について

(1) 社会参加と自立に向けた職業教育の充実は盲学校の重要な課題です。専攻科に「理療研修科」等の設置で時代の推移・要請に応じた専門教育や、リカレント教育の充実を願います。またヘルスキー等について、行政関係機関や民間企業等への理解啓発を図り、一層の雇用促進を積極的にお願いします。

(2) 三療以外の一般就職を目指したパソコン技術や事務業務に必要な知識を学べる学科や福祉施設等の入所生徒のために必要な知識を学べる学科の設置、新たな職業開発の推進をお願いします。

* 特別支援教育就学奨励費制度を今後とも堅持継続し更に充実させてください。

令和4年度 文部科学省予算編成に関する重点要望書

全国ろう学校P T A連合会会長 横田 志津

聴覚障害は一次的には聴力障害、二次的にはコミュニケーション・情報障害と言われています。本教育のコミュニケーション手段には人工内耳、補聴器により残存聴力を活用するもの、聴覚と口話を併用するもの、視覚優位の手話など幅があります。また、支援・指導を行う期間は、母子関係の築きを支援する乳幼児教育相談期から高等部専攻科まで最大21年間あり、対象は乳幼児(保護者)・幼児・児童・生徒です。この教育には、専門性豊かな教員等により、少人数できめ細かく丁寧な支援・指導が必要です。教員の専門性の維持・向上と共に、子供一人一人のニーズと向き合い、自分らしさを確立していく教育が行われるよう、以下の事項について要望いたします。

1. 乳幼児(0~2歳)教育相談について

○聴覚障害スクリーニングで聴覚障害と診断された新生児に、言語・知能・感情等の発達を促すために教育相談・支援を行うことが極めて重要です。聴覚障害乳幼児教育相談(以下、乳幼児教育相談)はまず母子関係を築くことから始まり、その後生活そのものを教育の対象としていきます。幼稚部教育の基礎となる乳幼児教育相談を疎かにすると、前述の成長発達に様々な影響をもたらすので、乳幼児教育相談にかかる教育加配及び支援体制整備予算の充実をお願いします。

○聴覚障害教育では、乳幼児教育相談を50年以上にわたりボランティア的に行ってますが、特に2歳児では幼稚部に準ずる程度に行ってるので、厚生労働省と連携して、特別支援教育就学奨励費制度を受けられるようにしてください。

2. 教員の専門性の維持と向上について

○聴覚障害教育に関する専門的知識と指導技術を有する人材を養成するため、大学の教員養成課程を充実させてください。

○日本語の習得と様々なコミュニケーション手段の活用について実証的な研究・研修を推進してください。

○指導事例を情報共有するシステムを構築し、研修する機会を増やしてください。

3. 小規模校及び併置校の教員定数の確保並びに教育条件の整備のための諸施策の推進について

○学校に設置している高額な聴能機器等の更新予算をつけてください。

○聴覚障害教育を行う学校規模により教育の格差が出ないように、特別支援学校の部門毎に教員が配置されるように、また施設設備を充実させるようにしてください。

○特別支援学級（通級指導教室を含む）在籍の児童生徒にも専門家による指導を受ける機会を保障してください。

4. 情報保障の充実について

○手話を必要としている子供にとっては依然として手話による情報保障が必要ですので、都道府県教育委員会等に働きかけて頂き教員の手話力を高めるようにしてください。

○改正学校教育法により、令和2年度からデジタル教科書が使用できることになりました。子供たちは聴覚活用をしていますが、依然として視覚優位は変わりません。本教育については百聞は一見に如かずの例えのとおり、理解促進、指導効果等の面でも効果が大きいので、小学部中学部へもG I G Aスクール構想の導入を要望します。

○聴覚障害教育においては、より細かなステップを刻み、段階を追って指導することが肝要ですので、視覚優位の子供の思考を補完する電子教材の拡充を要望します。

○音声認識装置による字幕情報は、一般に役立つだけでなく、聴力障害者の視覚情報をリアルタイムで補うものとして大変有効ですので、一層の研究と開発を行政機関及び企業等に進めて頂くよう働きかけてください。

○高等教育機関における情報保障（手話通訳・最新システム等）の公的制度の整備をお願いします。

5. 職業教育の充実について

○社会参加と自立に向けた職業教育の充実はろう学校の重要な課題です。

○高等部本科と専攻科に理容科・美容科・調理師養成科他を設置しているので時代の推移・要請に応じた専門教育の充実をお願いします。また、行政機関や民間企業などへの理解啓発を図り、障害者の雇用を一層促進して頂くようお願いします。

6. 重複学級の充実について

○幼児・児童・生徒の多様化に伴い、他の障害を併せ持つ子供たちが増加しているため、重複障害教育の専門性が高い教員の配置と育成をお願いします。

○幼稚部においても子供たちが多様化しているので、一人一人にあった教育を行うために、重複障害学級の認定をお願いします。

○聴覚障害と他障害を併せ持つ多様な児童生徒のために作業療法士（O T）、理学療法士（P T）、言語聴覚士（S T）、スクールカウンセラー（S C）、スクールソーシャルワーカー（S S W）等の専門家による巡回相談をろう学校でも受けられるように財源措置をしてください。

令和4年度 文部科学省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校 P T A 連合会

会長 茨田一矢

障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備が進むとともに、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育が充実・推進されておりますことに深く感謝申し上げます。昨年からの新型コロナウイルスの感染症の拡大により、生活のさまざまなことが変化し制限が生じる中で、変化に苦手な子供たちではありますが、一生懸命前向きに取り組んでおります。障害のある児童生徒の特別支援教育がさらに充実したものになりますよう、以下の事項を要望いたします。

1. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- ① 知的障害のある児童生徒数増加に伴い、普通教室の分割、特別教室の普通教室への転用、大規模化した学校等、深刻な現状が続いています。国は、特別支援学校の教室不足を解消するため、令和2年度から6年度までを「集中取組期間」として推進してくださっておりますが、各自治体において、特別支援学校の新設や増築の推進及び他の学校の空き校舎や空き教室を特別支援学校の教室として確保したりする施設整備の取り組みを推進してくださるようお願いいたします。
- ② 特別支援学校に備えるべき施設等を定めた設置基準の策定を、地域の実態や、特別支援学校の障害種や学部等を踏まえた多様な形態での設置を希望します。また、さまざまな障害種等に対応できるベースとなる基準も検討していただくようお願いいたします。
- ③ 教育環境の整備を講じる上で、学校が安全な場所に立地されていることが大前提でなくではありません。しかし、「土砂災害警戒区域」や「洪水・浸水想定区域」内に立地している特別支援学校も少なくありません。令和2年7月の熊本県南部の豪雨でも、熊本県のある特別支援学校の校舎に鉄砲水が流れ込んで浸水し、2週間の休校となりました。登校していない時間の災害だったことが不幸中の幸いでした。学校が懸命に自然災害に対する防災体制を強化し、実践的な防災教育の推進に努めていたとしても、立地の脆弱さに容赦なく襲いかかるのが自然災害です。また、平常時の特別支援学校は、児童生徒の学習や生活の場ですが、災害時は市町村との協定による福祉避難所の役割があつたり、地域住民にとっての避難所・避難場所となつたりすることから、特別支援学校内の施設の安全性には大きな期待が寄せられています。「特別支援学校施設整備指針」を通して、安全な施設環境を確保することが重要です。

2. 特別支援教育における I C T の利活用の推進

- ① 障害のある児童生徒等の社会参画の促進、Q O L の 増進を可能にし、オンラインによる授業や自立活動の指導についても可能になるよう、実践事例の蓄積を図り、教員間での共有が必要です。
- ② 障害のある児童生徒等の家庭における I C T を利活用したオンライン学習を可能にするためには、保護者が学校の取り組みを十分理解し、保護者自身の I C T に関する知識や技術の習得も必須です。また、保護者と学校の先生方との組織である P T A が学校・教育委員会、I C T 専門家(アドバイザー)等と連携・協力し、子供たちの I C T の学びを保障していくようお願いいたします。

③ G I G Aスクール構想のもと、各学校では一人1台端末の導入が進むとともに、校内Wi-Fi環境も整備されるなど、教育現場における条件整備が進んでいます。一方で、特別支援学校や高等学校等の寄宿舎においては、Wi-Fi環境が整備されていないため、児童生徒が寄宿舎で端末等を使った自学自習ができない状況です。寄宿舎を利用する児童生徒が、寄宿舎の自室でも端末を活用して調べ学習等ができるように寄宿舎のWi-Fi環境整備に係る予算を確保していただくようお願いいたします。

3. 就学前から社会参加まで切れ目ない支援体制の整備

- ① 教育委員会・学校と福祉、医療、労働等の関係部局やその他関係機関の連携体制を整備しながら、障害者権利条約や障害者差別解消法、児童の権利に関する条約などの関連する法制度、関連する幅広い内容等を分かりやすく保護者に情報提供してください。
- ② 就学、進級、進学、就労の際に、個別の教育支援計画等が一貫した指導や必要な配慮がなされるような仕組づくりをお願いいたします。
- ③ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援が円滑に進むよう連携支援コーディネーターの配置に係る財源措置の拡充をお願いいたします。
- ④ 切れ目のない支援体制を整備するためには、社会全体における知的障害児者への正しい理解があることが大前提であり、人権教育における知的障害児者の理解啓発を同時に推進していくようお願いいたします。

4. 学校と福祉機関の連携の推進

「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」により、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすすみ、障害のある子供たちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進してくださるようお願いいたします。

5. 特別支援教育に関する教職員等の専門性の向上・指導体制の充実

知的障害特別支援学校には、幼稚部から高等部まで、幅広い年齢や発達段階の子供が在籍し、障害の状態等は一人一人異なります。また、重度重複障害の子供も多く、障害の状態や特性、心身の発達の段階等を十分把握したうえで、各教科や自立活動の指導等に反映できる幅広い知識と技能を持った教職員を求めています。また、さまざまな専門家等との連携を図りながら専門的な知見を活用した指導にあたる能力が必要です。そのためには、個々の教員だけではなく、学校全体として高い専門性を担保・共有するための仕組みづくりが必要です。

6. 高等学校における学びの場の充実

- ① 高等学校での通級指導の導入がすすめられていますが、特別支援教育コーディネーターや通級による指導の担当教員をはじめ、学校全体で継続的に教員の専門性を担保・共有していく仕組みづくりが必要です。同時に、通級を設置する学校の生徒全体への理解啓発をすすめることも重要です。多様な学びに対する寛容な心を育て、通級の対象の生徒が指導を受けやすい環境にするために、特別支援学校との交流及び共同学習や、ボランティア活動、バリアフリー教育指導の推進など、特別支援学校との連携を具体化していただくようお願いいたします。
- ② 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業の充実

高等学校においても発達障害を含む障害のある生徒が一定数入学していることを前提として、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成・活用し、適切な指導及び必要な支援を行うことが重要です。そのため、義務教育段階での個別の教育支援計画等を活用し高等学校に適切に引き継ぎ、高等学校においても個々の生徒の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて合理的配慮の提供を行う必要があります。また、多様な生徒が一般的な教養を高め、専門的な知識及び技能等を習得し、生徒の能力や適性に応じた大学等への進学や就労が可能になるよう、進路に対するニーズや学習の状況に応じた多様なコース制を導入・選択できるようにしたり、教科・科目を設定して選択できるようにする取り組みが必要です。その際、高等学校から大学等への進学や就労する場合にも、適切な引継ぎと連携が必要です。

7. 特別支援教育の生涯学習の充実

卒業後においても、それぞれのライフステージにおいて、自立と社会参加に必要な力を維持・伸長し、自らの可能性を追求できる環境が整うことを望みます。夢や希望に向かい、豊かな生活を送ることができるよう、障害の程度に応じた具体的で多様な学習活動の実践・調査研究を進め、支援体制を充実させていただくようお願いいたします。

8. 大規模災害時における対応

① 学校が避難所になった場合の運営

大規模災害時では、学校など公的機関に設置される避難所は地域の方だけでなく、帰宅困難者も受け入れることや、特別支援学校においては福祉避難所になることも想定されます。教職員の避難所運営の協力業務に対して必要な準備がなされ、いざという時に速やかに遂行されるよう、文部科学省初等中等教育局長通知文平成29年1月20日付「大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について」のお知らせの内容を教職員、保護者に周知徹底されますようお願いいたします。

② 事業継続計画の策定に向けて

大規模災害時において、学校における避難所運営が長期化する場合には、児童・生徒の心の平穏を回復・維持するためにも、自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、教育活動を再開して、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠です。令和6年度から障害福祉サービス事業所でのBCP策定が義務化されることに伴い、特別支援学校においても同様に策定する必要があります。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築をどこの地域においても取り組むことが必要です。国として、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画の策定を推進する体制を整えてくださるようお願いいたします。

9. 太陽光発電導入の推進について

公立小中学校と同様、特別支援学校においても、環境対策や環境教育、そしてSDGsの観点から、再生可能エネルギー設備の設置によるCO₂削減に取り組むことが喫緊の課題です。さらに、大規模災害が発生した場合の特別支援学校では、児童生徒・教職員にとって安全・安心な場である必要があります。また、区市町村との間で福祉避難所協定を締結していれば、地域の災害時要配慮者の方々の避難所としての役割も担うことになります。防災機能の観点から、ライフラインが停止した場合でも、非常用電源の確保・活用できる備えは必須です。2018年5月1日現在の文部科学省の調査(再生可能エネルギー設備等の設置状況に関する調査)結果によると、全国の特別支援学校の太陽光発電設備の設置数は274校、約24%が設置している状況です。今後も、各自治体への太陽光発電導入の推進を働きかけていただき、スムーズな導入のための助成についても御検討をお願いいたします。

10. 新型コロナウイルス感染症対策

令和2年度においては、国の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して各学校等の新型コロナウイルス感染症予防対策が講じられ、生徒用トイレの洋式化や各種スイッチのセンサー化などの改良が行われました。一方で、寄宿舎を持つ特別支援学校等では、学校の感染対策についてはある一定程度進んだものの、寄宿舎の感染予防対策については予算的な制約から十分な感染予防対策が講じられておりません。また、生徒数が多い上に4人部屋での生活を余儀なくされている寄宿舎も少なくありません。寄宿舎を利用している児童生徒が安心して生活を送ることができるよう寄宿舎に対する感染予防対策の予算を確保していただくようお願いいたします。

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会

会長 澤村 愛

難病や障害で日常的にたんの吸引や人工呼吸器などが必要な「医療的ケア児」は推計で2万人以上いるとされています。登校する際の保護者の付き添いや、校内での保護者待機のために、保護者が離職を余儀なくされることがあります。こうした状況を改善する為に超党派でとりまとめられた法案「医療的ケア児支援法」が6月11日の参議院本会議で全会一致で可決・成立されました。子ども達やその家族が全国津々浦々、どの地域に居住していても、子供にとって最適な学びの環境が与えられる事とそれを実現する為の適切な支援を受けられることは、私たちの喜びです。成立にあたりご尽力いただきました全ての方々へ、心からの感謝を申し上げます。私たち保護者も、自らの役割を理解し、子供達が安心・安全に毎日の学校生活を積み上げていくことができるよう最大限の協力をしていきたいと思っております。

長引くコロナ禍です。肢体不自由校には基礎疾患を抱える児童生徒が多く通っています。教育とは知・徳・体を一体に育むものです。ソサエティ5.0の社会だからできる新しい教育の実践は、ウイズコロナ、アフターコロナでの私達の希望です。

GIGA端末の活用も進みつつあります。今後肢体不自由校で、教師による対面指導と家庭や地域社会と連携したオンライン教育を臨機応変につかいこなすハイブリッドな形の学びが実現される為にも、以下の事を要望いたします。

一、保護者代理人として訪問看護ステーションから人材を派遣できるよう業務委託し、その費用を就学奨励費の対象としてください。

児童生徒は日々の学校教育を積み重ねることにより成長しています。肢体不自由校は、人工呼吸器ユーザーや基礎疾患有することから常時の医療的ケアや配慮を有する児童生徒が多数通っている学校です。医療の助けがあって、福祉の助けがあって初めて教育を受けることが叶います。校外学習や宿泊学習、新学期の校内での医療的ケア準備期間など、現在の学校看護師の勤務体系では埋められない場面が、学校生活の中には多々あります。家庭生活と学校生活はシームレスです。福祉の制度を使って作った靴や椅子を学校へ持ち込むように、マンパワーも持ち込ませてください。例えば、日常利用している訪問看護ステーションから人材を派遣できるように一部業務委託をして、常時の医療的ケアや配慮を必要とする児童生徒が家庭生活で利用している訪問看護師さんを学校生

活の中で利用できるようにしてください。このようにすることで対人接触を減らすこともでき、感染症拡大防止にも、とても有効となります。またこれを 経済的支援の観点から就学奨励費の対象としてください。

一、特別支援学校だけでなく、全ての学校で医療的ケアを必要としている児童生徒が在学することを想定し、大学での教職課程や、すべての教員の研修の中で医療的ケアに関する学習及び三号研修を組み込むことについて、ご検討ください。

一、GIGA 端末の活用も進みつつあります。教職員が教材作りや授業の準備をする為の端末が揃っていない状況です。障害の特性から、パワーポイントや Word やエクセル等、一般に普及されている既存のソフトでは理解ができない児童生徒が通う学校です。障害の特性に応じたソフトを使い、その子に合わせて教職員が作り込む必要があります。児童生徒と同仕様の端末を指導者側にも一人一台整備し、同じ機器環境で教師と児童生徒が繋がるようにしてください。また、教職員の発想を現実に繋げられる専門の技術者の配置を各校へお願いします。

一、ICT 機器の発達は目覚ましいものがあります。特別支援学校の高等部生徒の就労を促進するため、在学中に在宅就労を含んだ企業等での遠隔による実習受け入れ拡大を強化するとともに、それをコーディネートできる人材を専任配置してください。

令和4年度

特別支援教育関係予算編成等の要望

全国病弱虚弱教育学校 P T A 連合会
会長 羽田京子

- 1 就学奨励費制度を今後も国の責任において継続すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 平成 25 年 3 月 4 日発出、24 初特支 20 号「病気療養児に対する教育の充実について」
(通 知) の内容の徹底を図り、特別支援教育における病弱教育の充実を図ること。
- 4 小児科病棟を持つすべての病院に、病院内学級の設置を推進すること。
- 5 病院内教育等の整備充実のため、病院内学級の設備基準の策定をすること。
- 6 病気療養児の教育を進めるために、医療的補助を充実すること。
- 7 入院中の幼児のために幼稚部を設置し、病気療養児の就学前の教育を保障すること。
- 8 病気療養児の後期中等教育の充実を図ること。
- 9 最新の情報技術を活用した指導法や体制の充実とそのための予算措置を講じること。

- 10 病気療養児への情報通信手段による指導を積極的に推進すること。
(ICT 機器の活用等)
- 11 病気療養児の情報保障やコミュニケーション能力の向上のため、機器の開発整備充実を推進すること。
- 12 学校行事に対する医師・看護師派遣旅費等の確保をすること。
- 13 小児科医の減少に歯止めをかけるために必要な政策をとること。
- 14 A Y A (思春期・若年成年) 世代患者さんへの学習支援、就労サポート、福祉サービス等の充実を図ること。
- 15 医療的ケア対応可能なレスパイトサービスの充実を図ること。
- 16 精神障害者保健手帳を所持していない生徒への就労支援を積極的に推進すること。
- 17 スクールカウンセラーの配置と相談室設置の推進、小児精神科・SSW・PSW の常駐あるいは定期的な巡回相談の実施を図ること。
- 18 心身症、発達障害児等に対する学びの場の一つである病弱の特別支援学校への転入学を柔軟に対応できること。
- 19 病気療養児の社会的自立に向けて、生活訓練室の設置を図ること。
- 20 地域生活支援事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等に係る趣旨の徹底、事業に係る地域間格差の是正、教育・医療・福祉・労働等関係機関との連携を図ること。

令和4年度に向けた特別支援教育振興に係る要望

社会福祉法人日本肢体不自由児協会 理事長 遠藤 浩

社会福祉法人日本肢体不自由児協会では、障害のある子どもたちが個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、地域社会で自立した生活を営むことができるように支援することを目的とし、さまざまな事業を行っています。当事者である子どもたちとその家族を支援する事業、社会に働きかけて啓発する事業などに取り組むとともに、国から運営委託された「心身障害児総合医療療育センター」においては、肢体不自由児など障害のある人たちのニーズに的確に対応した医療・

福祉サービスを提供しています。

日本肢体不自由児協会といたしましては、障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立して地域社会に参加するために、令和4年度の教育関係予算について、下記の事項を重点として要望いたします。

① 障害者の文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動の裾野を拡げ、多様な文化・価値観を認め合う社会を創造するためのさまざまな取り組みができるよう要望します。

また、当協会事業でもある「肢体不自由児・者の美術展／デジタル写真展」の表彰式等への指導教諭も参加できるよう旅費等が公費支給できるような仕組みの構築をお願いします。

② 障害者スポーツの推進

スポーツ機運が盛り上がるであろう2020東京オリンピック・パラリンピック後も、引き続き障害者スポーツの理解や普及、誰もがみんなで運動やスポーツを楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進が行なえるよう要望します。

特に重度障害の方々でも参加できるスポーツの普及・推進に向けての取り組みをお願いします。

③ 生涯学習の充実

障害のある方々が学校卒業後も生涯を通じて、教育や文化芸術、スポーツなど様々な機会に親しめるような施策を推進し、一人一人が秘めている可能性を引き出し、夢と希望を持って生きていけるような取り組みをお願いします。

④ 災害対策

毎年のように起きる大規模自然災害への備えや被災した障害者へのきめ細かな支援を行うための施策推進をお願いします。

要　望　書

全国重症心身障害児(者)を守る会

令和元年12月に発生した新型コロナウイルス感染症が世界規模で猛威を振るい、私たちの日常生活に深刻な影響を及ぼしています。未だ収束の兆しが見えない中、国・自治体・関係機関および医療従事者の皆様には重症心身障害児者(以下、重症児者)等への支援をはじめ様々な対策を講じていただいておりますことに心より感謝申し上げます。

当会は昭和39年6月に、重い障害児をもつ親たちが「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念のもと結成し、今年で57年を迎えます。重症児者のいのちが守られ、施設にあっても在宅にあっても一人一人が豊かに生きられることを願い、運動を続けてまいりました。

近年、医療技術の進歩により、在宅で医療的ケアを必要とする重症児者の増加や高齢の親による介護の限界が問題となってきております。このような実情を踏まえ、当会では、今後とも親自身が自らの責任と義務を果たすとともに、会の三原則に則り、どんなに障害が重くてもそのいのちが守られ、一人一人がかけがえのない人生を豊かに生きられるよう、社会の共感を得られる活動を真摯に続けてまいります。

ここに会員の総意に基づき、次のことを要望いたします。

一、新たな感染症に備え、各自治体においては日頃からマスク・手指消毒剤をはじめ衛生用品・医療物品等の備蓄をお願いいたします。併せて、流行時に重症児者の家庭や施設・事業所等に速やかに供給いただけるよう体制の確保をお願いいたします。

一、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、「重症心身障害」を「優先接種の上位に位置づける基礎疾患を有する者」の範囲に認めていただきましたことに感謝申し上げます。重症児者は濃厚な医療や様々な合併症を抱えている方が多く、感染症に罹患した場合には重症化することが予測されます。新型コロナ以外にも、今後新たな感染症が流行した際ににおいて早期のワクチン接種をお願いするとともに、自らの不調を伝えることができない重症児者のいのちを守るために、日頃から本人の状態をよく知るかかりつけ医等から接種できるようお願いいたします。

一、近年、人工呼吸器など日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症児が増加傾向にあり、その家族への支援は緊急を要する課題となっています。市区町村・都道府県におかれましては、重症児者とその家族が地域において必要な支援を円滑に受けられ、安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等関係機関による連携体制の促進をお願いいたします。

一、短期入所、通園・通所事業については、重症児者の在宅生活を支える上で欠かすことのできない重要な施策です。入所施設においては、専門機能を活かした地域支援の拠点として、短期入所における超重症児の受け入れの強化、通園・通所支援、相談支援等の機能の更なる充実をお願いいたします。

一、重症児者を対象とした児童発達支援事業ならびに生活介護事業については、身近な地域で通えるよう実施箇所数の更なる拡充を図っていただくとともに、医療的ケアの実施体制の整備も併せてお願いします。また、感染症に備え十分なソーシャルディスタンスを保つため、柔軟な対応・工夫ができるよう支援をお願いいたします。

一、国立病院におかれましては、人員配置を拡充し、手厚い療育体制を確保するとともに、入所者のQOLの向上に向けた取り組みをお願いします。また、重症児病棟を有する全ての国立病院において通所事業を実施していただきますようお願いいたします。

一、医療的ケアが必要な児童生徒にとって、学校において医療スタッフ等の人員配置と設備が欠かせません。また、学校生活や送迎では保護者の付き添いも余儀なくされています。医療的ケアがあっても身近な地域で教育が受けられるよう教育環境の整備と地域格差の是正を図るとともに、教育を受ける機会が確保されるよう体制の整備と充実をお願いいたします。

一、どんなに重い障害があっても一人一人が可能性を秘めています。特別支援学校で学んだことを継続するため、卒業後は、障害福祉サービスでのバトンを受け取る支援設計図を障害者総合支援法に明記してください。具現化する場合にあっては、「療養介護」「生活介護」等の個別給付支援制度の「その他の必要な日常生活上の支援」などに生涯学習相応の支援を明記し、特別支援学校教員OB等支援者を雇用するための加算報酬を設けてください。また、生活介護には「居宅訪問型児童発達支援」同様の事業として「居宅訪問型生活介護」事業の創設をお願いいたします。

一、近年、全国の都市部を中心に重症児者施設が開設されるとともに、新たな整備計画が進められていることに感謝申し上げます。介護の限界にある高齢の親にとって施設は重症児者のいのちを守る最後の拠り所であることから、入所待機者が多い地域にあっては、引き続き施設の新設または増床をお願いします。併せて、いずれの施設においても医師、看護師、福祉

職員の確保に困難を極めています。更なる人材確保及び人材育成のための施策の充実をお願いいたします。

一、重症児者施設および国立病院においては、個別の支援計画を作成し年齢・状態に応じた日中活動の提供に取り組んでいただいているところですが、密にならない環境に配慮しながら、引き続き充実した日中活動が受けられるよう、柔軟な対応・工夫をお願いいたします。また、感染症流行時にあっても、入所者の家族にできるだけ面会の機会を設けていただけますようお願いするとともに、介護者の感染等により在宅生活が困難になった重症児者を安全に受け入れられるよう環境の整備と体制づくりをお願いいたします。

予算要望事項

全国視覚障害児(者)親の会

会長 高木美恵子

文部科学省への重点要望事項

1. ICT機器の設置拡大 専門性の高い教員の育成

ICT機器の活用により情報検索や情報発信が容易になり、一人一人の障害の程度や特性に応じた対応もできます。携帯電話やタブレットもより良いコミュニケーション手段として活用できます。視覚障害教育と情報通信教育の高い専門性の教員の育成が望まれます。

令和4年度 文部科学省への予算要望事項

盲ろうの子とその家族の会 ふうわ会長

井本 千香子

視覚と聴覚の両方に障害を有する「盲ろう」という厳しい困難を抱えた子ども達へのご理解とご支援を賜りたく、以下に関する予算要望を致します。

【盲ろう児教育】

平成26年1月20日に批准された「障害者権利条約」第24条「教育」3(C)に「盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)(特に盲人、聾者(ろうしゃ)又は盲聾者(もうろうしゃ)である児童)の教育が、その個人にとって最も適当な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、

学問的及び社会的な発達を最大にする環境において行われることを確保すること。」とあります。

盲ろう児(盲ろうである児童・生徒)、特に先天性盲ろう児の場合、障害の程度や個々の育ってきた環境によりコミュニケーション手段や必要な配慮、支援は様々です。まさに、その個人にとって最も適切な言語並びに意思疎通の形態及び手段で、かつ、学問的及び社会的な発達を最大限にする環境のもと、教育が行われるように望みます。

【就学について】

盲ろう児に対して適切な就学相談と就学決定がなされるよう、国からの支援を求める。盲ろう児が就学先を決めるにあたり、その障害の希少性や独自性ゆえに教育相談を受けてくださる専門機関がほとんどなく、保護者は手探りで我が子に適した教育の場を探し求めます。

聴覚特別支援学校(ろう学校)においては視覚障害への配慮が難しいと言われ、視覚特別支援学校(盲学校)においては聴覚障害への支援体制がない、知的障害や肢体不自由を中心とする特別支援学校(養護学校)においては、視覚や聴覚への支援は難しいと難色を示されるなど、就学先が決定するまでには幾多の困難があることが通例です。そして、各自治体・学校によっても対応がまちまちで、相談の段階で、「身辺自立していなければ、聴覚特別支援学校への就学は難しい」、「歩けなければ、視覚特別支援学校で受け入れることは難しい」といった対応事例もみられます。全国どの地域に住んでいても、盲ろう児に対して適切な教育が行われる学校、教育環境が確保されるよう要望します。

【関係教育機関の連携】

盲ろう児の教育的ニーズに見合った支援が適切に行われるよう要望致します。

我が国において、いまだ「盲ろう」が法的に定義されていないために、「盲ろう学校」は存在していません。また、先天性盲ろう児の多くは、盲ろうの他に肢体障害や知的障害などの障害を併せ有する場合が多く、その多様なニーズに適合した専門性の高い教育を受けるためには、在籍校の垣根を越えた支援が不可欠です。盲ろう児に対して特別支援教育コーディネーター等が、在籍校と他障害種特別支援学校及び関係機関との連携を図り、必要に応じて県外特別支援学校など枠組みにとらわれない教育機関と連携しながら、盲ろう児の教育的ニーズに合った支援が行われるよう要望いたします。

【教職員のための研修システム構築】

盲ろう障害について、教職員が研修できるシステムをつくってください。

盲ろう児を担当することになった教員は、盲ろうについての知識が乏しいまま手探り状態で子どもと向き合っています。他の特別支援校や盲ろうの専門性を持った機関との連携は勿論ですが、教職員に対して研修出来る機会を確立してください。

日本で唯一の特別支援教育のナショナルセンターである国立特別支援教育総合研究所や各自治体の教育委員会・教育センターにおいて、盲ろう児教育について研修する機会を設けてください。また、大学等における教員養成の段階から、盲ろうについて学ぶことができるカリキュラムの編成について、各大学に検討を要請してください。

【冊子「視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろうの子どもたちの育ちと学びのために】

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が作成しました「視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろうの子どもたちの育ちと学びのために」の盲ろう冊子は、子どもたちとの関わり方、指

導のポイントがわかるテキストとなっています。この冊子を教職員の指導書として周知・活用を要望します。

【教育年限の延長】

盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

究極の情報入力障害といわれる盲ろう障害は、健常児ならばごく自然に獲得する言語概念やコミュニケーション手段の獲得を阻み、日常の偶発的学習をする機会などを奪います。全ての学習において盲ろう児は、健常児が理解し習得する時間と比べ、膨大な時間を必要とします。盲ろう児が教育内容を習得するための合理的配慮として、教育年限の延長を選択できるなどの体制が確立されることを要望します。

【社会参加に向けて】

盲ろう児に対して社会参加を意識した教育を求めます。盲ろう障害は、移動・コミュニケーション・情報収集に困難がある障害です。その特性から、就労をはじめ社会参加が困難であるという課題に、多くの盲ろう者が直面しています。学校卒業後、盲ろう児は社会の中に障害特性に理解ある居場所を得ることが難しく、教育で育まれた力を十分に發揮できない、さらにはその力が後退するという現状が散見されます。コミュニケーション力向上や自分で出来ることを増やすなど、学校教育において確かな生きる力が育まれれば、盲ろう児は社会の中でより主体的に生きていいくことが出来ると考えます。

2022年度予算に対する文部科学省への要望事項

団体名:NPO法人 全国LD親の会

代表者名:理事長 井上育世

連絡先:jimukyoku@jpald.net

COVID-19 の流行により、社会のあらゆる場面における「新しい生活様式」が求められている中、今まで以上に一人一人が互いを尊重しあえる社会の実現に向けて、感染症対策としての暫定的な措置にとどまらず、発達障害のある子ども達も含めたインクルーシブな環境設定や学習方法を位置付けていただきたい。

1. 通常の学級における学級規模を小さくして指導の充実を促進すること
・クラス数の増加のために十分な教職員数を確保すること
・教室内における児童生徒の間隔の確保は、教員と生徒・生徒どうしの情報伝達も疎になりがちであることから、支援員を配置し、児童生徒の学びを確かなものにすること
2. 合理的配慮を確保しつつ、インクルーシブ教育システムの充実の推進を図ること

- ・すべての教職員に対し、特別支援教育および合理的配慮についての理解を促進すること
- ・特別支援教育実施の責任者である校長がリーダーシップを發揮して、複層的な校内支援体制を整備し、推進していく組織を作ること
- ・在籍校で通級指導が受けられる体制を拡充すること。
(自校内通級・巡回指導・リモート指導)
- ・幼稚期・小学校から大学までライフステージを通した切れ目のない支援システムの構築を推進すること
- ・切れ目のない支援のため、学齢期に発達検査等を活用し個々の特性を把握すること

3. 切れ目のない支援体制整備の一層の推進と指導の充実をはかること

- ・個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用・丁寧な引継ぎ・保護者との共有を一層、推進すること
- ・教員の負荷軽減のため、AI 等のデジタル技術を利用し、支援計画の実績評価の蓄積データを活用し、計画作成の支援ができるシステムを構築すること
- ・就労の際にも、就労支援事業所及び就労先へ個別の教育支援計画の開示・移行を促進すること

4.GIGA スクール構想による ICT 機器の整備を進め、誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを確立すること

- ・ICT 機器を取り入れた学齢に応じた有効な指導方法を確立すること
- ・教育に関する ICT の活用についての専門家チームを組織し、各教育現場での個別のニーズに対応していくこと
- ・すべての教員に対し、ICT 機器についての技術の研修をおこなうこと
- ・一人一人の学び方に応じて、学校での学習と家庭学習を連動させた ICT 機器の活用を図っていくこと
- ・特別支援教育に関する個別の教育支援計画を始めとする個人情報のデジタル化を促進し、関係機関との的確に管理・共有できるシステムを開発すること

5.キャリア教育は本人の特性を考慮し、適切な指導を行うこと

- ・進学コースを選択した生徒にも、学力以外のキャリアに必要な社会適応力についての情報提供、適切な指導を行い、求職時に初めて適性を欠くことを気づくことの無いようにすること

6. 発達障害の特性に応じた緊急時の支援対策を整備・周知すること

- ・発達障害の特性にあわせた対応方法、留意点等をまとめたマニュアルを整備し、周知を図ること
- ・緊急時でも連携を図って対応を取れる「トライアングル」プロジェクトを構築すること

令和 4 年度特別支援教育関係予算編成等への重点要望事項

(一社) 全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保厚子

日ごろより、特別支援教育の推進につきましてご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私たち(一社)全国手をつなぐ育成会連合会(以下「当会」という。)は、知的障害のある本人と家族の会として、知的障害のある人たちが地域において障害の状況にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとに、安心で豊かな暮らしが実現できることを願っています。

知的障害をはじめとする障害のある児童生徒の自立と社会参加に向けた十分な教育環境の整備と、切れ目のない支援体制を構築し、特別支援教育の一層の推進をお願い申し上げます。

1 幼児・児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した教育の充実

教育場面における取組みを通じた共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの着実な構築と、基礎的な環境整備をお願い申し上げます。特に、地域における特別支援教育等に関する乳幼児期からの早期相談支援体制整備（早期発達支援コーディネーターの特別支援学校等配置）の推進が重要であると考えます。

児童生徒の意思決定支援を重視し、「個別指導計画（以下「I E P」という。）」の作成を通じて一人ひとりの教育的ニーズを示した個別の教育方針を明確にするとともに、I E Pが活かされるよう、教育場面における合理的配慮の提供につながる基礎的な環境整備（教員の資質向上、教育環境の整備、社会的理解啓発など）を推進してください。また、インクルーシブ教育システムを推進しつつ、障害が重度・重複化、多様化する児童生徒に対応した特別支援学校における教育を充実させてください。

2 切れ目ない支援体制の整備充実

乳幼児期から学校卒業後まで切れ目のない特別な支援が必要な幼児、児童生徒に対する、教育・福祉等の関係機関が連携した、切れ目ない支援体制整備の推進を求めます。

「個別の教育支援計画」の作成が義務化され、個別の指導計画に反映されるようになれば、児童生徒一人ひとりの特性・発達に応じたI E Pが充実するものと大いに期待しております。そのためにも、I E Pなどが本人・保護者の意思や意見、希望などを反映した形で正しく作成され、十分に活用されるよう教育現場への周知指導を徹底してください。

児童生徒については、福祉に係る主たる根拠法が児童福祉法になり、支援の主体が区市町村となりました。しかし、区市町村によってサービス調整を担う相談支援事業が成熟していない状況、必要なサービス提供の基盤整備が進んでいない状況などが散見され、大きな格差が生じています。I E Pを作成する際には、家庭状況も含めたアセスメントを行い、児童生徒に必要な支援を「地域全体で整備していく」という、平成30年の「平成30年文部科学省令第27号」により学校教育法施行規則を改正してスタートした、いわゆる「トライアングル・プロジェクト」の考え方に基づくことが重要であることを繰り返し強調してください。特に、学校と障害児通所支援事業所との連携に関する好事例を多くの自治体へ波及させるよう、好事例集や連携マニュアル等を十分に情報提供してください。

3 学校における医療的ケア実施体制の構築

医療技術の進歩に伴い、酸素吸入や人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療行為が必要な児童生徒が増加しています。学校内（送迎を含む）における高度な医療的ケアに対応するため、医師と連携した校内支援体制の構築や医療的ケア実施ガイドライン等を作成し、体制の充実を図ってください。

特に看護師については、本年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことも踏まえると、生徒数に応じた定数化が必要と考えます。各校最低2名以上とし、そのバックアップ体制が行える財源措置を求めます。

4 発達障害に関する指導担当教員専門性の充実

発達障害の理解が促進される体制について、特に特別支援学校へ強度行動障害の状態にある児童生徒にも対応可能な専門性を有する教職員を育成、配置するとともに、特別支援学級担任の資質向上を図ることを視野に入れた財源の措置をお願い申し上げます。

発達障害の児童生徒は確実に増加しています。改正された発達障害者支援法における教育分野の各規定も踏まえ、一人ひとりのニーズに合った教育指導を実現するため、すべての教職員が特別支援教育に携わる意識で資質を高められるよう日常の研修を充実し、通常学級においても在籍する児童生徒についてI E P及び個別の指導計画の作成ができるようにしてください。また教員養成課程における講義に専門性の向上が見込めるカリキュラムを盛り込むことが重

要と考えます。

5 特別支援教育に関する教職員などの資質向上

知的障害分野における特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有者の割合が 80% を超えました。一方で特別支援学校教諭等免許状取得者については地域格差があります。改善の見られない都道府県教育委員会に対して行政指導をして格差解消に取り組んでください。今後、免許状の取得だけでなく、認定心理士や学校心理士などの資格取得や専門的な支援技法の習得を奨励してください。また、資格取得者への待遇面について配慮してください。その際には、特別支援学校だけでなく、特別支援学級教員の資質向上が重要です。そのためにも、早期からの就学相談・支援体制整備も含めた人的配置にかかる財源措置を求めます。特に、知的・発達障害のある児童生徒への合理的配慮については、ソフト面での対応も十分に可能なことから迅速な対応も期待できる反面、適切なアセスメントによる「困りごとの明確化」が不可欠です。換言すれば、知的・発達障害のある児童生徒への合理的配慮はアセスメントを含む概念であるということを教育現場へ周知徹底すると共に、適切なアセスメントを実施できる教員の専門性の向上を求めます。

6 新学習指導要領等の趣旨徹底等及び学習・指導方法の改善・充実

今年度から小中学校において実施されている新たな学習指導要領において、特別支援学級および通常学級に在籍する児童生徒への IEP の作成と活用を徹底してください。特に、作成が義務化されることに対する区市町村教育委員会への周知徹底をお願い申し上げます。あわせて、児童生徒と保護者に対して合理的配慮に基づく「分かりやすい情報提供」を行ってください。

また、新たな学習指導要領が高校にも実施されることを踏まえ、特に以下の点へご留意ください。

- (1) 本格実施に向けた周知徹底
- (2) 特別支援教育コーディネーターの早急な専任化
- (3) 通級指導担当教員をはじめとする、特別支援教育の充実のための教職員定数の改善
- (4) 医療的ケアのための看護師、PT、OT、ST 等の専門家、合理的配慮協力員、早期支援コーディネーター、就労支援コーディネーター等の人的配置に係る財源措置の拡充
- (5) 特別支援教育支援員の幼稚園、小・中学校、高等学校への配置の充実
- (6) 特別支援教育のための教室及び備品整備への支援
- (7) 特別な支援を必要とする児童生徒に対する教材の開発

7 本人・保護者の意向を十分に踏まえた学校・学級選択の徹底

障害者基本法、学校教育法施行規則の改正により、小学校入学段階からの学校・学級選択は、障害児本人や保護者の意向を十分に踏まえて決定することになっています。しかしながら、一部地域では実質的に教育委員会の主導により学校選択されている事例も散見されていることから、全国どこでも法や規則の考え方へ沿った学校・学級選択ができるよう求めます。

その際、教育委員会に対して通常学級から遠ざかることがないよう、合理的配慮の提供を前提として、適切な判断のもとで学校、学級選択ができるよう、格差の生じない一貫した教育を求める。

8 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解（心のバリアフリー）の推進

国民の障害者に対する理解・啓発には、幼少期からの教育が重要です。教育により「障害」について当たり前に学ぶ環境設定を強化してください。また教職員が障害者権利条約、障害者差別解消法の合理的配慮、インクルーシブ教育システムにおける障害理解・啓発についてのさらなる促進などについて必要性が学べるよう、全ての教職員に向けて、教員養成課程のみなら

ず、現任者も含めた研修機会を設けて学びが実践となることが重要です。

9 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進

ICT、IOTなどのIT関連の進化により、知的・発達障害や視覚障害のある児童生徒が拡大教科書や音声教材、さらにはタブレット端末機器などを活用する機会が増えてきました。教育分野でも教科書デジタルデータの促進にあたっては、児童生徒の障害特性を踏まえた教材の活用に関するアセスメント等について実践に基づいた展開となるよう求めます。

特に、近時ではGIGAスクール実現推進本部が設置され、「児童生徒1人1台タブレット」の実現を見据えた施策パッケージも提示される中で、知的・発達障害のある児童生徒の特性を踏まえた各種電子機器が導入されることを求める。あわせて、教職員のICT機器に関する研修も重要と考えます。

10 障害者虐待防止への対応

障害者虐待防止法が施行されて以降、家庭内や福祉サービス事業所などにおいてさまざまな虐待事案が報告されています。残念ながら、教職員による児童生徒への虐待事案も事件として数多く報道されていますので、教育委員会を通して、教職員を対象に虐待防止法についての研修を実施し、教育現場における児童生徒に対する虐待防止に向けた取組みを完全実施してください。その際、軽微な「体罰や不適切な指導」も含め事例として紹介し、改善に向けてのプロセスを公表するなどして、現場での努力を保護者など一般市民に見える形で示してください。

また障害者虐待防止法の対象からは学校、保育所、病院などが除外されています。当会としては、一刻も早くこれらについても実行性のある虐待防止施策、特に教育上の指導が過度にならないことも含めた対応を各方面に要望しておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

11 高等学校段階における特別支援教育の推進

卒業後の社会参加に向けて、就労希望者には本人の特性に合った就労先が選択できるよう、特別支援学校高等部における職業教育の充実を図り、就労する基礎的能力を高め、就職率の向上を図ってください。また、知的障害部門においても、特別支援学校高等部卒業後の各種専攻科を設置すべきとの意見も聞かれています。設置の必要性について検討してください。

国の雇用促進・就労支援施策の進展は見られますが、学校での発達障害、中軽度知的障害児の就労能力の向上のための支援や取組みを充実し、就労の可能性を広げることが重要です。就職率向上のためにも、キャリア教育・職業教育の充実、職業科の増設、専門性のある専任教職員の配置をお願い申し上げます。

卒業後の多様な進路先として、学びの場を拡大する方向も重要と考えます。まずは、上記のとおり特別支援学校高等部の教育課程に各種専攻科を設置するなど多様化を検討してください。また発達障害児については、普通高校における教育を受けられるよう、高校入試や授業等における合理的配慮の取り組みの促進に向けて、教育委員会等への啓発や支援対策を講じてください。また国立大学においては、知的障害者が学ぶことができる学部学科の新設、私学の既存校においても受入れの選択肢を増やすなどして、多様な学びの場を保障してください。

高等学校における通級指導の制度化については、実現に向けてご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。今後は、少なくとも全国の国公立高校において通級指導が実現できるよう、取組みの推進をお願い申し上げます。また、高等教育段階においては、生徒の学業の成績・点数・偏差値だけに着目するのではなく、生徒の生活面にも目を向け、発達障害者の特性理解に基づいて、たとえば「発達障害支援者研修」を参考に教育や支援を実践されるよう、お願い申し上げます。

12 生涯学習の充実

障害者の多様な学びの場、あるいは生涯教育の充実・展開が、ライフステージに応じた潤いとなるよう、生涯にわたる障害者学習支援の充実を求める。

貴省生涯学習支援室において、「障害者の生涯学習の推進方策について」がまとめられました。

① 学校卒業後における障害者の学びの支援

② 生涯を通じた多用な学習活動の充実

③ 「学習関係」「スポーツ・文化関係」「幅の広い体験や学び関係」

を柱に、誰もが障害の有無にかかわらず共に学び、生きる共生社会を目指す内容となっています。報告書の内容が多くの教育現場から福祉現場などへ発信され、地域内で連携していくことができるよう、まずは区市町村の教育委員会において理解が進み、文化的・芸術的な面での教育の充実とスポーツ分野の充実が実践されるよう取り組むよう、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の影響で延期となった2020 オリンピック・パラリンピック開催後の「レガシー」を意識して、文部科学省内のオリ・パラ推進室と生涯学習支援室を軸にした各関係部署との連携を図ってください。当会としては、特に知的障害者の文化芸術活動とスポーツの振興を期待しています。

また、障害者文化芸術活動推進法の推進も含め、教育の場面であればこそオリンピアードの精神がこれらの活動に広く取り入れられるよう配慮していただき、社会に出てからも生き甲斐をもって、豊かな暮らしが営めるよう、文化・スポーツ面における生涯教育カリキュラムとの連携・充実を期待します。

障害者文化芸術活動推進法では、第15条で文化芸術活動を通じた交流の促進として、小学校等を訪問して行う障害者の文化芸術活動の支援、特別支援学校と他学校の相互交流の場の提供等が明記されています。この法律を推進力として生涯学習の充実が図られるよう求めます。

13 強度行動障害の予防、悪化防止の徹底

社会生活を営むことに大きな困難がある、非常に重い行動上の障害（いわゆる強度行動障害）のある人への支援が、全国各地で大きな課題となっています。強度行動障害は、多くの研究から生来のものではなく、主に児童期の生活環境、教育環境が本人の特性に合っていないことが発現、悪化の主要因になっているとされています。

つきましては、トライアングル・プロジェクトの基本的な考え方に基づき、「家庭・教育・福祉の連携」により強度行動障害の予防や悪化防止を推進するよう求めます。具体的には、特別支援教育教員養成課程に強度行動障害について学ぶ授業を盛り込むほか、教員免許更新研修にも取り入れるよう、求めます。なお、その際には厚生労働省が定める「強度行動障支援者養成研修」などの内容を参照していただくよう、お願い申し上げます。

14 新型コロナウイルス対応

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）は、教育現場にも大きな影響を及ぼしました。新型コロナの特性を踏まえると、今後も教育場面での影響は継続する可能性が否定できないことから、先の緊急事態宣言時における対応等も踏まえ、次の事項を求めることがあります。

（1）特別支援学校等における取組

今後も起こりうる学校休校中におけるさまざまな取組みについて、たとえば「学校の開設や自主通学の受入れ、教員の居宅訪問」「特別支援教育に携わる教員の放課後等デイサービスなどの応援」「学校施設の開放」といった好取組を収集し、全国へ広めることが重要です。

（2）特別支援学校高等部3年生への確実な卒業進路指導

新型コロナの拡大防止を背景に、卒業後の進路を検討するために重要な進路先候補への実習などが大幅に縮減している状況が報告されています。高等部における進路決定は人生における大きな節目でもありますので、緊急事態宣言終了後などの機会を捉えて速やかに実習の再開など進路指導を実施するよう、都道府県・政令市の教育委員会へ通知してください。

また、あわせて新型コロナの状況を踏まえ、少なくとも今年度については年度を越えての進路先開拓や実習実施といった対応が図られるように進路指導の運用を改善してください。

（3）トライアングル・プロジェクトの理念周知の徹底

「トライアングル・プロジェクト」の基本的な考え方である「家庭・教育・福祉の連携」や、プロジェクト報告書に掲げられる「学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化」を踏まえ、新型コロナによる一斉休校などの難局を「家庭・教育・福祉の連携」で乗り越えることが、トライアングル・プロジェクトの理念につながるものと考えております。この考え方を全国の教育委員会へ強く周知徹底してください。

2022年度学校教育における「てんかん」への正しい理解と指導の実現に 向けた要望書

公益社団法人 日本てんかん協会(波の会)
会長 梅本 里美

1. てんかんのある児童生徒が、安心して学習できる教育環境を整備してください。

- 1). 2011年の事故報道以降、てんかんのある児童生徒への、水泳指導、宿泊研修、理科や家庭科の実習等への不当な行動制限等が全国から報告されました。改めて、個人の学習計画に基づき差別を助長しない適切な指導を行ってください。
- 2). てんかん発作や薬の副作用から生じる症状だけから、さまざまな制限が児童生徒および保護者などに強要されないように、十分なる生活指導指針を設けてください。
- 3). 全教員が基本的な研修を行った後で、学校で判断ができる、坐薬挿入、頓用薬服用、口腔内粘膜投与剤のガイドラインを緊急時に限らず設けてください。
- 4). 発作が消失し服薬だけを継続している児童生徒には、必要以上の介護や行動制限をしないでください。また、児童生徒に対する「くすり」の正しい知識の普及をカリキュラム化してください。
- 5). 保健体育の時間に、病気や障害の理解を深めるためのカリキュラムを導入してください。学校教育に、偏見助長の予防効果があることは、世界的に実証されています。
- 6). スキューーバダイビングなど生涯教育の現場において、病名だけで入校、実習、免許取得等に制限が生じないよう指導を行ってください。

2. てんかんの特性を十分に理解した教育を進めてください。

- 1). ADHD（注意欠陥多動性障害）・LD（学習障害）・てんかん（特に欠神発作）のある児童生徒について、対応区分が明確となる指導指針を設けてください。
- 2). てんかんのあるADHD児への、具体的な支援計画を策定してください。
- 3). 教員養成課程、特別支援教育研修、教員免許更新研修などあらゆる教員の研修に、てんかんに関するカリキュラムを設けてください。
- 4). 特別支援教育コーディネーター養成校のカリキュラムに、てんかんの内容を含めてください。
- 5). 本協会が啓発用・初心者向けテキストとして作成している「はじめてのてんかんテキスト」「教師のためのてんかんQ&A」などを提供しますので、教員向けの副読本として全国の小中学校および高校に配布し、全教員に対しててんかんの基本的で正しい知識の指導を行ってください。
- 6). 担当教員、養護教員、コーディネーターなどの研修の場として、本協会が毎年実施している「てんかん基礎講座」などを指定し、より正しい知識の習得を促進してください。

令和4年度 文部科学省予算編成に関する要望書

一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会

代表理事 貝谷 久宣

昨年から新型コロナウイルス感染症が流行する中で、筋ジストロフィー等の難病患者及びその家族は、特に不自由な生活を強いられています。それを改善するため、学校職員や文部科学省職員も大変な状況下で、職務を全うされていることに感謝申し上げます。当会としては、コロナ禍及びその後の社会において、筋ジストロフィー患者が十分な教育を受けられるよう、下記のとおり要望いたします。

1. 児童生徒の状況に適した就学先の選択

筋ジストロフィーは、様々な病型があり、症状の出方や進行に個人差が大きい疾患である。設備や人員の面で制限を受けることなく、筋ジストロフィーの児童生徒の状況に適した就学先を選択できるようにしていただきたい。学区外のバリアフリー化が進んでいる学校への通学が認められなかつたことなどは、障害者差別解消法に規定される合理的配慮の義務に違反しており、教育委員会に法令とその考え方を周知いただくとともに、設備や人員を充実するための十分な予算措置をお願いしたい。

2. 普通学校就学者への対応

1) 心のバリアフリーに関する教育の強化

筋ジストロフィーのように幼児期に発症する疾患では、障害を理由にいじめを受ける事例が後を絶たない。他の児童生徒及び担当教諭、学校関係者に対して、障害の社会モデルに対応した心のバリアフリーに関する教育の強化をお願いしたい。

2) 専門職員の配置と質の向上

(1) 学校職員・介護員

身体障害のある筋ジストロフィーの児童生徒が安心して十分な教育を受けられるよう、必要な学校職員・介護員の配置をお願いしたい。

(2) 特別支援学校の知見やノウハウの共有

普通学校・学級に通う筋ジストロフィーの児童生徒が十分な教育を受けられるよう、特別支援学校・学級で得られる知見やノウハウを普通学校・学級に共有し、活用していただきたい。

3) バリアフリー設備・環境の整備

就学する児童生徒のためだけでなく、高齢者との連携を進める学校施設の整備、及び災害時や非常時に避難所となる学校施設の防災機能として、大型の電動車椅子も使用できる障害者用トイレやエレベーターの設置など、ユニバーサルな環境の整備をお願いしたい。

3. 特別支援学校・学級就学者への対応

1) 医療的ケア児支援法の完全な実施

重度の筋ジストロフィーの児童生徒は、排痰・嚥下機能が早くから低下し、日常的に呼吸管理や喀痰吸引等の医療的ケアが必要である。第204回国会で成立した医療的ケア児支援法の趣旨に則って、保護者の付き添いがなくても、医療的ケア児が「全国どこでも」「安心して」教育を受けられるよう、必要な看護師等や介護福祉士等その他の医療的ケアを行える者を配置いただきたい。

2) ICT機器を利用した教育の推進

(1) 教材の研究と展開

コロナ禍において、ICTを利用したリモート学習が推進されているが、筋ジストロフィーの児童生徒にもその教師にも、わかりやすく使いやすい教材の研究開発とその全国展開を行っていただきたい。

(2) ICT機器の活用

筋ジストロフィーの児童生徒一人ひとりの身体の残存機能を最大限に活用できるよう、PC、タブレット端末、音声入力や視線入力システム等、様々なICT機器を症状の進行を見越して導入していただきたい。

3) 交流及び共同学習等の強化

少人数の特別支援学校・学級は、コロナ禍で特に閉鎖的になっているため、普通学校・学級との交流及び共同学習や、学校の枠を超えた地域との交流の機会を増やし、筋ジストロフィーの児童生徒の社会性の醸成と社会進出に努めていただきたい。

4) 緊急時対応の強化

学校内だけでなく、スクールバス内や校外学習等における緊急時対応の強化をお願いしたい。命を守ることを最優先とするよう、人員の配置、マニュアルの整備・内容の再確認、関係者への教育徹底、及び対応訓練の実施をお願いしたい。

4. 高等教育への対応

1) 学内での支援体制の整備

高等教育機関において、筋ジストロフィーの学生が就学できるよう、障害者差別解消法に規定される合理的配慮の義務を各大学等に周知し、授業(ノートをとる等)や生活(学内での食事・トイレ等)についての支援体制の整備をお願いしたい。在学中の生活介護サービスの活用については、厚生労働省と協議、連携していただきたい。

2) 医療的ケア児支援法の高等教育等への適用

医療的ケア児支援法は高等学校等までに在籍する医療的ケア児を対象としているが、大学や専門学校、職業訓練校などにも同法が適用されるよう努めていただくとともに、関係省庁とも連携し必要な措置を講じていただきたい。

3) コロナ終息後を見据えた支援者の育成

大学等においては、障害のある学生を支援するための人材・ボランティア等の養成を長年継続していたところもあるが、コロナ禍のリモートの活用の中で失われようとしている。これらの大事な社会的資源が衰退しないように働きかけをお願いしたい。

4) 障害者の就学に積極的な学校へのインセンティブ創設

現在、教職員の工夫や独自の予算措置により、障害のある学生の就学を支援している大学等が複数ある。こうした取り組みにインセンティブを設けることで、さらなる支援体制の拡充や、他の大学等への取り組みの展開に繋げていただきたい。

5. 通学手段の整備と支援

誰もが学校に通学するために、普通学校や特別支援学校のスクールバス整備、保護者送迎時の経費助成、普通学校における生活介護サービスの利用等必要な措置等を講ずるよう、地方公共団体や学校に対して指導いただくとともに、これらについて厚生労働省等と協議、連携しながら実施していただきたい。

6. 生涯学習と余暇活動の機会の確保・整備

1) 生涯学習の機会の確保

筋ジストロフィー患者が心身ともに健康に生きていくためには、生涯にわたり学び続けることが重要であるが、特別支援学校卒業とともに学びの機会が断たれる現状がある。学校卒業後は、生涯学習の機会を十分に確保できるよう環境整備をお願いしたい。また、上肢障害のある筋ジストロフィー患者が、読書や、パソコンを用いた学習活動を行う際には、ICT 機器の使用が必須である。そのため、就学期間中に ICT 機器操作を習得するための支援強化と、学校卒業後の通所施設への ICT 機器利用助成等をお願いしたい。

2) 余暇活動の整備

コロナ禍の自粛生活により、余暇活動の機会が著しく制限されている。障害者権利条約に規定されているように、コロナ禍においても、障害の有無にかかわらず、余暇活動ができる環境を整備していただきたい。

令和4年度文部科学省への国家予算編成に関する要望書

NPO 法人全国ことばを育む会

理事長 今岡 克己

1 インクルーシブ教育システム構築のため、特別支援教育の推進を図るうえで、つきの人的諸条件の整備を要望します。

- (1) 特別支援教育の充実に向け、計画的な教員の定数化措置をお願いいたします。第193通常国会で採択された「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき、通級指導教室への教員配置を「教員定数法」にそって早期に整備し、「通級による指導」に必要なだけの教員の配置をこの二、三年で達成するようお願いします。とくに中学校への通級指導教室の設置を小学校設置と同様の規模に早期に拡大してください。高等学校においても、通級指導が可能となったことから、切れ目のない、必要に応じた適切な支援が受けられるよう「通級による指導」の拡充をはかるようお願いします。
- (2) 通級指導教室への教員配置が、臨時採用教員や講師で充てられている地域や学校を早期に解消し、経験豊富な人材を充ててください。本会が各都道府県の親の会に実施したアンケート結果によれば下記グラフのように3割の県で担当教諭不足を訴えています。
- (3) 通級指導教室、特別支援学級への教員確保と専門性向上のために、教員の研修予算を増額し、長期、短期の研修機会を増やすよう図ってください。アンケート結果では2割の県で担当教諭の専門性不足を訴えています。
- (4) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校への特別支援教育支援員配置を充実するようお願いします。
- (5) 地方で顕在化している特別支援学級での「児童・生徒一人、先生一人」の状況を改善し、複数の子ども達の学級編成で共に学び合える状態を早期に実現してください。
- (6) 特別支援学校、幼稚園、小学校、中学校、高等学校へPT、OT、ST等の巡回指導を実施するよう図ってください。
- (7) 特別支援学校への看護師配置について財源措置をお願いします。
- (8) 小学校から中学校へ進学時の支援の引継ぎが適正に行われるよう切れ目のない支援の体制づくりをお願いします。個別指導計画の有効な活用も併せてお願いします。

2 幼児児童生徒の障害の重度化、重複化、多様化に対応した教育の充実を要望します。

- (1) 教育内容・教育方法の改善と充実、教育環境の整備をお願いします。
 - (2) 担当者の専門性向上のために、研修を充実する予算措置をお願いします。
- 3 発達障がいのある児童生徒に対する教育的対応、合理的配慮の充実を要望します。
- 4 言語障がい、聴覚障がい、発達障がいに対しての、児童、生徒への正しい理解の推進のための啓発活動をお願いします。特に発達障がいについては当事者周辺や時には保護者や教師までも理解不足から不幸な事態になってしまう事例が見受けられます。

全国ことばを育む会 各県親の会アンケートの考察(2018年12月回)

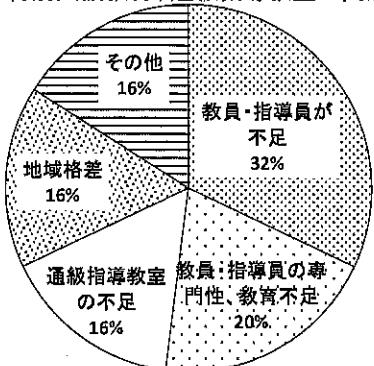
回答した親の会

北海道、青森、秋田、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、長野、岐阜、静岡、三重、富山、福井、滋賀、京都(与謝地方)、兵庫(神戸市)、島根、鳥取、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、熊本、宮崎、鹿児島 (33都道府県)

1. 特別支援教育、通級指導教室の問題点

項目	回答数 (重複あり)	主な内容
1 教員・指導員が不足	8	絶対数不足、一人当たりの教員・指導人数多、異動が多い 他
2 教員・指導員の専門性、教育不足	5	研修不足、臨時・補欠要員が指導、等
3 通級指導教室の不足	4	近くにない、教室のない市町村がある
4 地域格差	4	地域により格差大、言語と情緒の区別がない、市により主訴が違う 等
5 その他	4	指導の方向が違う(学習遅れ対応)、幼⇒小で情報不足 必要な支援ができていない、1教室で様々な障害に対応
	25	

特別支援教育、通級指導教室の問題点



考察1

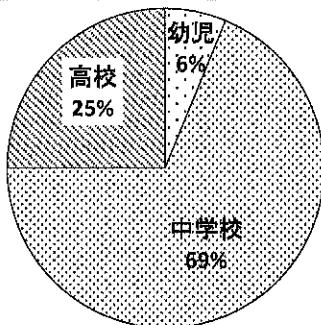
定数化が実現したとはいえ、まだまだ教員・指導員不足の声が多い。また教員・指導員の皆様の研修機会や専門性も課題です。
また教室不足(近くにない、中学がない)や地域格差(同じ県下でも市町や地域での格差、市町で言語、発達障害 等 内容差がある)もまだまだあり、全国親の会として強く訴えていきたいと思います。

2 幼、小、中、高 その他の問題点

1) 支援に不安、不十分さを感じるステージ

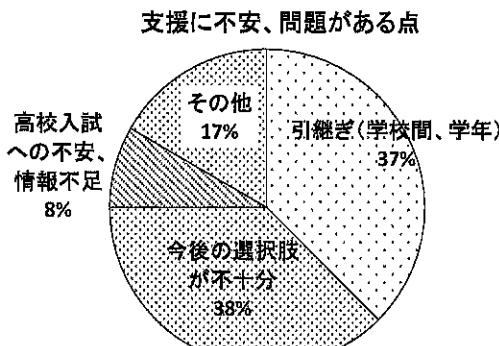
項目	回答(重複あり)
1 幼児	1
2 小学校	0
3 中学校	11
4 高校	4
	16

支援に不安、不十分さを感じるステージ



2) 支援に不安、問題がある点

項目	回答(重複あり)	主な内容
1 引継ぎ(学校間、学年)	9	引継ぎ不十分。幼から小は○ 中学が×。学年間での引継ぎ×。
2 今後の選択肢が不十分	9	中学に、通級・ことば・言語教室がない。中学の支援学級の受け皿少。
3 高校入試への不安、情報不足	2	入試の情報が不足。ヒアリングテストが不安。
4 その他	4	親の不安と学校側の考えが不一致。学力。医療機関半年待ち。等
	24	



考察2

各県で教室設置で最も問題としているのは「中学に通級、言語、ことばの教室がない」の声です。まだまだ中学への設置を強く要望していく必要があります。
また内容、しきみでは各ステージ間での引継ぎが不十分の声が多いです。(反対に引継ぎを重視している県(滋賀、徳島)もある。)
いわゆる「継続した支援」の仕組みつくりも大きな課題だと思います。

2022年度予算への重点要求項目

一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会

文部科学省

＜教育＞

1. 適切な教育の場の保障を

- (1) 新型コロナウイルスなどに対応する十分な感染症予防対策の体制を、引き続き継続・拡充してください。
- (2) 小中学校において病児への配慮が十分行き届くようにするため、1学級あたりの児童生徒数を20人程度で編成ができるよう教職員数の増員をはかってください。
- (3) 就学先決定にあたっては、早期から保護者への情報提供を行うとともに、一人ひとりの子どもに合った教育の場を選択できるように就学前から相談ができる体制を整備してください。
- (4) 通学や学校生活のなかで、安易に親の付き添いを求めることがないようにしてください。
- (5) 在宅酸素療法など医療的配慮が必要な心臓病児が、主治医との連携をとるようにしてください。また幼稚園・小中学校への看護師配置が進むように予算を増額してください。さらに、保健所、学校、教育委員会と主治医との連携を進めて、医療的ケアを含めた配慮の必要な子どもたちに適切な支援が届くようにしてください。
- (6) 在宅酸素療法を行っている児童が近くの小中学校に通学できるよう、医療的ケアの実施拠点校の設置は行わなわないでください。
- (7) 短期の入院でも心臓病児が院内学級や訪問学級、通級で教育が受けられるようにしてください。また、地域の学校に副次的な学籍を置くなど柔軟な対応を行えるようにしてください。
- (8) 心臓病児の通う小中学校にエレベーター・冷暖房の設置を早期に導入できるよう、地方自治体への補助を増額してください。
- (9) 心臓病児が通える特別支援学校を増やしてください。また、一人でも対象になる子どもがいれば、特別支援学級（通級含む）が設置できることを自治体・学校に周知してください。さらに、高等教育において、公立の普通高校等にも支援学級を設置できるようにしてください。
- (10) 特別支援学校の教室不足を早急に改善してください。また、適切な設置基準を設けてください。

2. 子どもの将来を見据えた教育内容の充実を

- (1) 感染症予防や病気療養中、短期入院などで学校に行けない場合でも、オンライン学習によりクラスとのつながりを絶えることがないようにしてください。また、遠隔授業の質を高めるような教員への研修を充実させて地域による格差が生じないようにしてください。
- (2) 厚生労働省との連携を進め、小児慢性疾病児自立支援事業に都道府県教育委員会が積極的にかかわるよう指導してください。
- (3) 教職員、特別支援教育コーディネーター、養護教諭に対する研修を充実してください。また、心臓病児が入学する学校に係者による協議を設けて、連携した支援が行えるようにしてください。
- (4) 学校生活管理指導表を適切に活用して、主治医の意見を尊重して過度な活動制限が行われないようしてください。
- (5) 心臓病のために体育実技ができないことで不利益が生じないよう、合理的な配慮として柔軟な授業の在り方と評価方法を検討してください。公立高校の入学者選抜においては、体育の評価への配慮が行われるようにしてください。
- (6) 特別支援学級を担当する教員は特別支援学校教諭免許状を取得している教員としてください。
- (7) 特別支援学級において心臓病児が学校行事に参加するときには、安全面への配慮とともに「どうしたら参加できるのか」を考えながら環境整備と合理的な配慮を行ってください。また、主要5教科については、支援級で学習しても評価がつくようにしてください。

3. 災害時における心臓病児への対応の充実を

心臓病児が、震災などの緊急時に安全に避難できるようにするため、支援の必要な児童生徒の避難マニュアルや連絡カードなどを作成してください。

令和3年度 全国特別支援教育推進連盟加盟団体一覧

	團 体 名	代 表 者	郵便番号	事 務 局 所 在 地	電話 FAX	機関誌
	メールアドレス					
1	全国特別支援学校長会 info@zentoku.jp	会長 市川 裕二 事務局長 野口 幹人	113-0034	文京区湯島1-5-28 ナーベルお茶の水207	03-3812-5022 03-3812-5022	会報(年3回)
2	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会 sepa@zentokukyo.org	会長 喜多 好一 事務局長 吉本 裕子	151-0053	渋谷区代々木2-23-1 ニュースステイトメナ-609号室	03-6276-6883 03-6276-6883	研究紀要(1回) 会報(年3回)
3	全国盲学校PTA連合会 zenmou@ybb.ne.jp	会長 鶴見 悟志 事務局長 座間 幸男	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-5501 03-3984-5501	手をつなごう (年1回)
4	全国ろう学校PTA連合会 zenrop@iaa.itkeeper.ne.jp	会長 関 良規 事務局長 鈴木 茂樹	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-2555 03-3984-2555	会報(年1回) 指導誌(年1回)
5	全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会 info@zenchipren.jp	会長 茨田 一矢 事務局長 吉田 祥子	105-0012	港区芝大門1-5-3 ヤマシタ芝大門ビル5階	03-3433-7651 03-3433-7652	会報(年1回) 全知P連だより (年2回)
6	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会 zenrosp-1210@extra.ocn.ne.jp	会長 空岡 和代 事務局長 國保 とも子	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-6721-5710 03-6721-5711	会報(年4回)
7	全国病弱虚弱教育学校PTA連合会 zenbyou_pren@yahoo.co.jp	会長 羽田 京子 事務局長 南風野 久子	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-1313 03-3984-1313	会報(年1回)
8	一般社団法人 全国国立大学附属学校PTA連合会 jimukyoku@zenfuren.org	会長 神余 智夫 事務局長 田中 一晃	105-0001	港区虎ノ門1-2-29 虎ノ門産業ビル8階	03-3591-2091 03-3591-2092	附属だより (年2回)
9	社会福祉法人 日本肢体不自由児協会 soumu@nishikyo.or.jp	理事長 遠藤 浩 常務理事 黒岩 嘉弘	173-0037	板橋区小茂根1-1-7	03-6995-4511 03-6995-4515	はげみ(年6回)
10	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会 namorukai@nsi.biglobe.ne.jp	理事長 倉田 清子 事務局長 山本 一郎	164-0005	世田谷区三宿2-30-9	03-3413-6781 03-3413-6919	両親の集い(月刊)
11	全国視覚障害児(者)親の会 shikaku-oyanokai@nifty.com	会長 高木 美恵子 事務局長 内田 ちづ子	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-3845 03-3984-3845	つえ・ニュース (年1回)
12	畜ろうの子とその家族の会 ふうわ mtabata@mud.higlobe.ne.jp	会長 井本 千香子 事務局長 田畑 真由美	162-0042	新宿区早稲田町67番地 早稲田クローバービル3階 社会福祉法人 全国盲ろう者協会内	03-5287-1140 03-5287-1141	会報(年3回)
13	NPO法人 全国LD親の会 jimukyoku@jpalid.net	理事長 井上 育世 事務局長 増田 知己	161-0053	渋谷区代々木2-26-5 パロール代々木415	03-6276-8985 03-6276-8985	かけはし(年2回)
14	一般社団法人 日本自閉症協会 asj@autism.or.jp	会長 市川 宏伸 事務局長 大岡 千恵子	104-0044	中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6階	03-3545-3380 03-3545-3381	いとしご(年6回) かがやき(年1回)
15	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会 info@zen-iku.jp	会長 久保 厚子 事務局長 又村 あおい	160-0023	新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C	03-5358-9274 03-5358-9275	手をつなぐ
16 加 盟 团 体	全国病弱・障害児の教育推進連合会	会長 神永 芳子 理事 三田 明美	170-0013	豊島区東池袋2-7-3 柿澤ビル7階 一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会	03-5958-8070 03-5958-0508	
	1	公益社団法人 日本てんかん協会 jea@e-nami.or.jp	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3202-6661 03-3202-7235	波(月刊) 「IB News」(季刊)
	2	一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会 jmda_info@ml.jmda.or.jp	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル6階	03-6907-3521 03-6907-3529	一日も早く(年6回)
	3	NPO法人 全国ことばを育む会 npo-hagukumukai15108@waltz.ocn.ne.jp	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-6469-0989 03-6469-0989	ことば(年4回) 手引書(不定期)
	4	一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会 mail@heart-mamoru.jp	170-0013	豊島区東池袋2-7-3 柿澤ビル7階	03-5958-8070 03-5958-0508	心臓をまもる (月刊)
		全国特別支援教育推進連盟 suishinrenmei@nifty.com	170-0005	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3987-1818 03-3987-1818	要覧(年1回) 年報(年1回)

**厚生労働省
田村 憲久 厚生労働大臣 殿**

令和4年度

**障害福祉・障害者雇用対策
関係予算等に関する要望**

令和3年7月

全国特別支援教育推進連盟

理事長 宮崎英憲

〒170-0005
東京都豊島区南大塚3丁目-43-11
全国心身障害児福祉財団ビル7階
TEL・FAX 03-3987-1818
Email : suishinrenmei@nifty.com

令和4年度予算に対する厚生労働省への重点要望事項

障害児・者が安全で、安心して地域で生活できるよう、また、働く力のある障害者については、働く場を確保するため次の事項について強く要望致します。

I 相談支援事業の拡充等

- 1 ノーマライゼーションの理念に沿って、地域での生活を支援するため、自立支援協議会を中心に相談事業を拡充し、就労や日中活動へ通う障害者のグループホーム等の生活の場を確保する。
- 2 ライフステージに応じて一貫したサポートを行うためには、保護者、教育関係者、福祉関係者、医療関係者をはじめとする支援者が情報を共有し、共通した目標をもつことが重要である。支援計画、生育記録、指導記録などを盛り込み、必要に応じて使用できる拡大版母子手帳などの導入を図る。
- 3 身体障害者福祉法を「生活機能分類」の立場から精査し、抜本的な改定を早期に検討する。当面、同法の規定のため、障害者手帳を交付されない軽度・中等度の障害児への補装具について、学校教育上の観点から購入助成制度を国の施策として確立する。

II 「放課後子どもプラン」等の充実

- 1 「放課後子どもプラン」の全校実施を早急に実現する。
- 2 障害のある子どもたちが利用できる児童発達支援、放課後等デイサービス等、医療型児童発達支援等の整備を進め、医療的ケアの必要な障害児・者が地域で安心して生活ができるよう事業を拡充する。
- 3 厚生労働省と文部科学省による「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」のより一層の推進により学校と支援事業所等との連携を強化する。

III 医療的ケアの管理と質の向上

- 1 医療的ケア実施体制整備事業を踏まえた組織の再編整備と看護師の配置の充実とともに、幼児児童生徒の安全・衛生面を最大限に守りながら、子どもたちの教育を支えるため、医療的ケアの管理と質の向上が必要。
- 2 医療的なケアの必要な子どもの場合は、医師・看護師、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー等の医療・福祉関係者とのネットワークが欠かせない。そのためには、文部科学省と連携を密にして、その体制づくりをさらに強化してほしい。
- 3 小児科病棟をもつすべての病院に病院内学級の設置を推進する。
- 4 病気療養児の教育を推進するため、医療的補助を充実する。

IV OT, PT, ST 等の専門家の指導・支援の拡充

- 1 就学前〔幼稚園〕の障害児や特別支援学級に通う児童生徒にも、OT, PT, ST 等の専門的な療育は不可欠であり、巡回指導等専門家の活用を推進する。
- 2 学校に必要に応じて PT, ソーシャルワーカー等の専門家を配置する。

V 就労への支援の充実

- 1 卒業後の自立や社会参加に向けて、市町村に設置されている就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関と連携を強化し、生徒の就労を促進する。
- 2 特別支援学校高等部生徒の就労を促進するため、在学中の企業等での実習の強化を図る。

VI 障害者権利条約・障害者雇用促進法（差別・合理的配慮）への対応

- 1 障害のある方々に適切な対応がなされるために今後も引き続き周知を図る。

VII 新型コロナウイルス感染症対策の充実

- 1 感染防止対策のための衛生管理器具等の充実を図る。
- 2 障害者本人や介護者等が感染した場合に即時に対応ができるよう医療機関、福祉関係機関との連携を強化する。
- 3 感染状況を踏まえながら特別支援学校卒業後の進路先決定に向けての実習等が実施できるようにする。

令和4年度に向けた特別支援教育振興に係る要望

全国特別支援学校長会長

市川 裕二

現在、全国にある1100を超える特別支援学校において、約14万人の障害のある子供たちが、将来の自立と社会参加を目指して学んでいます。

教育基本法や学校教育法の改正により、一人一人のニーズに応じた特別支援教育が実施されるとともに、障害者基本法等の改正をはじめとする法整備が進み、国連障害者の権利に関する条約が批准されました。障害のある者もない者も共に豊かに育ち、豊かに生きる共生社会の実現に向けて、特別支援学校には、その役割を確実に果たすとともに、教育内容・方法の一層の充実が求められています。

また、改訂された特別支援学校の学習指導要領等では、一人一人に新しい時代に生きるための資質・能力を着実に身に付けさせること、そして、社会との連携及び協働によって共に子供たちを育てる「社会に開かれた教育課程」を展開するよう、教育改革の一層の推進が期待されています。さらに、特別支援学校に学ぶ子供たちにも、スポーツや文化を楽しみ、生涯にわたって学び続ける習慣を身に付け、積極的に社会参加を果たし、それぞれの個性を生かした社会貢献ができる国民に育っていくことが求められています。

令和2年春から広がった新型コロナウイルスの感染拡大は、未だに収束の見通しが見えない中ではありますが、このような予測困難な時代にあってこそ、私たち全国特別支援学校長会は、子供の学びを止めず、個別最適な学びを実現させるため力を結集し、未来に生きる子供たちと我が国における共生社会の実現を目指して、各学校が設置されている地域において堅実な学校経営を進め、様々な教育課題にも総力を挙げて建設的な解決へのたゆまぬ努力を続ける所存です。そのためにも、国を挙げた特別支援教育に関する更なる体制整備が必要と考えます。

つきましては、令和4年度に向けて、以下の事項についての積極的な施策推進を要望いたします。関係の皆様の御理解と御協力を切にお願いいたします。

令和4年度に向けての要望事項

1 全国特別支援学校長会が考える特別支援教育振興のための特別支援学校の役割

- <「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（答申）の具体化と早期実現>
- 特別支援学校における教育環境の整備
 - ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
 - 特別支援学校の設置基準策定や教室不足の解消に向けた集中的な施設整備の取組推進
 - 設置基準策定に当たっての具体的な考え方とスケジュールの提示を
 - 特別支援学校のセンター的機能の充実や設置者を超えた学校間連携を促進する体制の在り方の検討
 - これらを実現するための専任コーディネーターの配置、定数化を
 - 知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方の検討や授業改善に向けた取組の充実
 - 全ての教科の教科書の作成とデジタル教科書化の推進を

<学校内の教育活動に関すること>

- 学校組織を活性化させ、学校全体で取り組む教育活動の充実
- 新学習指導要領の改訂の趣旨に応じた教育の充実
- 特別支援学校の適正規模に基づく施設等の充実
- 障害のある個々の児童生徒の可能性を最大限に引き出す指導の充実
- 持続可能な開発のための教育（E S D）の実施
- 特別支援学校の教員の専門性の向上
- 児童・生徒が安心して学べる教育環境の構築
- 学校と地域や学齢期における福祉機関等との連携の充実
- 就学前の機関や早期支援との切れ目のない支援の継続のための適切な引継ぎ等、連携の充実

<学校と地域や小中学校との連携等に関すること>

- 特別支援教育に関する理解啓発の推進
- 障害のない子供との交流及び共同学習の充実（幼・小・中・高等学校との連携の充実）
- 小・中学校や高等学校に在籍する、視覚障害や聴覚障害、発達障害、医療的ケアを必要とする児童・生徒等の支援のための特別支援学校のセンター的機能の充実
- 特別支援学校と小・中学校との円滑な転学相談・高等部への円滑な入学相談

<学校卒業後に関すること>

- 進路先の企業や福祉施設等との切れ目のない支援のための適切な引継ぎ等、連携の充実（個別の教育支援計画の一層の活用）
- 学校教育段階から卒業後を見据え、生涯学習への意欲を高める指導や社会教育との連携を図った教育活動の推進
- 体育・音楽・美術などの余暇活動に結び付く教育の充実
- 障害のある人が自信や生きがいをもって社会に参画していただくための取組の推進

2 特別支援学校の使命を推進するための具体的な要望事項

<学校内の教育活動に関すること>

- 学校を牽引するミドルリーダーの育成事業の推進
- 教員の働き方改革の推進と教員が子供に向き合える時間の確保
- 他校種からの特別支援学校の校長任用者への支援も含めた、校長の資質向上を図るための研究・研修活動等の充実
- 新学習指導要領の円滑な実施と目指すべき方向の実現のための実践研究の充実
- 新学習指導要領の円滑な実施にむけた教育課程や指導方法の工夫改善に関する研修会や研究成果の周知の充実
- 特別支援学校に在籍する幼児児童生徒の増加や大規模化（教室不足等）への対応と特別支援学校設置基準の策定
- 幼児児童生徒が減少している障害種別等や学校の学習集団の確保や教員の専門性維持のための施策等の検討
- 多様な専門職の配置と活用の推進（特別支援学校の専門性の向上を図るため言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、公認心理士、手話通訳士等の人材を特別支援学校に配置するための経費の充実）
- 教科書デジタルデータの活用の促進やICT機器を活用した教育支援の充実
- 小学校における教科担任制の導入など小中学部の教科学習の充実
- Society5.0時代の到来における遠隔教育の推進などの推進に向けたICTの環境整備や先端技術の効果的な活用による特別支援教育の充実
- 特別支援学校におけるプログラミング教育の充実に向けた取組の開発や特別支援学校版GIGAスクールの構築
- 特別支援学校におけるE SD取組モデルの開発
- 各校における自立活動の指導の充実や「自立活動」の指導の研修の充実など特別支援学校の教員の専門性向上のために研修プログラムの開発
- 特別支援学校の教員の専門性向上のため全国の研修会や大学での研修へ参加が容易になるような機会の保証、経費提供等の制度の充実
- 教員養成大学における特別支援学校の教員養成のあり方の検討・充実
- 視覚障害や聴覚障害の特別支援学校教員免許状が取得できる大学の拡大
- 全ての特別支援学校の教員の特別支援学校教員免許状取得の義務化

- 全ての学校で医療的ケアが安全に実施できるための医療的ケアの体制整備や看護師の配置の充実、職層等に応じた医療的ケアに関する研修機会の充実
- 学校教育を支える教員以外の職種である看護師や介護士等の人材確保や人材養成の充実
- 医療の進歩に伴う特定行為以外の医療的ケアへの対応にあたっての安全な実施確保に向けた検討、ガイドラインなどの策定
- 大規模災害に備え、福祉避難所の設営計画の充実などの障害のある方を想定した安全確保・防災計画の充実
- 地域連携推進マネージャー等の配置など、学校と保護者と地域の障害児通所支援事業所等との連携の強化手法の開発と推進
- 文部科学省と厚生労働省の連携による聴覚障害のある幼児の乳幼児教育相談の充実
- 連携支援コーディネーターの配置等、早期支援や放課後等デイサービス事業所、就労支援機関との切れ目ない支援体制の構築
- ◎新型コロナウイルス感染症の感染対策のための衛生管理器具等の充実、自宅学習の充実に向けたICT機器等の充実など、子供の健康と学習を守るための措置の充実**

<学校と地域や小中学校との連携等の関すること>

- 特別支援学校のセンター的機能の發揮による地域の特別支援教育の充実・理解啓発の推進
- 特別支援学校へのボランティア等の導入方法の充実による特別支援教育への理解推進
- これからの中学校教育を担う教員志望者への特別支援教育に関する理解啓発事業の充実
- 特別支援学校の児童生徒が、居住地校交流や学校間交流を十分に実施できる制度の充実
- 小学校、中学校、高等学校における特別支援教育体制の充実
- 全ての学校で、視覚障害や聴覚障害、医療的ケア等の専門的な支援を必要とする児童・生徒を特別支援学校が円滑に支援できるための体制整備の充実
- 小学校、中学校、高等学校等管理職向けの特別支援教育に関する理解啓発や研修の充実
- 障害のある子供の一貫した教育支援の提供の保障のための学校間連携体制の充実
- 高等学校段階における入院生徒に対する教育保障の充実 → 一部実現

<学校卒業後に関すること>

- 特別支援学校における学校卒業後の卒業生のアフターフォロー業務の制度化
- 障害者の学びの場づくりに関するモデル開発や普及などの推進、障害者が学校卒業後も学び続けられる体制の整備
- 障害者の学校卒業後の学びを支援するための人材等の育成の推進
- 障害のある人が地域におけるスポーツ・文化・芸術活動に関わり続けられるための事業の展開
- 農福連携等、障害のある人が社会で活躍できる機会を増やすための省庁を横断した事業の推進

令和4年度特別支援教育改善に関する厚生労働省への要望書

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会
会長 喜多 好一

全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会(以下、全特協)として、コロナ禍における特別支援学級に在籍するあるいは通級指導教室に通級する児童生徒の状況を昨年度に緊急調査したところ、それぞれの障害の特性により、感染への不安や見えない感染症への恐れから精神的に不安定になったり、マスクの常時着用によりコミュニケーションに困難さが生じたりしたことが把握できました。また、個々の教育的ニーズに応じた家庭学習の課題が十分に提供できなかつたことも明らかになりました。現在、文部科学省で進められているGIGAスクール構想により一人一台タブレット端末を活用しながら、学校と家庭での学習が継続できる環境の整備が急務の課題となっていると感じたところです。GIGAスクール構想も含めた「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」の報告を踏まえて、これまで以上に特別支援教育の充実が求められていると感じています。

全特協といたしましては、インクルーシブ教育システム構築に向けた実践を推進し、障害のある児童生徒の可能性を最大限に伸ばし、将来、自立して社会参加するための教育を充実させることを大切な使命と捉え、令和4年度の厚生労働省の予算について、下記の事項を要望いたします。

(下線は重要項目)

I 生涯を一貫した支援体制の整備

- 1 乳幼児健診から就学時健診、就学中、就学後までの一貫した相談体制の整備及び相談にかかる相談員の専門性の向上
 - ・障害のある児童生徒への幼稚期からの家庭及び本人へのアウトリーチ支援
- 2 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の校種間の円滑な引き継ぎシステムの構築
- 3 幼稚園、子ども園、保育所における特別支援教育の理解啓発と研修機会の充実
- 4 保健、医療、福祉、労働等関係機関との連携した学校卒業後の就労支援体制の構築
- 5 トライアングルプロジェクトの確実な実施と充実
 - (1) 放課後等デイサービス等による放課後や休日等の活動場所の充実
 - (2) 放課後等デイサービス等で実施される内容の充実

II 児童生徒の障害に対応した指導体制の充実

- 1 多様化する児童生徒に対して、十分な教育を行うための人的配置
 - (1) 特別支援学級
 - 特別支援学級教員が専門的な助言を受けるため、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の配置
 - 特別支援学級の介助員や支援員の配置の拡大
 - (2) 通級による指導
 - 通級による指導教員が専門的な助言を受けるため、心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家の配置
 - (3) 通常の学級
 - 障害のある児童生徒のための支援員配置の拡大
 - 通常の学級に在籍していて医療的ケアが必要な児童生徒に対する体制整備
- 2 特別な指導を充実させるための施設・設備、教材・教具の充実
 - ・合理的配慮の提供を推進するための体制整備

3 高等学校卒業後を見据えた特別支援教育の推進

- ・卒業後を見据えた就労先との連携を含めた支援体制の整備
- ・卒業後の継続した相談体制、生活支援の整備

厚生労働省への令和4年度予算重点要望事項

全国盲学校 PTA 連合会

会長 鶴見 悟志

視覚障害児・者が盲・視覚特別支援学校（以下盲学校）や社会の中で、安全で安心して生活できるよう、また働く意欲と力を持っている視覚障害者に働く場を確保するよう以下の事項について強く要望します。

1. 同行援護制度を通学・通勤に使えるようにしてください。また、移動支援事業を充実させてください。

通学・通勤支援はごく一部自治体の移動支援事業に取り入れられているのみで、家族に送迎負担が重くのしかかっています。移動支援事業所に従事する人材を確保し、ガイドヘルパーの待遇改善を進めるなど環境を整えてください。合わせて同行援護制度を改善し、合理的配慮の一環と位置づけし、通学・通勤に利用しやすいようにしてください。

2. 点字ディスプレイ（日常生活用具）にかかる支給条件を全国一律で「視覚障害2級以上で、学齢児以上」と変更してください。

現状では、自治体によって支給条件が異なり、不平等が生じています。誰でも点字使用者がデータ化された多くの図書を指先から読めるようになり、学習環境の改善につながっていくことを強く要望します。

3. 点字タイプライター（日常生活用具）に係わる支給限度額を変更してください。

全国で最も使用されている「パーキンスブレイラー」は、約15万円の製品ですが、多くの自治体の支給限度額は6万3千円ほどです。点字使用者にとって、タイプライターは鉛筆やノートに相当し、学習に不可欠です。現状では、購入時に約8～9万円の自己負担が生じており、全国一律で15万円相当の支給限度額への変更を要望します。

4. 補装具について、視覚障害者安全つえの基準額を見直してください。

種類によって基準額は4千円から6千円だが、一般的なもので8千円台のものも多く負担額が生じています。つえは視覚障害者にとってはなくてはならないものです。

5. 医療的ケアの管理と質を向上させてください。

視覚障害・他障害と併せた多様な児童生徒が盲学校に在籍しています。安全で安心した学校生活が送れるように医療的ケア実施体制を踏まえた組織の再編整備を進め、看護師配置の充実と幼

児児童生徒の安全・衛生面を守り、子どもの教育を支えるため、医療的ケアの管理と質を向上させることを強く要望します。

6. 相談支援事業をさらに拡充し、充実させてください。

視覚障害者の就労や通所、グループホームやケアホームなど生活の場を確保してください。視覚障害と他の障害を併せ持つ重度障害者はどうしても家に閉じこもりがちになります。家庭の負担も大きく、地域社会の中に日中の生活の場を是非確保してください。

7. 「放課後の子どもプラン等」を充実させてください。

視覚障害児童生徒は家の中に閉じこもりがちです。放課後の子どもプランを早急に実施し、視覚障害児童生徒が地域の児童ディサービスや放課後ディサービス等が利用できるように通園施設等の整備を進めて地域で安心して生活できるよう進めてください。また、放課後等ディサービスを利用開始にあたり、「視覚障害児の子と他種障害児が同じ空間で過ごすことが難しい」と指摘されることがあります、視覚障害児がディサービスを安全に利用できるように間口を広げてください。

8. O T、P T、S T、視能訓練士、歩行訓練士等専門家の指導・支援を拡充してください。

盲学校に通う幼児児童生徒には、視能訓練士や歩行訓練士等の専門的な療育が必要です。視能訓練士及び歩行訓練士の盲学校配置や厚生労働省管轄訓練施設との連携・支援を強く要望します。

9. 就労への支援を充実してください。

盲学校の高等部や高等部専攻科で職業教育を受け、あん摩マッサージ指圧師、鍼師、灸師の国家資格を取得しても就労できない状況があります。理療関係以外の職業についても、働く意欲があるにもかかわらず就労できないケースが多くあります。市町村の就労支援センターが活用しやすいようご指導ください。また、企業、労働機関と学校との連携を進めるよう支援を進めてください。盲学校在学中に様々な企業実習を積極的に行うよう企業等へ強く働きかけてください。

令和4年度厚生労働省への重点要望事項

全国ろう学校P T A連合会会長 横田 志津

聴覚障害児が小学部に上がる前に過ごす0～2歳の乳幼児教育相談と3～5歳の幼稚部の役割は大きく疎かにすると、言語獲得をはじめとして子供の成長発達に様々な影響をもたらします。このため、聴覚障害教育では乳幼児教育相談を50年以上にわたりボランティア的に行ってています。特に2歳児では幼稚部に準ずる程度に行ってるので、きめ細かく段階を踏む丁寧な支援ができるよう一層充実させることが必要です。

また、卒後についていえば、聴覚障害者が社会の中で活躍できて、安心して生活できるよう、以下の事項について強く要望します。

1. 新生児スクリーニング検査後の聴覚障害乳幼児（0, 1, 2 歳）教育相談事業（以下、乳幼児教育相談）の充実について

- 乳幼児教育相談に関する専門的知識と指導技術を有する人材を養成するため、大学の聴覚障害教育養成課程を充実させてください。
- 乳幼児教育相談を担当する教育加配について、文部科学省と共に検討して制度的裏付けをしてください。
- 乳幼児教育相談の活動内容と保護者支援プログラム等について、文部科学省と共に検討して、体制、人材、経費、環境等の展望が持てるようにしてください。
- 教育相談担当者の支援事例を研修して情報共有するシステムを構築してください。
- 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育が連携できる仕組みを作ってください。
- 小児の聴覚障害を専門とする言語聴覚士（S T）の配置や巡回相談が受けられるように検討してください。
- 地域の状況を踏まえた早期療育機関の設置や充実をお願いします。

2. 人工内耳装用児の増加とともに医療機関との連携の強化について

- 術前、術後の情報交換の必要性について医療・療育機関への啓発をお願いします。
- 人工内耳装用児（施術児）への教育に関する医療・療育機関と教育機関との連携を強化してください。

3. 手術費用や補聴器購入の補助について

- 人工内耳埋め込み手術費用への公費援助を増やしてください。また、修理に係る保険適用の拡充をお願いします。
- 埋め込み式の骨伝導補聴器の購入と手術費用の保険適用の拡充をお願いします。
- 小耳症児の手術費用の公費援助と年齢制限緩和の検討をお願いします。
- 身体障害者手帳取得の基準を引き下げてください。軽度の難聴者こそ補聴器を必要としており、その効果が期待できることを踏まえ、公費援助をお願いします。

4. 就労後の定着率向上と賃金・人事・厚生活動等処遇面の情報保障の充実について

- 聴覚障害者のコミュニケーション上の問題で採用の差別をしないように改めて関係部局へ指導してください。
- 障害者差別解消法に基づき、合理的配慮を行うように関係部局への指導・助言をお願いします
- 賃金、人事、厚生活動等に関する情報保障を充実させるように関係部局へ指導してください。
- 聾学校高等部理容科・美容科や調理師養成課程をはじめ職業科を修了した生徒の進路について、行政機関・企業等への理解啓発を図り、一層の雇用促進をお願いします。

令和4年度 厚生労働省への予算要望事項

全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会

会長 茨田一矢

障害の有無にかかわらず、社会の一員として相互に人格と個性を尊重し合い、自分らしく生活を送ることができる社会の実現を心から願っています。福祉、教育、医療、労働等の関係省庁、関係諸機関と連携を図り、障害者の権利を実現できますよう、さらなる施策の推進をお願いいたします。

1. 相談支援事業の拡充等

- ① ノーマライゼーションの理念に沿って、障害があっても一人一人が自分らしく生きていくことができるためには、相談支援体制の拡充が欠かせません。卒業後に充実した生活を送れるよう、学校と相談支援事業所が連携し、一貫した移行支援・計画相談がなされるようお願いいたします。
- ② ライフステージに応じた一貫した支援を行うためには、保護者・教育関係者・福祉関係者・医療関係者をはじめとする支援者が連携し、共通した目標をもつことが重要です。また、生育歴、指導記録などを盛り込んだ「個別の教育支援計画」の活用の推進をお願いいたします。

2. 「新・放課後子ども総合プラン」等の充実

- ① 厚生労働省所管の「放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」と文部科学省所管の「放課後子供教室」が連携して実施する「新・放課後子ども総合プラン」はすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うものとされています。障害のある子どもが参加した場合も安心して過ごせるような配慮をお願いいたします。
- ② 障害のある子どもや配慮の必要な子どもの家庭と学校の連携は必然ですが、必要に応じて障害児通所支援事業所等の関係機関との連携を図り、適切に対応していただくようお願いいたします。
- ③ 障害のある子どもたちが利用できる児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援等の整備を進め、医療的ケアの必要な障害児・者が地域で安心して生活ができるよう事業を拡充していただくようお願いいたします。

3. 「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の推進

学校と福祉機関の連携「家庭と教育と福祉の連携『トライアングル』プロジェクト」の分析をもとに、今後も全国的な取り組みとして、障害児通所支援事業所と学校の相互理解がすす

み、障害のある子供たちに一貫した支援が提供されますよう、引き続き教育と福祉の連携を推進していただくようお願いいたします。

4. OT、PT、ST等の外部専門家の指導・支援の拡充

- ① 就学前〔幼稚園〕の障害児や特別支援学級に通う児童生徒にも、OT、PT、ST等の専門的な療育は不可欠であり、巡回指導等専門家の活用を推進していただくようお願いいたします。
- ② 学校の必要に応じて PT、ソーシャルワーカー等の専門家を配置できるようご支援をお願いいたします。
- ③ 医療的ケアのための看護師、連携支援コーディネーター、外部専門家からの多面的な助言や気づきを通して、学校、家庭、卒業後の就労先、福祉の現場においても可能性を最大限に伸長していくけるよう、人材確保と必要な配置に係る財源措置をお願いいたします。

5. 特別支援学校卒業後の充実した生活と社会参加のために

- ① 特別支援学校卒業後の自立や社会参加に向けて、市町村に設置されている就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関と連携を強化していくようお願いいたします。
- ② 障害者雇用率が引き上げられ、障害者の雇用の場は広がっています。知的障害者の特性や強みを生かした仕事の分野や職種で活躍できるよう、知的障害者の雇用を拡大させていただきたい。また、ジョブコーチなどの専門的な支援の利用期間を状況に応じて柔軟に延長できるなど、就労後の仕事が定着できるような支援を充実させてください。
- ③ 学齢期からさまざまな経験を通して積み上げてきた学び・文化・芸術・スポーツを日中活動系サービスの場においても取り組む機会が得られるよう、文部科学省生涯学習政策局の障害者学習支援室と連携して、障害者の生涯学習の取組を推進していただきたくお願いいたします。

7. 大規模災害時における対応

幼児児童生徒が学校での授業中に大規模災害が発生すれば、子どもたちや教職員等の命を守り、さまざまな対応が必要になります。時間の経過とともに、帰宅困難者の受け入れが必要になったり、自治体との協定による福祉避難所の開設も依頼されるようになります。また、大災害になつても止めてはいけない命に直決する支援の必要があるお子さんもいるでしょう。あらかじめ対応を想定した訓練をしていれば、いざという時に動けます。令和6年度から障害福祉サービス事業所での事業継続計画の策定が義務化されることに伴い、特別支援学校においても同様に策定する

必要があります。学校と地域、さらには外部ボランティアとの日常的な連携・協力体制の構築をどこの地域においても取り組むことが必要です。国として、モデル事業を実施・検証し、事業継続計画の策定を推進する体制を整えてくださるようお願いいたします。

8. 新型コロナウィルス感染症の対応について

新型コロナウィルス感染症の感染状況は、収束する見通しが立たず、体調面・精神面が不安定になっている子ども達が多くみられます。また、特別支援学校では、指導・支援の過程で、子ども達と教職員との距離が近くならざるを得ない現状です。「新しい生活様式」を可能な限り実践しながら、安心して児童生徒が学校生活を過ごし、教職員が勤務できるよう、相談支援機関の柔軟な対応と継続的な衛生用品等の配布を継続していただきますようお願いいたします。

全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会

会長 澤村 愛

難病や障害で日常的にたんの吸引や人工呼吸器などが必要な「医療的ケア児」は推計で2万人以上いるとされています。登校する際に保護者の付き添いや、校内での保護者待機の為に、保護者が離職を余儀なくされることがあります。こうした状況を改善する為に超党派でとりまとめられた法案「医療的ケア児支援法」が6月11日の参議院本会議で全会一致で可決・成立されました。子ども達やその家族が全国津々浦々、どの地域に居住していても、子供にとって最適な学びの環境が与えられる事とそれを実現する為の適切な支援を受けられることは、私たちの喜びです。成立にあたりご尽力いただきました全ての方々へ、心からの感謝を申し上げます。私たち保護者も、自らの役割を理解し、子ども達が安心・安全に毎日の学校生活を積み上げていくことができるよう最大限の協力をていきたいと思っております。

共生社会とはお互いを認めあいながら地域で暮らすという考え方です。日本だけでなく世界的なながれです。障害のある人々が安心安全に地域で暮らすことができるよう、障害のある子ども達が誰一人取り残されることなく学校で学ぶことができるよう、そして障害のある子どもがいる家庭においてもその保護者が、社会の一員として働くことができるよう以下のこと事を要望いたします。

1 保護者代理人として訪問看護ステーションから人材派遣できるよう業務委託し、その費用を就学奨励費の対象としてください

・児童生徒は日々の学校教育を積み重ねることにより成長しています。肢体不自由校は人工呼吸器ユ

一azaarや基礎疾患有することから常時の医療的ケアや配慮を有する児童生徒が多数通っている学校です。医療の助けがあって、福祉の助けがあって初めて教育を受けることが叶います。校外学習や宿泊学習、新学期の校内での医療的ケア準備期間など、現在の学校看護師の勤務体系では埋められない場面が、学校生活の中には多々あります。家庭生活と学校生活はシームレスです。福祉の制度を使って作った靴や椅子を学校へ持ち込むように、マンパワーも持ち込ませてください。例えば、日常利用している訪問看護ステーションから人材を派遣できるように一部事業委託をして、常時の医療的ケアや配慮を必要としている児童生徒が家庭生活で利用している訪問看護師さんを学校生活の中で利用できるようにしてください。このようにすることで対人接触を減らすこともでき、感染症拡大防止にもとても有効であると考えます。また、これを経済的支援の観点から就学奨励費の対象としてください。

- ・障害の重度重複化が進み、在宅で生活する障害児者が増えています。短期入所や緊急一時利用先に、普段家庭生活で利用している訪問看護師を派遣できるようご検討ください。

2 卒後の生活環境の充実

- ・働く力のある肢体不自由者と雇用者側とを結びつける専門性のある「ジョブ・コーチ」を担える人材の育成をお願いいたします。
- ・働く力のある肢体不自由者が自立をするためにも、普段家庭生活で利用している訪問看護師や介助者をそのまま継続して就労時にも利用したり、通勤時における移動支援の制度を利用できるようお願いいたします。更に、オンラインによる雇用の促進をお願いします。
- ・卒業生の大多数は生活介護施設へ進みます。看護師さんやバスの送迎などの環境が整った生活介護施設へ自宅のPCを持ち込み、学校で培った学びやPC作業のスキルを活かしたオンラインによる在宅就労ができるようにしてください。医療的ケアのある児童生徒の卒業後の活躍の場となります。
- ・卒業後も安心して地域で生活できるよう、「相談支援事業」のさらなる充実と専門性のある相談員の育成をお願いいたします。あわせて保護者、教育関係者、福祉関係者、医療関係者をはじめとする支援者が、情報を共有し、共通した目標をもつことができるシステムの構築をお願いいたします。拡大版母子手帳、サポートブック、個別の支援計画等を導入・活用した継続的なネットワーク型の支援をお願いいたします。

3 保護者が新型コロナウイルスに感染した時の支援と今後の体制の構築

- ・保護者が新型コロナウイルスに感染し入院治療が必要な時は、治療に専念しなければなりません。しかし保護者の不在は、重度の児童生徒への介護の空白を生じさせてしまうことになり、命に直結する深刻な事態を引き起こします。すべてに優先して、すぐに児童生徒を医療機関へ入院（重心の緊急一時を含むことができるよう）させてください。
- ・一人親の場合はすぐに、児童生徒を短期入所させてください。
- ・更にアフターコロナにおいて、いかなるパンデミックがおきたとしても、保護者が安心して治療に専念できるようなシステムの構築をお願いします

令和4年度

特別支援教育関係予算編成等の要望

全国病弱虚弱教育学校PTA連合会
会長 羽田京子

- 1 就学奨励費制度を今後も国の責任において継続すること。
- 2 義務教育費国庫負担制度を堅持すること。
- 3 平成25年3月4日発出、24初特支20号「病気療養児に対する教育の充実について（通知）」の内容の徹底を図り、特別支援教育における病弱教育の充実を図ること。
- 4 小児科病棟を持つすべての病院に、病院内学級の設置を推進すること。
- 5 病院内教育等の整備充実のため、病院内学級の設備基準の策定をすること。
- 6 病気療養児の教育を進めるために、医療的補助を充実すること。
- 7 入院中の幼児のために幼稚部を設置し、病気療養児の就学前の教育を保障すること。
- 8 病気療養児の後期中等教育の充実を図ること。
- 9 最新の情報技術を活用した指導法や体制の充実とそのための予算措置を講じること。
- 10 病気療養児への情報通信手段による指導を積極的に推進すること。

(ICT機器の活用等)

- 11 病気療養児の情報保障やコミュニケーション能力の向上のため、機器の開発整備充実を推進すること。
- 12 学校行事に対する医師・看護師派遣旅費等の確保をすること。
- 13 小児科医の減少に歯止めをかけるために必要な政策をとること。
- 14 AYA（思春期・若年成年）世代患者さんへの学習支援、就労サポート、福祉サービス等の充実を図ること。
- 15 医療的ケア対応可能なレスパイトサービスの充実を図ること。
- 16 精神障害者保健手帳を所持していない生徒への就労支援を積極的に推進すること。
- 17 スクールカウンセラーの配置と相談室設置の推進、小児精神科・SSW・PSWの常駐あるいは定期的な巡回相談の実施を図ること。
- 18 心身症、発達障害児等に対する学びの場の一つである病弱の特別支援学校への転入学を柔軟に対応できること。
- 19 病気療養児の社会的自立に向けて、生活訓練室の設置を図ること。

- 20 地域生活支援事業、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業等に係る趣旨の徹底、事業に係る地域間格差の是正、教育・医療・福祉・労働等関係機関との連携を図ること。

令和4年度に向けた特別支援教育振興に係る要望

社会福祉法人日本肢体不自由児協会 理事長 遠藤 浩

社会福祉法人日本肢体不自由児協会では、障害のある子どもたちが個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、地域社会で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とし、さまざまな事業を行っています。当事者である子どもたちとその家族を支援する事業、社会に働きかけて啓発する事業などに取り組むとともに、国から運営委託された「心身障害児総合医療療育センター」においては、肢体不自由児など障害のある人たちのニーズに的確に対応した医療・福祉サービスを提供しています。

日本肢体不自由児協会といたしましては、障害のある子どもたちの可能性を最大限に伸ばし、自立して地域社会に参加するために、令和4年度の教育関係予算について、下記の事項を重点として要望いたします。

① 障害者の文化芸術活動の推進

障害者の文化芸術活動の裾野を拓げ、多様な文化・価値観を認め合う社会を創造するためのさまざまな取り組みができるよう要望します。

また、当協会事業でもある「肢体不自由児・者の美術展／デジタル写真展」の表彰式等への指導教諭も参加できるよう旅費等が公費支給できるような仕組みの構築をお願いします。

② 障害者スポーツの推進

スポーツ機運が盛り上がるであろう2020東京オリンピック・パラリンピック後も、引き続き障害者スポーツの理解や普及、誰もがみんなで運動やスポーツを楽しむことができる環境づくりや心のバリアフリー等の推進が行なえるよう要望します。

特に重度障害の方々でも参加できるスポーツの普及・推進に向けての取り組みをお願いします。

③ 生涯学習の充実

障害のある方々が学校卒業後も生涯を通じて、教育や文化芸術、スポーツなど様々な機会に親し

めるような施策を推進し、一人一人が秘めている可能性を引き出し、夢と希望を持って生きていけるような取り組みをお願いします。

④ 災害対策

毎年のように起きる大規模自然災害への備えや被災した障害者へのきめ細かな支援を行うための施策推進をお願いします。

要 望 書

全国重症心身障害児(者)を守る会

令和元年 12 月に発生した新型コロナウイルス感染症が世界規模で猛威を振るい、私たちの日常生活に深刻な影響を及ぼしています。未だ収束の兆しが見えない中、国・自治体・関係機関および医療従事者の皆様には重症心身障害児者(以下、重症児者)等への支援をはじめ様々な対策を講じていただきておりますことに心より感謝申し上げます。

当会は昭和 39 年 6 月に、重い障害児をもつ親たちが「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念のもと結成し、今年で 57 年を迎えます。重症児者のいのちが守られ、施設にあっても在宅にあっても一人一人が豊かに生きられることを願い、運動を続けてまいりました。

近年、医療技術の進歩により、在宅で医療的ケアを必要とする重症児者の増加や高齢の親による介護の限界が問題となってきております。このような実情を踏まえ、当会では、今後とも親自身が自らの責任と義務を果たすとともに、会の三原則に則り、どんなに障害が重くてもそのいのちが守られ、一人一人がかけがえのない人生を豊かに生きられるよう、社会の共感を得られる活動を真摯に続けてまいります。

ここに会員の総意に基づき、次のことを要望いたします。

一、新たな感染症に備え、各自治体においては日頃からマスク・手指消毒剤をはじめ衛生用品・医療物品等の備蓄をお願いいたします。併せて、流行時に重症児者の家庭や施設・事業所等に速やかに供給いただけるよう体制の確保をお願いいたします。

一、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、「重症心身障害」を「優先接種の上位に位置づける基礎疾患を有する者」の範囲に認めていただきましたことに感謝申し上げます。

重症児者は濃厚な医療や様々な合併症を抱えている方が多く、感染症に罹患した場合には重症化することが予測されます。新型コロナ以外にも、今後新たな感染症が流行した際において早期のワクチン接種をお願いするとともに、自らの不調を伝えることができない重症児者のいのちを守るため、日頃から本人の状態をよく知るかかりつけ医等から接種できるようお願いいたします。

一、近年、人工呼吸器など日常的に医療的ケアを必要とする在宅の重症児が増加傾向にあり、その家族への支援は緊急を要する課題となっています。市区町村・都道府県におかれましては、重症児者とその家族が地域において必要な支援を円滑に受けられ、安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉、教育等関係機関による連携体制の促進をお願いいたします。

一、短期入所、通園・通所事業については、重症児者の在宅生活を支える上で欠かすことのできない重要な施策です。入所施設においては、専門機能を活かした地域支援の拠点として、短期入所における超重症児の受け入れの強化、通園・通所支援、相談支援等の機能の更なる充実をお願いいたします。

一、重症児者を対象とした児童発達支援事業ならびに生活介護事業については、身近な地域で通えるよう実施箇所数の更なる拡充を図っていただくとともに、医療的ケアの実施体制の整備も併せてお願いします。また、感染症に備え十分なソーシャルディスタンスを保つため、柔軟な対応・工夫ができるよう支援をお願いいたします。

一、国立病院におかれましては、人員配置を拡充し、手厚い療育体制を確保するとともに、入所者のQOLの向上に向けた取り組みをお願いします。また、重症児病棟を有する全ての国立病院において通所事業を実施していただきますようお願いいたします。

一、医療的ケアが必要な児童生徒にとって、学校において医療スタッフ等の人員配置と設備が欠かせません。また、学校生活や送迎では保護者の付き添いも余儀なくされています。医療的ケアがあっても身近な地域で教育が受けられるよう教育環境の整備と地域格差の是正を図るとともに、教育を受ける機会が確保されるよう体制の整備と充実をお願いいたします。

一、どんなに重い障害があっても一人一人が可能性を秘めています。特別支援学校で学んだことを継続するため、卒業後は、障害福祉サービスでそのバトンを受け取る支援設計図を障害者総合支援法に明記してください。具現化する場合にあっては、「療養介護」「生活介護」等の個別給付支援制度の「その他の必要な日常生活上の支援」などに生涯学習相応の支援を明記し、特

別支援学校教員OB等支援者を雇用するための加算報酬を設けてください。また、生活介護には「居宅訪問型児童発達支援」同様の事業として「居宅訪問型生活介護」事業の創設をお願いいたします。

一、近年、全国の都市部を中心に重症児者施設が開設されるとともに、新たな整備計画が進められていることに感謝申し上げます。介護の限界にある高齢の親にとって施設は重症児者のいのちを守る最後の拠り所であることから、入所待機者が多い地域にあっては、引き続き施設の新設または増床をお願いします。併せて、いずれの施設においても医師、看護師、福祉職員の確保に困難を極めています。更なる人材確保及び人材育成のための施策の充実をお願いいたします。

一、重症児者施設および国立病院においては、個別の支援計画を作成し年齢・状態に応じた日中活動の提供に取り組んでいただいているところですが、密にならない環境に配慮しながら、引き続き充実した日中活動が受けられるよう、柔軟な対応・工夫をお願いいたします。また、感染症流行時にあっても、入所者の家族にできるだけ面会の機会を設けていただけますようお願いするとともに、介護者の感染等により在宅生活が困難になった重症児者を安全に受け入れられるよう環境の整備と体制づくりをお願いいたします。

予算要望事項

全国視覚障害児(者)親の会

会長 高木美恵子

厚生労働省への重点要望事項

1. 日常生活用具給付について、具体的対象品については、それぞれの自治体の財政状況等により判断決定され地域格差・不公平が生じています。全国一律に同様の支援が受けられるような制度にしてください。
2. 限られた業務の制約がありますが、障害者雇用により安定した保証をしてください。
3. 「高齢障害者の方の利用者負担軽減制度」の償還方式では、高齢の障害者に一旦現金を負担させ、償還手続きを必要とし、収入の少ない高齢の障害者に財政と手続きの実務の負担を

かけます。昨年も地元自治体が代理受領できるように、高齢の障害者の負担軽減策を要望しましたが、代理受領は実務が増えるとのことでした。しかしそのことで高齢の障害者の実務負担は軽減されます。障害福祉の給付等で広く行われている代理受領をぜひ実現してください。

4. 国が2010年1月に障害者自立支援法違憲控訴団と基本合意文書(以下:基本合意)を締結し、そこに明記した「介護保険優先原則(障害者支援法第7条)を廃止し、障害の特性を配慮した選択制等の導入をはかること」としたことを守り実行してください。
5. 一人で移動が困難な視覚障害者の学校の送迎や作業所への送迎でも、同行援護を利用できるよう報酬告示を改定してください。また、移動支援での送迎等の運用を各自治体に働きかけてください。

令和4年度厚生労働省への予算要望事項

盲ろうの子とその家族の会 ふうわ会長
井本 千香子

盲ろう児・者へのご理解とご支援を賜りたく、以下に関する予算措置を要望致します。

I 盲ろう者向け通訳・介助員制度事業の拡充等

■「盲ろう」は固有の障害

盲ろうは単に視覚障害と聴覚障害の重複障害ではなく、情報入力・コミュニケーション・移動の困難をはじめ、複雑に障害が増幅されるということをご理解いただき、「盲ろう」は固有の障害であるとの認識と周知をお願いします。

■盲ろう児・者は視覚及び聴覚両方の障害に対して障害者手帳の交付を受けています。さらに他の障害を併せ有する場合も多くあります。障害が重複することで増幅される困難に対する支援が、現行の福祉制度では不十分です。

視覚・聴覚の両方の障害を併せ有する盲ろう障害は、単一障害等級以上の重さになるということを考慮し、障害の実態に即した支援、例えば日常生活用具・補装具等を購入する要件への配慮を要望致します。

■盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の拡充

他障害種の人々と同等程度の社会参加と自立が可能となるように、盲ろう者向け通訳・介助員派遣制度を幅広く利用出来るように要望します。

・盲ろう児・者が社会参加し自立するためには、盲ろう者向け通訳・介助員からの支援が不可欠です。盲ろう児・者の当然の権利としてこの支援事業が利用できるように要望します。視覚・聴覚の両方に障害があれば、それぞれの等級に関わらず、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業を利用できるようにして下さい。現行では、視覚・聴覚の障害等級に一定の制限があり、どちらかの等級が低く、この制度を利用することが出来ない盲ろう児・者がいます。年齢や併せ有する障害に関わらず、全国どこにいても格差なく盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう要望致します。

・盲ろう者向け通訳・介助員の人員数増加と技術向上を要望します。先天性盲ろう障害児・者の多くは他の障害を重複しており、安全に支援を受けるためには、医療・介護などより専門性の高い知識・技術に基づく支援が必要です。個々人のケース会議の実施などが求められ、応じた予算措置を要望致します。

・現状では、通勤・通所・通学に盲ろう者向け通訳・介助員制度の利用が認められていません。コミュニケーション事業と移動支援事業を併用する事例もありますが、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣利用をするときよりも不安や困難があり、かつ盲ろう者の経済的な負担も増大することとなります。

・施設入所していても利用出来る事を要望します。施設内において、触手話や指点字など盲ろう者独自のコミュニケーション支援を求ることは難しく、盲ろう児・者は大勢の中の孤独を余儀なくされます。

・盲ろう者は突然の事態においては、特に情報が入りにくいために状況判断や対応に困難があり不安が増大します。日常生活においての安全確保はもとより、自然災害に見舞われたときにも情報保障は重要です。

II 就労とその後の継続的支援の充実について

■眼と耳の両方から情報が入らない盲ろう者にとって、丁寧な情報保障は不可欠です。就労先には、盲ろう障害を理解し、コミュニケーションがとれる職員・スタッフが必要です。職員・スタッフが盲ろう者と関わるときの基本的な対応の仕方を理解し、個々人に合わせたコミュニケーションが可能な環境が整うよう、各自治体で開催されている福祉関係の研修事業に盲ろう障害の研修が組み込まれるように要望致します。

■「卒業後の自立や社会参加に向けて、市町村に設置されている就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関と連携を強化し、生徒の就労を促進する。」となっていますが、この場合においては、盲ろう者でも活用できるような環境整備を強化していただけますよう要望致します。

■就労後は盲ろう障害に理解と配慮のある支援計画を作成し、実情に見合うよう定期的な見直しを行い、本人が生きがいを実感しながら社会参加が出来るような取り組みが現場に浸透するよう求めます。

■盲ろうの障害を有する子ども達が言葉を獲得し、様々な事象や物事の概念を理解するには、丁寧な教育と膨大な時間を要します。学齢期の間だけでは、時間が足りません。学校を卒業した後の生涯教育の観点からも、学ぶ場所が継続的に確保されることを希望します。

■盲ろう障害児童・生徒への教育が未だ確立されず、成人した盲ろう者への支援も行き届いていない現状、まずは全国の状況や取り組みを収集するデータベースを設け、情報を整理し、生涯教育の実践を行うために、拠点となる日本版ナショナルヘレンケラーセンターの設置を望みます。

III 新型コロナウィルス感染症対策について

■盲ろう児・者にとって嗅覚はとても重要な情報源のひとつです。しかし、マスクを着用することにより、その情報は失われてしまいます。また、感覚過敏でマスクが付けられない盲ろう児・者が多くいます。マスクを着用することが困難であることへのご理解と、マスクを付けないことによる差別等が生じないようご配慮をお願い致します。

■盲ろう児・者は人の手を通してコミュニケーションを図り、触れ合いながら触覚を通して生活を送ります。口元で物を確認したり、汚いという概念を理解するのが困難である盲ろう児・者にとって衛生面に注意することが特に重要です。感染予防のための消毒用アルコール等必要不可欠な衛生用品が優先的に届くことを要望致します。

また、医療的ケアが必要な盲ろう児・者もいます。生命に直結する必要物品が行き渡り、安心して生活ができる配慮を望みます。

■「新しい生活様式」が推進され、ソーシャルディスタンスが求められる中、人こそが社会とつながる窓口である盲ろう児・者が、学び、働き、交流し、皆とともに暮らすという当たり前のことができるよう、取り残されることのないような社会が形成されていくことを切に望みます。

■新型コロナウィルスに感染した場合、盲ろう児・者は介助者なしでは生命を守ることが困難になることが想定されます。医療機関においては、「感染拡大防止措置」と「盲ろう児・者への必要な情報提供と意思疎通」の両側面から対応をご検討の上で、必要な支援と配慮をお願い致します。

■コロナ禍において、盲ろう者向け通訳・介助員支援制度の利用が大幅に縮小されていることにより、人こそが情報の窓口である盲ろう児・者が社会的孤立を感じています。心身の健康を保つためにも利用制限がないよう配慮をお願い致します。

2022年度予算に対する厚生労働省への要望事項

団体名:NPO法人 全国LD親の会
代表者名:理事長 井上育世
連絡先:jimukyoku@jpald.net

COVID-19 の流行により、社会のあらゆる場面における「新しい生活様式」が求められている中、発達障害児者とその家族、また障害児者に関わるさまざまな人たちの人間的な諸権利が守られ、社会生活が成り立つて行くための施策を要望します。

【厚生関係】

1. 発達障害者支援センターの専門相談員および職員を増員すること

発達障害者支援センターは、発達障害者が一番身近な支援機関として活用する機関であり、相談者が急増しているのにもかかわらず、専門相談員や職員の増員が不十分な状態にある。地域支援機能が強化されれば、支援や相談を待つ時間も減り、必要な配慮等が迅速に受けられるようになる。

2. 身近な地域での発達障害児者およびその家族に対する支援を推進すること

- ・学校と支援機関が連携し、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用・丁寧な引継ぎ・保護者との共有を一層、推進すること
- ・二次障害を予防するため、早期発見と早期発達支援を一体化して行うこと
- ・保育所等訪問支援事業(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の派遣)を拡充すること

- ・支援者(保育園・放課後等デイサービス・就労支援事業所等)の負荷軽減のため、AI 等のデジタル技術を利用し、支援計画の実績評価の蓄積データを活用し、計画作成の支援ができるシステムを構築すること
- ・児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業の支援の質の向上と支援内容の適正化を図ること
- ・成人期以降の発達障害者(特に在宅者)とその家族への支援(地域生活支援)を拡充すること
- ・成人期以降に診断された発達障害者の家族に対する、対応スキル向上のための支援体制を構築すること
- ・親亡き後、或いは親が高齢となり施設入所後、親に代わり当事者の社会的サポートが出来る公的体制を構築すること

3. 乳幼児から成人までの発達障害に対応できる医療機関を拡充すること

- ・発達障害の専門医師の養成・研修(LDを主訴とする場合の診断研修の充実など)を行うこと
- ・幼児期・学齢期における精神投薬の適正使用についての指導を促進すること
- ・通院できない発達障害者へのオンライン診察や往診等の診療体制を整備すること
- ・虐待を受けた発達障害児に対する専門的療育体制を整備すること

4. 発達障害者に対する情報支援体制の整備を拡充すること

- ・市町村役所等の窓口において、発達障害者に確実に情報が提供される環境を整備すること
(意思疎通支援・合理的配慮の提供等)
- ・ICT を活用し、支援計画とその実施結果評価を蓄積し活用すること
- ・発達障害者の公的機関において蓄積された個人情報のデジタル化及びその保管、保護者及び当事者が必要とする際に提供できる体制を構築すること

5. 感覚過敏等により、公共交通機関の利用が困難な発達障害のある人に対する外出支援を構築すること

- ・行動援護(行動面の見守りサービス)や同行援護(ガイドヘルパー)ではなく、移動支援の拡充
(刺激の多い混雑車両を避ける為のグリーン乗車券の割引利用、タクシーの割引利用など)

6. 発達障害の特性に応じた緊急時の支援対策の整備・周知

- ・発達障害者対象の福祉避難所の設置、緊急避難体制の確立、障害者対象の避難訓練の実施を図ること
- ・緊急時でも連携を図って対応を取れる「トライアングル」プロジェクトを構築すること

【労働関係】

<重点要望事項>

1. 繼続して働き続けるための支援を充実すること

- ・ジョブコーチ、障害者就業・生活支援センターによる職場定着支援及びリワーク支援を強化すること
- ・地域生活支援の強化、グループホーム等の拡充を図ること
- ・精神障害者保健福祉手帳を取得して働く発達障害者は多いが、精神障害者への支援とは異なるため、発達障害の特性にあつた職場定着支援を強化すること
- ・発達障害者に対する在宅就労支援体制を構築すること

2. 発達障害者に対する相談体制の整備と多様かつ効果的な職業訓練、職場実習制度を充実すること

- ・ハローワークにおける合理的配慮(よりきめ細かな就労支援・職場定着支援)の実施を進めること
- ・高等学校・大学等と就労移行支援機関の連携を強化すること
- ・就労先への本人の特性と支援内容の引継ぎを徹底し、発達障害者への理解を促進すること
- ・発達障害者の職域拡大のための訓練カリキュラムを開発・実施を進めること
- ・企業側への実習等の受け入れを促進させる制度を構築すること
- ・テレワーク等の在宅就労に対応できる職業訓練を拡充すること

3. 発達障害者の雇用を促進すること

- ・地域障害者職業センターにおける職場適応援助者(ジョブコーチ)の増員と研修の強化を図ること
- ・障害者試行雇用(トライアル雇用)事業を拡充・促進すること
- ・発達障害者の能力を正しく評価し、それに見合った報酬が得られるような雇用体制確立を指導すること

4. 公的機関における発達障害者の雇用を促進すること

- ・公的機関における発達障害者の雇用についての数値目標を達成し、かつ働き続ける環境を設定すること
- ・公的機関でモデルとなる事業を創設すること
- ・公的機関における発達障害のある人のチャレンジ雇用を推進すること

5. 雇用・就業関係機関職員や事業所に対する発達障害関係の研修を充実すること

- ・ハローワークの職員に対する研修を充実させること
- ・障害者就労支援機関・若年者就業支援機関の職員に対する研修を充実させること
- ・事業所に対する発達障害者の雇用管理のノウハウの普及啓発を図ること

- ・発達障害の特性を踏まえた効果的な支援技法や、職場における合理的配慮の提供についての理解啓発を進めること（在宅就労についても、同様の理解啓発を図ること）

6. 障害者就業・生活支援センター事業を拡充すること

- ・障害者就業・生活支援センターの増設、職員の増員（生活支援ワーカーの増員）を図ること
- ・職員の発達障害に対する研修を充実させること
- ・職員の長期的展望に基づく育成、待遇改善を図ること
- ・発達障害者の就労能力を正しく評価し、能力に見合った雇用先及び各雇用先における新規職種の開拓、求人が行える体制を構築すること

令和4年度障害福祉関連予算及び障害者総合支援法等についての要望

（一社）全国手をつなぐ育成会連合会

会長 久保 厚子

平素より知的・発達障害のある人たち（以下「知的障害者」という。）とその家族の福祉についてご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。私たち一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会（以下「本会」という。）は、知的障害者とその家族が、障害の程度にかかわらず、ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して暮らせることを願っており、共生社会の実現を求めております。共生社会の実現のためには、制度の進展とあわせて、社会で暮らす多くの人たちの障害のある人への意識の変革を求めていく必要があると感じております。

また、引き続きの課題となっている新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）の関係では、突然の予定変更による混乱、本人や家族が感染した際の対応、在宅生活が長引くことによる虐待リスクや孤立リスクの増大といった各般の課題に加え、ワクチン接種に関する特性配慮が求められています。また、知的障害者の暮らしを支える障害児者福祉サービス事業所が、エッセンシャルサービスとして維持継続されることも重要です。

令和3年度から施行された障害福祉サービス等報酬改定において知的障害者の地域生活支援がより一層推進されることも含め、「ウィズコロナ」時代にあっても知的障害者と家族が地域で安心して暮らすことができるよう、令和4年度の障害福祉関連予算及び障害者総合支援法（以下「総合支援法」という。）などの課題について以下に要望いたします。

1 新型コロナに関する事項

新型コロナに関しては、本会にも不安や心配の声が多数寄せられたことを踏まえ、貴省に緊急要望を提出して必要な対応をお願いしたところです。そのいくつかについては迅速にご対応をいただき、感謝申し上げます。

つきましては、いわゆる「ウィズコロナ」とされる状況が今後も一定期間は継続することを踏まえ、すでにご対応いただいている要望事項の継続も含め、次の各点をお願い申し上げます。

(1) 障害者世帯、いわゆる「8050世帯」の虐待・孤立防止

新型コロナの感染拡大防止には外出や接触の制限が有効ではありますが、その影響により日常的な交流も不十分となり、状況によっては障害福祉サービスの利用も制限される状況が起こります。こうした予定変更や環境変化で混乱する本人と、本人を支える家族の疲弊は大きな課題であり、障害者虐待や孤立のリスクがあります。ソーシャルディスタンスを確保しつつも、適切な支援につなげることが不可欠です。

令和2年度補正予算で実施されることとなった「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業」について、ウィズコロナの状況が続く限り令和4年度以降も継続していただくとともに、全国すべての市町村において確実に実施されるよう、積極活用の周知をお願いいたします。

(2) 感染または濃厚接触となった場合の確実な対応

本会に寄せられる新型コロナに関する不安の多くが、本人または家族が新型コロナに感染または濃厚接触となった場合の対応です。本人については都道府県ごとに障害者をはじめとする要配慮者の受け入れ医療機関を定めていますが、多くの場合そこまでの搬送方法などが不明確です。また、家族については貴省ホームページでも紹介されている神奈川県や神戸市、杉並区のように本人を受け入れる先駆事例があるものの、全国展開されているとは言いがたい状況です。さらに、受け入れ施設までの送迎についても課題があります。

再度の流行局面となる前に、こうした先駆事例をより広く収集して強力に情報発信とともに、医療機関や受け入れ施設への送迎（搬送車が感染または濃厚接触であるという前提下における送迎）について手法を確立していただくよう、お願いいたします。

(3) 障害児者福祉サービス事業所の運営継続支援

新型コロナでは、知的障害者の暮らしを支える障害児者福祉サービス事業所の運営にも深刻な影響を及ぼしました。貴省からは報酬算定に関する特例について柔軟な運用を可能とする通知を多数発出していただき、高く評価しておりますが、残念ながら多くの事業所で減収となっているというアンケート結果も示されています。もとより、障害児者福祉サービスは経営実態調査に基づく收支差を基礎として報酬が設定されており、大幅な収入超過は見込めない構造になっていることから、新型コロナの影響は一般的な業種よりも深刻化しやすい環境といえます。

令和3年度障害福祉サービス等報酬改定においても、新型コロナに関するかかり増し経費をカバーする報酬上乗せを9月までの期間限定で実施していただきましたが、これを通年ベースで実

施するとともに、影響が残る場合には令和4年度以降も継続していただくよう、お願いいいたします。

2 福祉理念の普及事業の継続

神奈川県立津久井やまゆり園における大殺傷事件については、3月31日に被告の死刑が確定しました。本会としては、この事件の背景や原因は決して被告個人だけの問題にとどまらず、広く社会全体と課題を共有し、ともに解決していくことが重要と考えます。その意味で、共生社会の実現に向けて実施された各種の「基本理念の普及啓発・研修」事業については、本会としても積極的に関わってまいりました。事業の成果として、社会全体に対して多様性を認めあう共生社会の実現をめざすための啓発を発信し続ける仕組みが構築され始めたものと高く評価しています。

つきましては、こうした取組みは一過性で終わらせることなく、一見地味であっても着実に取り組まれることが重要であることから、令和4年度以降も引き続き全国各地で福祉の理念を普及させる事業が展開できるよう、たとえば地域生活支援促進事業に位置付けるといった取組みにより、国が一定額を確実に補助する仕組みとすることをお願いいたします。

3 相談支援体制の整備

相談支援は、知的障害者にとって不可欠と考えますが、相談支援専門員のスキルや成熟度、自治体担当者の認識や理解度などにより、計画相談の活用状況や実効性が地域により大きく異なっています。

つきましては、自治体、特に市町村を軸として関係機関に計画相談・地域相談が認知され、サービス等利用計画（障害児支援利用計画）によって知的障害者の暮らしの見通しが前向きなものになるよう、お願いいいたします。

(1) 令和3年4月から、社会福祉法の改正により「包括的相談支援体制整備事業」（いわゆる「断らない相談」）がスタートしました。複合的な生活課題を有する世帯の相談をワンストップで対応できる可能性については期待するところですが、国からの資料には、相談機能を包括化することで市町村に財政的なメリットがもたらされるとの説明もあり、相談機能の包括化が障害児者相談の人員や専門性を削ぐことにつながる懸念があります。市町村に対し、障害児者相談の人員や専門性は確保した上で包括的相談支援体制整備事業であることを十分に伝達してください。

(2) 地域定着支援については、家族同居であっても利用可能となる基準を明確にするとともに、後述の自立生活援助と組み合わせることで入所施設からの地域生活移行やグループホーム、自宅からの独立を重層的に支える仕組みであることを明確にしてください。特に、自立生活

援助では家族が介護保険・障害福祉サービスの利用者である場合には同居でも利用対象となる旨がQ&Aで明示されていますが、もう1歩踏み込んで、市町村の判断により家族同居でも利用可能とする（一例として、ひとり親世帯や医療的ケア児を地域定着支援の支給対象とする）とともに、地域定着支援も同様の扱いをしてください。

(3) N I C Uからの退院する医療的ケア児者などについては、先の報酬改定においても退院直後からの障害福祉サービス等の利用を可能とする運用を明確化していただき、高く評価しております。しかし、計画相談だけでは地域生活に向けた在宅生活の体験を支援する仕組みにはなりえないため、医療的ケアなど他機関との緊密な連携が求められる事案は、年齢や入院期間に関わらず地域移行支援の対象としてください。また、同様の問題は児童養護施設や障害児入所施設でも生じていますので、あわせて地域移行支援の対象としてください。

4 重度障害者等包括支援、重度訪問介護

重度障害者等包括支援（以下「重度包括」という。）は、最重度障害者の地域生活のニーズへトータルかつ柔軟に対応できる有効なサービスですが、利用実績が極めて低調です。また、長時間のホームヘルプを提供する重度訪問介護も、知的・発達障害者の利用が広がりにくい状況にあり、改善が必要です。

つきましては、次のとおり重度包括及び重度訪問介護の運用について改善をお願いいたします。

(1) 重度包括の提供条件については、先の報酬改定でも利用対象の拡大が図られましたが、報酬については業務に見合ったものとなりませんでした。単にサービス提供するだけでなく、リアルタイムでのコーディネートも不可欠であることを踏まえた報酬水準とする必要があります。また、知的障害者における重度包括の活用として、重い行動障害がある場合にまずは個別性の高い支援を提供し、それを少しずつ地域内の障害福祉サービス等へつないでいく流れが想起されます。こうした訓練等給付サービス的な利用を促進するための事例紹介やインセンティブの設定を進めてください。

(2) 重度訪問介護については、入院中の利用も可能となったことにより、常時の見守りが必要な強度行動障害者の利用希望が表面化する可能性があります。また、近年では知的障害者が重度訪問介護を活用して地域における独立生活を営むイメージも広がりつつあります。こうしたことから、行動援護や発達障害者支援センターを活用したアセスメントを計画相談に盛り込むよう働きかけるとともに、生活場面における長時間のマンツーマン支援を試すことができる体制が重要です。通常よりも報酬単価が高い「体験利用」類型を創設し、相談支援によるニーズの把握、行動援護等によるアセスメントの実施、体験利用による適否の確認というスキームを確立してください。

(3) 行動援護については、重度訪問介護の利用に関するアセスメント機能を有していることも踏まえ、居宅内における利用（居宅内における行動改善）が広がるような取組みを進める必

要があります。先の報酬改定Q&Aにおいて、サービス等利用計画に必要性が明示され、市町村が必要を認める場合には居宅内での行動援護利用が可能である旨を改めて明確化していただいたことは評価しております。今後は、行動援護従事者が各地で不足しているため、障害福祉計画の成果目標に行動援護従事者の養成数を盛り込むようにしてください。

5 高齢障害者に対する支援

障害者総合支援法改正により「共生型類型」が新設され、主に65歳を迎える障害者が、介護保険制度へ移行しつつも同じ事業所を利用できるようになり、利用者負担も高額障害福祉サービス費によって軽減されている点は評価します。しかし、残念ながら共生型類型の事業所（特に障害福祉サービス事業所による介護保険サービスの併設）は広がっていないほか、利用者負担の軽減条件についても配慮が必要です。

とりわけ負担軽減対象者の要件については、65歳到達前のサービス利用状況等を踏まえ、該当サービスの利用期間が5年未満であっても対象となりうる運用となるよう、お願ひいたします。特に、就労継続支援事業を利用しているケースや家庭内介護を継続してきた世帯への配慮をお願いいたします。

6 グループホーム

住まいの場の確保としてグループホームが果たす役割は重要です。重度障害や高齢化を見据えた住まいの場として「日中サービス支援型グループホーム」が位置付けられ、地域生活支援拠点の整備にも資するものとして評価していますが、こちらも共生型と同様に整備が進んでいるとは言いがたい状況です。今後、日中サービス支援型グループホームを含め、グループホームが重度障害者も入居できる仕組みとして展開するには、重度障害でも、高齢になっても安心して暮らすことができる支援体制となることが必要と考えます。

つきましては、制度運用に関する次の各点について改善をお願いいたします。

- (1) スプリンクラーや防火壁などの消防法関連設備については、施設整備費の補助を拡充するとともに、愛知県などで実施されている避難訓練などを組み合わせた基準緩和を全国展開できるように働きかけてください。
- (2) 居宅介護の個別利用について、サービス等利用計画に基づいて必要性を個別に判断することを要件に、経過措置ではなく恒久化してください。
- (3) 自立生活援助の創設によりグループホームからの単身生活への移行がより促進されるよう、サテライト型の拡大促進と、グループホームからの地域移行に対する強力なインセンティブを設定してください。
- (4) グループホームからの地域生活移行が困難な背景には、障害者世帯が賃貸住宅等を借りにくい（貸主がリスクを過剰に恐れてしまう）という背景も指摘されているため、グループホ

ームの利用を重度障害へ広げる際には、必ず軽度障害者が地域で住まいを得られるような支援（住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居円滑化事業など）とセットで検討を進めてください。

（5）日中サービス支援型グループホームの特徴やメリット、地域生活支援拠点との関係性や具体的な事業実施までのプロセスなどをまとめたPR冊子等や全国説明会を継続するとともに、十分な支援スキルが確保されていないにも関わらず事業所開設が進んでしまうリスクを軽減するため、事業所指定における留意点等を都道府県などの指定権者へ周知してください。

7 地域生活支援拠点

知的障害者の地域生活を支えるためには、障害福祉計画どおりに地域生活支援拠点を整備することが重要です。令和3年度からスタートした第6期障害福祉計画の基本指針においても引き続きの整備とPDCAサイクルが示されたことは評価しております。しかし、残念ながら一部に「令和3年3月までの整備完了」ということに捉われ、必要な機能を満たさないまま整備完了の扱いとしてしまった地域も見受けられます。

つきましては、地域生活支援拠点の整備を促進するため、次の各点を実現するよう、お願いいいたします。

- （1）地域生活支援拠点の整備については、令和3年3月までに「整備完了」とした場合であっても、PDCAサイクルにより漸次的に不足する機能を整備することが不可欠であることを市町村へ繰り返し伝達してください。
- （2）地域定着相談の対象を家族同居でも可能であることを明確にするとともに報酬を引き上げ、障害児を含めて対象としてください。
- （3）短期入所が満床または利用不適である場合の「訪問型短期入所（仮称）」を実質的に制度化してください。（広島県廿日市市、東京都府中市などで実践済み）
- （4）特にグループホームの新規開設に際して、空床型短期入所と体験型の併設を実質義務とするような働きかけをしてください。
- （5）緊急対応の1つとして、通所サービスにおいて（単独型短期入所の事業所指定を取るのではなく）臨時にナイトケアする取組みも有効であることを市町村へ伝達してください。（大阪市や世田谷区などで実践済み）
- （6）基幹相談支援センターの設置を促進し、地域生活支援促進事業などを活用して主任相談支援専門員の配置を必須としてください。
- （7）先行事例を広く周知するため、自治体向けセミナーの開催に加えて、先進地域の行政や支援事業所（法人）などを「アドバイザー」として派遣する取組みを継続実施してください。

8 改正総合支援法による新設サービスの利用促進

総合支援法改正によって新設された自立生活援助、就労定着支援については、知的障害者の地域生活移行や職場定着を後押しするサービスとして評価していますが、十分に活用されるとはいえないません。

つきましては、利用の促進を図るため次の事項について運用の見直しなどをお願いいたします。

(1) 自立生活援助については、令和3年報酬改定において運用の改善が図られた点を評価しております。ただし、さらに地域で活用できるようにするためにには、家族と同居している場合でも家族等が障害、疾病等により支援力が不足している場合には利用可能となっていることを踏まえ、地域定着支援との関連性を整える必要があると考えます。すでに自立生活援助を終了する際に地域定着支援へ切り替えることも可能であることは示していただきましたが、サービスの利用期間については、サービス等利用計画に基づいて市町村審査会が認めれば実質的に期限がないことを繰り返し市町村へ周知してください。

(2) 就労定着支援については、利用対象者を就労移行支援などの障害福祉サービスからの就労者だけでなく、特別支援学校やハローワーク、障害者就業・生活支援センターからの就労や、サービス創設前から就労している者も対象としてください。特に、特別支援学校卒業生については、卒後すぐの就労が可能であるにも関わらず意図的に半年程度の就労移行支援利用を推奨し、就労定着支援が使えるようとするといったモラルハザードに近い状況が起こりえるため、早急に検討してください。

また、利用者負担について、就労収入の増加に伴って利用2年目から1割負担が発生する可能性があります。収入に応じた利用者負担は当然ですが、同種の支援である特別支援学校による卒後フォローや就業・生活支援センターによる個別対応には利用者負担が生じないこととの整合性に課題があるため、激変緩和措置などを講じてください。

9 児童発達支援（居宅訪問型児童発達支援）・保育所等訪問支援

障害児（発達が気になる児）の早期支援には児童発達支援が不可欠であり、さらにノーマライゼーションの観点からは地域の保育所や幼稚園に通いつつ保育所等訪問支援を活用することが望されます。特に保育所等訪問支援の拡大が重要となります。現状では事業所がまったく追いついていない状況です。また、児童福祉法改正によって新設された「居宅訪問型児童発達支援」は、医療的ケアなどにより外出が困難な児への個別療育を提供するために不可欠なサービスですので、積極的な事業所整備を誘導することが求められます。

障害児通所支援については、在り方検討会が設置されたことを高く評価しておりますが、障害児の早期支援を充実させる観点から、次の事項について積極的な対応をお願いいたします。

(1) 児童発達支援については、営利目的の安易な事業所参入がなされないよう、ガイドライン

の遵守徹底と市町村との協議による母子保健分野との連携担保を（実質的でも）事業所の指定要件としてください。

- (2) 保育所等訪問支援については、先の報酬改定により運用が改善された点は評価しますが、肝心の支援者養成と事業所設置が進んでいません。たとえば「保育所等訪問支援担当職員養成研修（仮称）」を時限で実施するなどを強力なてこ入れをしてください。
- (3) 保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援については、既存の児童発達支援センターにおける「地域支援」に当たることを改めて各児童発達支援センターへ周知した上で、次回の事業所指定では（実質的でも良いので）事業所の指定要件としてください。また、児童発達支援事業の新規申請時にも事業併設が可能であることを十分に周知してください。
- (4) インクルーシブな保育・教育を推進するため、保育所等訪問支援の名称を変更し、たとえば学習塾やスポーツクラブといった民間施設にも派遣可能なサービスとしてください。

10 放課後等デイサービス

放課後等デイサービス（以下「放デイ」という。）の基盤整備は積極的な事業展開により、概ね整備の目標を達したと評価できます。ただし、地域による事業所の偏在は否めず、事業所が存在しない地域もあることから、必要な地域には着実に事業所を整備する必要があります。また、放デイについては新型コロナに伴う学校休業時の対応に関して、貴省から発出された「新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関する放課後等デイサービス事業所等の対応について」の中で保護者の就労を支える役割もあることが明確化されたところです。

障害児通所支援については、在り方検討会が設置されたことを高く評価しておりますが、上記の各点を踏まえ、放デイに関して次の各点をご検討いただくよう、お願いいいたします。

- (1) 障害児福祉計画に基づく事業所の指定が硬直的な運用とならないよう、たとえば当該都道府県の総量には達している場合でも、放デイが未設置の地域から新設の申請があった場合には事業所指定を拒否しないような運用を都道府県へ依頼してください。
- (2) ひとり親世帯や複数の障害児がいる世帯、保護者自身が障害を抱えている世帯、保護者の就労が必要な世帯など、特別な事情を抱えている世帯については、社会的養護の観点から対応すべきと考えます。日中一時支援事業の（実質的）必須事業化、特別な事情を有する世帯向けの「社会的養護型（学齢児保育型）デイサービス（仮称）」の創設」などについて、法改正をせずとも対応できる部分があれば早急に対応してください。
- (3) 放デイの利用児童が幅広い年齢層になることを踏まえ、小学生向けと中高校生向けに区分した上で、小学生については放課後児童クラブの利用を原則として、事業所指定については放課後児童クラブと相互に併設できる仕組み（児童の共生型）の創設を検討していくください。

11 行動障害が顕著な人への支援

行動障害の顕著な人（いわゆる強度行動障害児者）への支援が大きく不足しており、各地で生活介護や短期入所などの利用を断られてしまう事例が報告されています。

つきましては、重い障害があっても安心して地域生活することができるよう、次の事項を早急に措置するよう、お願ひいたします。

- (1) 強度行動障害児者は原則としてマンツーマン対応が不可欠であることから、重症心身障害と同じく児童発達支援、放デイ、短期入所、生活介護に「強度行動障害型」の事業所類型を新設し、少人数定員でも運営可能としてください。
- (2) 行動援護サービスについては、サービス等利用計画に必要性が明示され、市町村が必要を認める場合には居宅内利用は可能であることを改めて市町村に周知いただきましたが、今後は室内での利用を前提とした類型を新設してください。
- (3) 計画相談、障害児相談のモニタリング頻度について、強度行動障害判定対象者は必ず「3か月に1回」または「毎月」とするように運用を改めてください。
- (4) 「強度行動障害」という呼称については、これを非常に悲しい気持ちで受け止めている人が多数います。制度対象を明確にするためには何らかの呼称を付与せざるを得ませんが、広く受け入れられる新たな呼称を検討してください。
- (5) 強度行動障害児者の障害特性を踏まえた関わりが教育や支援の基本となり、かつ一貫性のある体制で提供されるような仕組みを（仮称）行動障害支援センターのナショナルセンター構想として構築してください。障害児入所施設における滞留問題（いわゆる加齢児問題）が解消されていない背景には、児童期から成人へのさまざまな連携が十分とはいえない状況もあると考えられますので、児童期から成人期の切れ目のない支援体制の構築も重要な視点として捉えてください。なお、行動障害支援センターは「全国」「ブロック」「都道府県」「障害保健 福祉圏域」の4層構造とし、支援現場に最も近い障害保健福祉圏域も対象にして、支援者の養成、困難事例の情報共有を図るなど、横の連携を強化したネットワークによりさまざまなバックアップ体制を整え、行動障害支援の質の全国水準を引き上げてください。

1.2 医療的ケア児者に対する支援

医療的ケアを要する子どもや成人（以下「医療的ケア児者」という。）への支援については、本年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立したことも踏まえた対応が進むことを期待しております。また、重症心身障害に該当する医療的ケア児者を含め、在宅生活の命綱ともいえる短期入所の整備についても、令和3年報酬改定において種々の対応をいたいたいた点を評価しております。

しかし、現状では各種の支援サービスが医療的ケア児者の増加にまったく追いついておらず、このままでは危機的な状況になることが懸念されます。

つきましては、医療的ケア児者に対する支援に関し、次の事項を早急に改善していただくよう、

お願いいいたします。

- (1) 医療的ケア児者と判定された場合には、在宅生活の支援を確実に医療的ケア児コーディネーターが中心となった相談支援がサポートする仕組みとし、退院前から家族と一緒にヘルパーや訪問看護師が医療的ケアのトレーニングができるようにしてください。
- (2) 医療機関や医療型障害児施設などにおける短期入所で医療的ケアを受け入れる場合には、現行の療養介護サービスを参考に、福祉サービスの報酬と医療保険の報酬をどちらも請求可能としてください。
- (3) 障害児福祉計画の整備目標を「児発（一般）」「児発（重心・医療的ケア）」「放デイ（一般）」「放デイ（重心・医療的ケア）」のように、重症心身障害や医療的ケア児対応事業所が着実に整備されるように書き分ける運用としてください。
- (4) 医療的ケア児者は突然の体調悪化などにより利用の不安定化が起きやすいことから、利用定員以上の登録をせざるを得ない特徴があるため、定員超過利用減算（125%、150%）の運用を柔軟にしてください。
- (5) 医療機関については、介護職員へのいわゆる「3号研修」の受講が認められておらず、医療的ケアを行うのは看護職員に限定されていることから、看護師不足で受入を制限する事例が多発しています。医療的ケアを担う人材を増やすため、医療型短期入所施設の介護職員も医療的ケアを行えるような規制緩和をしてください。

1.3 障害児福祉サービスの質的変容促進

現在の障害児福祉サービスは、基本的な考え方として、保護者による対応が困難な場合に障害児通所事業所や行動援護、移動支援事業所等が児童への支援を提供することとなっていますが、さまざまな事情によりサービスの利用頻度が高まると、反比例して保護者の対応力が低下する傾向が強く、それゆえにますますサービスの利用頻度が増加する（給付額も増大する）という悪循環が見受けられます。また、障害児については利用者負担の上限設定が比較的低い金額となっており、利用頻度が高くなるほど相対的な利用者負担は軽くなる傾向があります。

つきましては、国連の「子どもの権利条約」にも掲げられている家庭における養育や保護者支援、児童の最善の利益等に基づき、次のとおり障害児福祉サービスの質的変容を促進するよう、お願いいいたします。

- (1) 保護者等の家族を伴ったサービス利用の推奨

たとえば行動援護のように一定の専門性を有する支援者が、外出時などの際に注意すべきポイントを保護者等へ伝達しながら実際の外出支援を行うといった利用方法を市町村へ推奨してください。

- (2) 行動援護の居宅内利用拡大

行動援護については、サービス等利用計画に必要性が明示され、市町村が必要を認める場合に

は居宅内利用は可能であることを改めて市町村に周知いただきましたが、上記（1）とあわせて居宅内における子どもへの支援ポイントを伝達できる利用方法を可能とし、その利用を市町村へ推奨してください。

（3）利用者負担のあり方

障害児福祉サービスにおける現行の利用者負担（月額負担上限の設定）は、以前の支援費制度時代と比べても手厚い水準となっていますが、そのことがサービスの利用頻度にも影響を及ぼしているものと推察しています。そこで、負担公平性の観点からも、たとえば以前の支援費制度を参照した負担水準とするなど、所得状況に応じたきめ細かい負担設定とすることも検討してください。

（4）児童発達支援・放課後等デイの新規事業所指定のあり方

障害児福祉計画においては、整備計画数値が充足している場合、都道府県知事は新規事業所指定をしないことができることとなっています。現状では、事業所が増加しただけ支給決定も増大する傾向が見られることから、事業所指定を見送ることで全体の給付をある程度はコントロールできるものと考えています。ただし、その場合には都市部と地方部の状況の違いを十分に勘案するほか、実質的に保護者の就労を支える社会資源になっていることも踏まえた見積もりを行うよう、市町村へ働きかけてください。

（5）望ましい障害児入所施設のあり方

障害児入所施設は専門性を活かした居住機能の提供とあわせて、短期入所や有期限・有目的の「ミドルステイ」といった地域生活支援機能が期待されるおり、加えて家庭養育力の低い世帯（虐待ケース）、強度行動障害、医療的ケアを要する児童への対応も担う、障害児と家族にとって重要な役割を担っています。しかし、いわゆる加齢児への対応が必要となり、児童施設といいながら児者混在あるいは成人中心の障害児入所施設となっていた実態があります。その課題を整理するため、障害児入所施設からの地域移行に関する実務者会議を設置した点を高く評価します。この検討会で得られた結論を先延ばしすることなく実施するとともに、施設の増設と小規模化、家庭的養育の導入を強力に進めてください。

1.4 通所系サービスの抜本的な見直し

総合支援法に位置付けられている通所系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A・B）については、それぞれの状態に応じた利用が可能となってきた点や、就労（企業等への一般就労、福祉的就労）の拡大を評価しております。しかし、平成18年の法施行から15年ほどが経過し、たとえば工賃が1万円を超えるような生活介護事業所がある反面、平均障害支援区分が「4」以上で工賃が5千円程度という就労継続B型事業所も珍しくない状況になっています。また、自立訓練はさておき、就労移行支援の利用期間が原則2年になっていることで、重度障害があっても企業就労を希望する者への支援が届きにくいという指摘もなされています。

つきましては、通所系サービスのあり方について、法改正も含めた抜本的な見直しを図る方向で検討するよう、お願いいいたします。

1.5 成年後見制度の利用促進

成年後見制度の利用促進については、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）で示された「新たな後見報酬算定に向けた考え方（案）」に基づいて、後見人等の報酬設定について財産額を基本とせず、身上保護を含めて活動実績に応じて報酬評価する方向で最高裁判所から全国家庭裁判所へ通知されたものと理解しています。本会としては、身上保護に対する比重が高まることへの期待がある反面、後見人等の活動が増えれば増えるほど、比例して報酬が増大していくことへの不安も高まっています。

つきましては、知的障害者と家族が安心して成年後見制度を活用する機運を高めるためにも、以下の各点について改善策の提示をお願いいたします。

- (1) 後見人等報酬が活動実績に応じたものとなる場合、障害基礎年金が収入の大半を占める知的障害者は制度利用がますます難しくなることが予想されます。このことについての解決策を示してください。
- (2) 専門家会議では、親族後見を推進する方向についても議論されています。仮にこの方向になつた場合、年長者が年少者を養育する障害者分野にはまったく馴染まない方向性となります。あるいは、親族後見に対しては多くの場合に後見監督人が選任されることとなりますが、そうなると上記（1）の課題が浮上します。このことについての解決策を示してください。
- (3) 事業所運営法人による成年後見については、賛否さまざまな意見があることを踏まえ、成年後見が果たすべき財産保全と身上保護の機能が充分に担える成年後見人等の役割とその育成のあり方に関する方向性を示してください。また、この取組みを実施計画に5年の期限が設けられる「地域における公益的な取組み」だけで実施することは困難と思われます。透明性を確保しつつ法人後見を進める法人に対する補助制度などについて検討してください。

1.6 障害者虐待の防止、身体拘束廃止の推進

令和3年報酬改定において、障害者虐待防止委員会の設置や身体拘束廃止に向けた取組みが数多く義務化された点を高く評価いたします。身体拘束廃止については、特に虐待リスクが高いとされる知的障害者（強度行動障害児者）には重要な取組みですが、神奈川県立津久井やまゆり園における殺傷事件の検証においては、過去のこととはいえ不適切な身体拘束が認められる報告がなされるなど、身体拘束廃止は道半ばと言わざるを得ません。

つきましては、次の事項について着手可能なところから速やかに対応いただくよう、お願いいいたします。

- (1) 障害者虐待防止研修について、国において障害福祉サービス事業所における障害者虐待の

傾向を分析し、都道府県研修で重点的に取り組むべきポイントを明示してください。

- (2) 養護者からの虐待がまったく減少していません。全国各地で事前予防の観点から行われている養護者支援（家族の負担軽減策）の好事例を収集して紹介するとともに、実施を強く促してください。また、養護者へ特別な支援を要する世帯を支えるため、短期入所や日中一時支援のような一時預かりサービスが必要であることを市町村へ働きかけてください。
- (3) 身体拘束に関する減算については、望ましい取組みや減算に当たりうる状態などを具体的に事業所へ周知し、実効性を担保してください。また、そうした取組みを進めた後、減算を強化してください。（最終的には強度行動障害支援者養成研修（実践）修了者の未配置も減算対象にするなど）
- (4) 支援者からの虐待について、虐待認定された事業所における外部委員を交えた要因分析と、コンサルテーションの導入を義務化してください。
- (5) 障害者虐待防止法の改正について、本格的な議論を進めてください。特に学校をはじめとする教育機関については、法律上の虐待定義に加えることが重要です。そして、法改正前にあっては障害者虐待の定義に加えることは困難であるとしても、運用で「事前措置」を実質的に義務化するようにしてください。

1.7 入所施設における生活環境の向上や役割の明確化

現在の大きな施策の流れは地域生活支援ではありますが、真に必要な人には入所施設における支援も不可欠です。また、現に入所施設で暮らしている知的障害者の生活環境の向上も早急に対応が必要と考えます。

つきましては、入所施設の役割を明確化していくことも含め、次のような対応も検討するよう、お願ひいたします。

- (1) 現に入所施設で暮らしている知的障害者の生活環境向上を図るため、また、施設内における新型コロナ蔓延防止の観点からも、居室の完全個室化を早急に進めてください。
- (2) 真に施設入所を必要としている人（医療的ケアや強度行動障害のある人やいわゆる触法行為を繰り返す障害者、家庭での対応が限界に達している世帯など）の利用を促進するため、たとえば当該施設の平均支援区分が一定以下である場合に全体の報酬を減算するといった対応を図ってください。
- (3) 入所施設の特性である施設内での完結性が、ときとして閉鎖性（虐待などの権利侵害）につながっていることも踏まえ、たとえばオンブズマンや民生委員といった外部人材・組織等との定期的交流（入所者との直接的な交流）が担保されていない場合の減算などを検討してください。
- (4) 入所者の高齢化が進んでいることを踏まえた、個別性に着目した地域生活への移行を促進してください。

1.8 所得保障の拡充

障害基礎年金については、消費税増税に合わせて制度化された「年金生活者支援給付金」を一定程度評価していますが、本質的には資産形成機会に乏しい知的障害者に対する所得保障としての位置付けを明確化することが重要と考えます。

つきましては、次の各点について早急な改善をお願いいたします。

- (1) 障害基礎年金の判定基準を見直し、精神障害の一類型ではなく「知的障害」という生来の障害であることを明確にするとともに、軽度知的障害者も対象になりうるようにしてください。また、認定期間についても、知的障害の状態が変動することは考えられないため、2～3回の再認定を経た後は永久認定となるように運用を改善してください。
- (2) 障害基礎年金の給付額について、少なくとも生活保護制度に定める最低所得水準の所得保障をしてください。年金額そのものを引き上げることに困難があることは承知していますので、たとえば、住宅扶助（当面は現行のグループホーム入居者に対する補足給付程度を想定）や医療扶助的な加算給付を創設してください。
- (3) 障害基礎年金については、審査機関が一元化されて以降、とりわけ就労（福祉的就労を含む）を要件とする等級の下方変更（1級から2級、2級から3級（障害基礎年金は非該当）への変更）が増加しているとの情報が寄せられています。（1）で示した課題と連動したものです。身体障害に関しては障害の状態によって障害基礎年金の等級が決定し、就労要件はありません。この点については早急に審査の実態を把握し、その結果を公表するとともに、今後の対応策について示してください。

2.0 災害対策と復興支援

東日本大震災はいうまでもなく、全国各地で発生するさまざまな地震や風水害など、わが国においては常に大規模災害の発生が想定されます。昨年度についても、熊本県を中心とした豪雨災害が発生しました。

災害時にはとりわけ支援の必要度が高まる知的障害者に対する万一への備えは、新型コロナに限らず可能な限り早く進めることが重要と考えます。本会でも、厚生労働科学研究をきっかけとして多くの関係者とつながりを深めています。（一社）福祉防災コミュニティ協会等と連携し、発災時からの避難、福祉的避難所の対応、発災時の事業継続（BCP）、被災した後の生活再建、被災と医療などの研修推進に活かしております。また、本会として災害時に備えた基金も積み立てており、災害時の互助力を発揮していきます。

つきましては、国においても次の事項について取り組んでいただくよう、お願ひいたします。

- (1) 大規模災害時における知的障害者の支援システム（指定避難所までの移動、避難所での配慮、福祉避難所の開設と移送、避難所におけるサービスの利用継続など）を、まずはモデル

的に構築してください。

- (2) それぞれの障害種別を主に支援する障害福祉サービス事業所などを活用した、障害特性に応じた福祉避難所の設置（事前指定）、一般の避難所における専用スペースの設置や、災害時でも提供可能な合理的配慮の洗い出しなどを市町村へ強く働きかけてください。
- (3) 災害発生時に避難所生活を余儀なくされている知的障害者が、慣れ親しんだ事業所からの支援を受けられることは、心身の安定に大きなメリットです。新型コロナでの対応で認められた在宅での支援（いわゆる「できる限りの支援」）を地震や風水害などにも拡大し、あわせて避難所における「できる限りの支援」も報酬算定の対象としてください。
- (4) 障害者が避難できる施設の場所を、あらかじめ希望する障害者に紹介する仕組みを構築してください。（サービス等利用計画に「緊急対応プラン」「クライシスプラン」を盛り込むことを制度化）

2.1 いわゆる強制不妊問題に関する権利回復と救済

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（いわゆる強制不妊救済法）については、本会としても、知的障害者が数多く被害に遭っているとの指摘もあることから、一人でも多くの人へ謝罪と救済が届くよう努力しているところです。

つきましては、強制不妊に関する権利回復と救済を進めるため、次の取組みを早急かつ強力に推進していただくよう、お願ひいたします。

- (1) 国として被害者個別への連絡はしないこととされていますが、他方で鳥取県のように可能な限り個別に連絡するよう努力している都道府県もあります。仮に諸般の事情により国としての個別連絡が困難ということであれば、より強力にこの法律について広く周知してください。たとえば家電製品でリコールが発生した際には何年経過しても当該製品の回収について定期的にさまざまな媒体で呼びかけがなされていますが、政府広報などの媒体を活用し、同様以上の対応をしてください。
- (2) 請求期間が5年とされていますが、短すぎます。最低でも10～15年は請求できるよう、運用を柔軟にしてください。
- (3) 法律の概要周知パンフレットなどについて、いわゆる「分かりやすい版」を展開していくだいている点について評価いたします。今後は、できるだけ身近な地域で強制不妊問題が風化することがないよう、本会や放送関係団体などと協働した地域ごとの説明会や相談会を継続して実施してください。
- (4) この問題については、裁判において手術から20年以上が経過しており賠償請求権が消滅しているなどとして、原告の請求が棄却されています。この問題を解決しなければ救済の入口にも立てないこととなります。この点の改善についても前向きな改善をお願いいたします。

2022年度てんかんのある人とその家族が安心して暮らせる社会の実現に向けた要望書

**公益社団法人 日本てんかん協会(波の会)
会長 梅本 里美**

1. てんかんについて、国民の理解を深めるための広報を行ってください。

特に福祉事業、行政担当、交通機関や病院の職員、教職員、警察官、救急隊、消防官など日頃からてんかんのある人と接する機会の多い人に対して、てんかんの正しい知識と介助・観察法を、組織的・計画的に周知徹底してください。また、てんかんのあることを知つてもらうために、当事者が所有する緊急カードなどの活用と周知を、全国に広めてください。

なお、日本てんかん協会と日本てんかん学会は、10月を「てんかんを正しく理解する月間（てんかん月間）」と定め、重点的な広報活動に取り組んでいます。また、国際てんかん協会(IBE)と国際抗てんかん連盟(ILAE)では、毎年2月の第2月曜日を「世界てんかんの日（IED）」に定め、世界的な啓発活動を行っています。是非国としても、この啓発活動の推進にご尽力をお願いします。

2. てんかんのある人が地域で安心して生活ができる、日中活動ができる支援体制を整備してください。

「障害支援区分」の実施に際しては、てんかんの障害特性を反映できるように改めて制度設計を見直し、てんかんのある人がより必要とするサービスを適切に受けられるようにしてください。

さらに、てんかんのある人などが安心して相談できる窓口の整備が求められていますが、当協会が実施する相談支援活動を、日中活動支援の一環として認知いただき、全国に周知してください。

3. 働く場の機会拡充を図ってください。

てんかんがあることを理由に差別が生じないように、十分な合理的配慮を民間事業所にも求められるようにしてください。

特に、自動車運転に関連して、次のような措置が全国で行われるよう、国として具体的な指針を示してください。

①運転免許を必要としない職種への配置転換。

②継続勤務が困難で退職せざるを得ない場合に、優先的な仕事斡旋をハローワークが実施する。

4. 障害者手帳にも交通運賃減額制度を適用してください。

鉄道、バス、航空機、船舶の運賃や高速道路料金など、交通運賃の減額制度を「精神障害者保健福祉手帳（障害者手帳）」所持者にも、適用してください。また、自治体による通院交通費補助制度の対象者拡大についても全国に推奨をしてください。

さらに、家族の送迎、同伴者（介助者）に対する交通運賃の減額制度や、タクシーチケットの配布などについても、自治体メニューとして具体的に示してください。

5. 交通安全に向けた先端技術の提供を推進してください。

高齢者、病気や障害のある人、そしてすべての国民の移動に関するバリアフリー社会の実現を、私たちも望みます。国が、道路、交通、地域作りの最先端技術を一元化し、てんかんのある人も安心して運転できる自動車の開発や交通環境整備と、新しい地域社会の実現を推進してください。

6. てんかん医療ネットワークを充実してください。

てんかんは、日常診療と専門医療の連携が重要な疾患です。そのため、専門医を増やす、てんかんセンターを充実するとともに、一般医に対するてんかん診療の教育、研修の機会を増やすことが喫緊の課題です。その上で診療報酬制度（医療保険制度）の対象となるてんかん診療ネットワーク体制を構築してください。

また、合併障害や併発症に対する診療時間が確保できるよう、医療制度の充実も図ってください。

さらに、各種制度利用を促進するためにも、診断書料の公費負担と相談業務の充実を推進してください。

7. 難治てんかんの克服に向けた研究・医療制度を充実してください。

国における臨床研究事業の中で、難治てんかんの研究を拡充してください。また、難治てんかんのある人も安心して生活ができる、新薬開発、医療・保険制度を推進してください。

特に、今年度から保険医療の対象となった入院時の「てんかん食」に関連して、小児の難治てんかん治療を主な目的とする食事療法で用いられる「ケトンフォーミュラ」について、国の特殊ミルク補助事業の対象疾患に難治てんかんも含めてください。安定したミルクの、適切な供給を求めます。

さらに、大麻成分を主原料とする CBD (カンナビジオール) が世界的に難治てんかん治療薬として評価を得ています。日本でも、治験を進められるような社会環境整備へのご支援をお願いします。

8. 災害時に抗てんかん薬が不足しないようにしてください。

東日本大震災の時に、被災地で抗てんかん薬が不足する危機がありました。緊急医薬品の指定がされていない、災害時持出医薬品一覧に記載がないなどを理由に、被災地で至急に必要とされた薬品搬送が滞りました。平成 28 年熊本地震に際しては、これらについては一定の改善が成されました。引き続き平時からの抗てんかん薬の供給が全国に滞りなくできるシステム構築をしてください。

令和4年度 厚生労働省予算編成に関する要望書

一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会

代表理事 貝谷 久宣

昨年から新型コロナウイルス感染症が流行する中で、筋ジストロフィー等の難病患者及びその家族は、特に不自由な生活を強いられています。それを改善するため、医療や介護関係者、厚生労省職員の皆様も大変な状況下で職務を全うされていることに感謝申し上げます。当会としては冒頭に新型コロナウイルス感染症に対する要望を、そして未来を見据え、第 204 回国会で成立した障害者差別解消法改正法や医療的ケア児支援法の趣旨も踏まえた要望をさせていただきます。すべての要望に先立ち、コロナ対策の財政出動と行財政改革の中、医療・福祉制度が後退することのないようにご配慮をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

- ・基礎疾患のある患者だけでなく、その家族もコロナワクチン予防接種の優先対象に含めていただきたい。
- ・福祉事業所などでの社会的検査体制(地域での PCR 検査等)を拡充していただきたい。
- ・介助している家族が感染した時の患者の対応に万全を期していただきたい。

上記、三点の要望とともに、併せて貴省が進めている介護福祉職員（訪問介護従事者含む）へのワクチンの優先接種も速やかに実施することで、患者・家族の不安を解消していただきたい。

1. 入所者の QOL 向上

1) 療養介護病棟への人員の増配

療養介護病棟入所者の QOL 改善のための人員の増配をお願いしたい。感染症対策のための面会禁止、外出・外泊禁止が長期に及んでおり、また、病棟はこれまで以上に人手不足が深刻化し、入所者、職員ともに大きなストレスがかかる状況下にある。更に、人手不足によるリハビリ回数の減少で、入所者の拘縮が進行している。閉鎖された空間での生活には指導員や保育士等が果たす役割も大きい。現場をご観察し実態把握の上、人員の増配を図っていただきたい。

2) ICT 機器を活用できる人員の配置

コロナ禍で家族との面会を含め外部の人とのコミュニケーションの機会が完全に断たれ、精神疾患になる者もいる。各療養介護病棟とも ICT 環境は整っているものの、指先などが辛うじて動く筋ジストロフィー患者は、介助なしで機器の操作ができない。これを踏まえ、ICT 機器の活用ができる指導員や保育士等の人員を増やしていただきたい。

2. 災害時の対応

1) 人工呼吸器利用者の生命保護

停電時に人工呼吸器利用者の生命を保護するため発電機・バッテリーなどの補助と、関係機関を包括した連絡体制、受入れ先の整備をお願いしたい。

3. 患者・家族の QOL 向上

1) 障害者総合支援法等の適正な実施

(1) 地域格差の是正（福祉サービス）

障害福祉サービスには人が生活する上で不可欠なものが多い。障害者が住んでいる地域により受けられる障害福祉サービスや地域生活支援事業に格差があるのは著しい不平等である。是正を強くお願いしたい。

(2) 居宅系サービスの適用拡大

地域でヘルパーによる支援が必須で生活する患者が増えている。就学、就労、入院などライフステージの変化にあわせた支援が受けられるよう、重度訪問介護等の従来の制度の充実と適用拡大をお願いしたい。

(3) 在宅就労者への支援

症状が進行し、通勤が困難となった後も就労を希望する患者が多数いる。現状の就労支援の強化や必要な ICT 機器の購入等を支援する制度の創設をお願いしたい。

(4) 障害児家庭の自己負担軽減

障害児のいる家庭においては自己負担の算定基準の基となる世帯収入に保護者の収入が含まれるため、保護者に重い自己負担が発生している。更に、自己負担額の設定が三段階だけになっているため、ある収入以上は高額負担となっている。自己負担額が段階的なきめ細かい設定になるように改善をお願いしたい。

(5) 福祉用具等のレンタル

患者の体に合った適切な福祉用具等の使用は、症状の増悪を防ぎ、介護時の事故防止の観点からも必要不可欠である。一方、筋ジストロフィーは病状の進行が早く、生活環境が急に変化するため、現状の給付(購入補助)制度のみでは対応できないケースが多い。そのため、やむを得ず体に合わない福祉用具での生活を送り、病状が進行してしまうことが多数見られる。このようなケースに対応するために、福祉用具等のレンタル給付を認めていただきたい。

(6) 家族介護支援

ヘルパーを確保できず、やむを得ず家族の介助で生活が成り立っている患者が多数いる。更に、介助のために離職する家族も多い。有償ヘルパーとして家族の雇用を認める等、家族介護への支援制度の創設をお願いしたい。

2) 医療的ケアを必要とする重度な在宅患者への支援の拡充

医療的ケアが必要な利用者を受け入れる事業所が大幅に不足している。医療的ケア児支援法が成立した現状、その趣旨に則った医療的ケアを含めた重度な筋ジストロフィー患者への施策を拡充していただきたい。

3) 福祉人材の確保

障害者福祉を担う事業所の人材不足は極めて深刻で、認められた支援量を利用できないことも多い。また、ヘルパーの高齢化も深刻である。福祉人材の育成、人材確保のためのあらゆる手段を講じるようお願いしたい。

4. 地方公共団体等関係機関との連携による施策の実効性の確保

1) 大学への就学支援について

大学等の就学支援など厚生労働省において必要と認められた事業についても十分実施されていない現状がある。地方公共団体や文部科学省とも連携の上、その施策の実現を図っていただきたい。また、医療的ケア児支援法の対象を、高等教育機関に在籍する者にも拡大するよう図っていただきたい。

2) 就労対策の充実

障害者差別解消法改正法が成立し、民間事業者への合理的配慮が義務化されたが、現状として、事業所内の障害者トイレ設置等のバリアフリー化に消極的な事業所もある。障害者差別解消法改正法ができるだけ早く施行いただくとともに、バリアフリー化を推進及び利用可能な補助制度を活用するよう周知いただきたい。

5. 治療・研究開発の促進

1) 治験と研究費の予算増額、支援強化

(1) 患者に負担の少ないアウトカムメジャーの開発

現在の治験プロトコルには、過度な歩行を伴う評価など、患者にとって苦痛を伴うものが多く含まれる。ウエアラブルで24時間、心電図や歩行距離を始めとする筋ジストロフィーに関する10以上のアウトカムメジャーの研究を進めていただきたい。

(2) 民間企業への支援

採算が重要視される民間企業が希少疾患の創薬に積極的に取り組めるよう、希少疾患の創薬支援制度のさらなる充実をお願いしたい。

(3) 希少疾患の研究助成の拡大

神経筋疾患には様々な病型がある。現在、十分に研究が行われていない病型にも研究費の助成を拡大していただきたい。

2) 研究機関の充実、強化

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター神経研究所をはじめとする研究機関の研究機能の充実・強化をお願いしたい。

3) 遺伝子検査の保険適応

(1) 顔面肩甲上腕型筋ジストロフィー

外国で顔面肩甲上腕型筋ジストロフィーの臨床試験が開始された。今後、日本でも臨床試験が行われることが想定されるため、その確定診断のための遺伝子検査の早期保険適用をお願いしたい。

(2) 全塩基配列解析

筋ジストロフィーの遺伝子変異箇所は多岐にわたり、確定診断のために全塩基配列解析が必要な患者も多い。これについても保険適用をお願いしたい。

4) 治療薬や最新医療への保険適用

(1) 最新治療薬の保険適用

筋ジストロフィーの治療に対し治験段階まで進んでいる候補薬も多数出てきた。これらの中には高額な薬剤もあるが、患者の治療のためにも認可後、速やかに保険適用をお願いしたい。

(2) 補助人工心臓の保険適用拡大

近年、筋ジストロフィー患者および女性変異保有者に対してはリハビリテーションや呼吸管理(人工呼吸器を含む)の進歩により生命予後とADLの改善が見られる。一方、心筋障害は、これを併発した場合は従来の心筋保護薬による治療に限られ、患者の生命予後を規定する重要な因子になっている。また、エクソン・スキップ治療などの新しい治療の導入が進んでいるが、心筋への効果が確立されていないために今後の研究開発を待つ必要がある。

そこで、従来の治療では効果が期待できない心筋障害を持つ筋ジストロフィー患者および女性変異保有者に対して、補助人工心臓の保険適用の早期実現をお願いしたい。

令和4年度厚生労働省への国家予算編成に関する要望書

NPO 法人全国ことばを育む会

理事長 今岡 克己

1 就労への支援の充実を図ってください。

- (1) 卒業後の自立や社会参加に向けて、市町村に設置されている就労支援センターを活用するとともに、企業、学校、労働関係機関と連携を強化し、生徒の就労を促進するようお願いします。
- (2) 障がい児を受け入れる企業に対して、個々の障がいへの認識を深め、就労後ミスマッチを生起しないための企業の研修を強化してください。とくに発達障がい者、吃音のある人、難聴者に関する合理的配慮について研修を強化し、コミュニケーションの課題があつても、持てる能力を十分に発揮できるように配慮するようご指導をお願いします。
- (3) 特別支援学校高等部生徒をはじめ障がいのある高校生の就労を促進するため、在学中の企業等での実習を促進してください。

2 生涯にわたる支援体制構築の予算化を要望します。

先進地区で実施されている、支援を受ける子どもが乳幼児期、学齢期、社会人としてのライフステージを通じて、自立する時期のすべてにわたり一貫して、教育、福祉、医療の諸制度から支援を受けることのできるシステムを全国的に構築する体制づくりと予算措置をすすめてください。

3 批准された「障害者権利条約」の立場から、「障害者差別解消法」を国民生活のあらゆる分野に徹底し、合理的配慮の提供をすすめてください。

身体障害者福祉法を「生活機能分類」の立場から精査し、抜本的な改定の早期実現を要望します。全国各地の地方自治体すでに実施されている、障害者手帳を交付されない軽度・中等度障がい児への補装具について、学校教育上の観点から購入助成制度を国の施策として確立してください。わが会として具体的に要望したいのは軽度・中等度の聴覚障がい児の補聴器購入助成の制定です。

4 手話を言語として認知する「手話言語法」の制定を要望します。

5 東日本大震災、熊本・大分大地震をはじめ、災害により被災した地域の障がい児のための予算措置をもとめます。

特別支援学校、特別支援学級の在籍児、通級指導教室の通級児で被災した幼児、児童、生徒に生活再建のためのきめ細かい支援をお願いします。

福島原発事故で、立ち入り禁止区域など全国各地に避難を余儀なくされている障がい児への教育、福祉、医療的支援を総合的に検討して実施してください。

6 言語障がい、聴覚障がい、発達障がいに対しての、国民全体の正しい理解の推進のための啓発活動をお願いします。特に発達障がいについては当事者周辺や時には保護者の理解不足から不幸な事態になってしまう事例が見受けられます。

2022年度予算への重点要求項目

一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会

厚生労働省

<医療>

1. 障害者への医療費助成の充実を

(1) 自立支援医療をより活用できる制度とするため、以下の点を改善してください。

①自立支援法違憲訴訟団との基本合意文書で約束されたとおり、住民税非課税世帯は全額公費負担としてください。また、育成医療の経過的特例措置は恒久的な制度とともに、更生医療に育成医療と同様の負担軽減制度を設けてください。

②補助人工心臓装着者や在宅酸素療法を「重度かつ継続」の対象としてください。

③自立支援医療を利用する患者と家族へ、遠隔地の専門医療機関で治療を受ける際の交通費と宿泊費の補助を行ってください。

(2) 地域による格差を解消するために、自治体が行っている重度心身障害者（児）医療費助成制度について以下の対応を行ってください。

①自治体が独自で行っている重度障害者（児）医療費助成制度を国の制度としてください。

②当面は、現物給付を行っている自治体への国保補助金減額によるペナルティをなくし、国からの財政的支援を行ってください。

2. 小児慢性特定疾病・難病対策の拡充を

(1) 小児慢性特定疾病（小慢）の心疾患の基準は、投薬などの「治療中」であることを基準とせず、経過観察中であっても対象としてください。

(2) 小慢と難病患者のデータオンライン化およびデータベースの創設にあたっては、情報が外部に漏れることがないよう慎重に進めてください。また、治療研究、制度の充実という目的以外に使われることがないようにしてください。

(3) 難病の医療費助成の対象（指定難病）要件を見直して、小慢からのトランジション問題を早急に解決してください。また、指定難病の要件にある「他の施策体系が樹立していない」ということを見直し、医療費助成のない施策の疾患も含めることとしてください。

(4) 医療費助成の申請手続きを医療機関申請ができるようにするなどにより簡素化してください。医療証の有効期間は、状態に変化が見込まれる時期までとして、毎年申請をしなくても済むようにしてください。また、申請にかかる診断書料は、無料もしくは相応の補助を行ってください。

(5) 小慢・難病患者の自己負担上限額を引き下げてください。とりわけ、低所得者（住民税非課税世帯）と重症患者、補助人工心臓・人工呼吸器等装着者は無料としてください。また、受給期

間中の急な世帯減収などの生活変化に対応できる仕組みとしてください。

- (6) 長期にわたる入院の場合には入院時食事療養費の患者負担をさらに軽減してください。
- (7) 小慢・難病の助成対象は一般の医療費についても助成の対象としてください。当面は、心疾患に起因する他臓器への合併症、続発症（例…ファンタン手術後の肝硬変、肝がん チアノーゼ疾患での腎機能障害など）の治療を助成対象としてください。
- (8) 指定医療機関以外での診療が必要な場合でも、窓口負担が過大にならないような柔軟な対応を行えるようにしてください。
- (9) 県外の医療機関で治療が必要な場合には、患者と付き添いへの交通費と宿泊費を補助してください。
- (10) 小慢・難病の医療費助成受給者にも感染対策や福祉・就労支援などがいきとどくよう、医療と福祉・教育との連携を推進してください。そのために、自治体における縦割りを解消して障害福祉関連部局や教育委員会との連携を行うよう周知してください。
- (11) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業がすべての自治体で行えるよう、国からの予算を大幅に増額してください。慢性疾病児童地域支援協議会を十分に機能させて、患者・家族団体が事業に参加できるようにしてください。

3. 心臓移植の推進を

- (1) 厚生労働省と文部科学省が連携して、学校教育のなかで移植医療への正しい理解と知識の啓発を行ってください。
- (2) 臓器提供施設を拡充して、すみやかに移植施設へ搬送できるシステムを構築してください。また、移植コーディネーターを増員し、レシピエントやドナーが安心して任せられる体制を整えてください。
- (3) 脳死状態の患者家族への臓器提供の説明と意思確認を義務化し、診療報酬上の加算としてください。臓器提供についても終末期医療の意思決定アドバンス・ケア・プランニングとともに、と同様周知徹底してください。
- (4) 移植医療での臓器搬送等は立て替え払いをしなくても済むように現物給付としてください。
- (5) 長期に移植待機をしている患者に対しての生活面での支援を行ってください。
- (6) 臓器移植待機者は移植手術実施施設の 20 km 圏内に住むことが求められており、移植待機者の多くは、移植施設近くへ付き添い者とともに住まいを移します。待機者家族が生活でき、情報交換や相談のできる移植者待機施設の設置が必要です。施設設置への支援をお願いします。
- (7) 再移植対象者は補助人工心臓の装着が難しく、移植実現まで病院内で過ごさなければなりません。長期間入院患者への心身のケアのできる院内環境の整備を進めてください。
- (8) 臓器提供施設以外での臓器提供希望者の意思が無駄にならないように、移植対応チームの派遣などのシステムを作ってください。

4. 医療保険制度の改善を

- (1) 市販品類似薬の自己負担引き上げや保険外しなど、治療にかかる薬や治療の保険外負担の拡大はやめてください。また、入院時食事療養費の患者負担額を引き下げてください。
- (2) 選定療養費などの保険外併用療養費の拡大による患者負担を増やすことはやめてください。とりわけ差額室料や食事代の負担はなくすようにしてください。また、一般の病室が空いていない場合や、医療上の必要性で差額のある部屋へ入院した場合に差額室料を徴収できないことを、医療機関に対して直接指導を行ってください。
- (3) 手術を控えた患者など、必要なセカンドオピニオンについては保険診療の範囲で行えるようにしてください。
- (4) 先天性心疾患患者のような慢性疾患をもつ患者の場合には、傷病手当金の支給は同病での休業であっても2回目以降も受給できるようにしてください。
- (5) 遠隔地への受診回数を減らすため、先天性心疾患専門施設でオンライン診療を行えるように診療報酬を増額してください。また、近隣のかかりつけ医と患者、専門施設の医師の3者による診療が行える診療報酬上の措置を行ってください。
- (6) 心臓病児者が通っている学校、努めている職場と主治医が、患者の病状などの話し合いが行えるよう、診療報酬でのインセンティブを設けてください。

5. 切れ目のない循環器医療体制の充実を

- (1) 感染症対策が十分に行えるよう保健所の機能を強化してください。
- (2) 民間で担えない不採算な地域の医療を支える公立病院を採算ベースで削減するこがないように、また医療機関が災害や感染症対策などに備えて余裕を持った病床運営ができるよう、医療計画の見直しを行ってください。
- (3) 胎児の段階で心臓病がわかった家族に対しては、精神的なフォローや社会的な支援が受けられるようにしてください。また、産婦人科と小児循環器専門医療施設との連携がとれる体制を整備して、家族が正確な情報を得られるようにしてください。
- (4) NICU（新生児集中治療管理室）をはじめ、小児救急や周産期も含めた小児医療の充実に必要な医師や看護師の確保、設備拡充を進めてください。また、どこに住んでいても専門医療を受けられるように、小児循環器専門医（小児科・外科）を計画的に確保してください。
- (5) 地域の身近な医療施設で心臓病児者が日常的に安心して医療を受けられるよう、専門施設とかかりつけ医との連携がとれる仕組みをつくってください。
- (6) 成人先天性心疾患患者に対応できる施設を各県に1カ所以上設置してください。その際は、合併症や続発症に対応できる総合的な医療体制を構築してください。また、成人診療科にスムーズに移行できるよう、都道府県への移行期支援センターの設置、移行期支援コーディネーターを配置できる予算を増額してください。

- (7) 心臓病以外の障害（発達障害なども含む）をあわせもつ患者に対応できる医療体制をつくるください。
- (8) 専門医療機関の施設内、もしくは近隣に、病児や成人患者の家族が無料または安価で利用できる滞在施設を増やしてください。また、民間が行っている施設の運営費用と感染症対策への補助を行ってください。
- (9) 再生医療の研究開発への予算を増額してください。

6. 災害時にも途切れることのない医療体制を

- (1) 災害時にも診療と医療処置が途切れることのないよう、医療機関に対して十分な災害対策を指導してください。また、医療機関の被災はすみやかに患者・家族に知らされるよう、被災情報をおわかりやすく公開してください。
- (2) 災害時に、自宅や避難所において在宅酸素などの医療機器への電源の供給が受けられなかったり、酸素ボンベが足りなったりすることがあります。災害時においては必要な電源や酸素ボンベを確保して、医療を継続できるようにしてください。

<福祉>

1. 身体障害者手帳制度の改善を

- (1) 乳児期（3歳未満）でも身体障害者手帳の交付が受けられること、また、どのような制度が受けられるのかなど、自治体窓口や指定医に対して制度の周知徹底をしてください。
- (2) 申請における診断書料は無料、もしくは、相応の補助を行うようにしてください。
- (3) 先天性心疾患者が18歳以降に再認定を行う場合には、「18歳未満用」の診断書と認定基準で行うようにしてください。そのために、「疑義解釈」1の「質疑」にある「新規で手帳申請した場合」を削除し、「回答」は「18歳未満用」で「判定する」としてください。
- (4) 障害の状態に変化が見込まれない場合には、「永久認定」とするなど、不要な再認定を行わないようにしてください。

2. 障害児・者への手当制度の改善・充実を

特別児童扶養手当の支給に関する法律に掲げられているとおり「精神または身体に障害を有する20歳未満の児童の福祉増進をはかること」の理念にもとづき、以下のように改善・充実をはかるようにしてください。

- (1) 障害児・者への手当額を増額してください。また、所得制限を大幅に緩和してください。
- (2) 特別児童扶養手当の認定基準・システムを根本的に見直して、必要な世帯に十分に支給されるよう、以下の点を早急に改善してください。
①患者の日常の生活状況を十分に考慮に入れた認定が行えるよう、家族から「申立書」を添付できるようにしたりするなど、認定システムを改善してください。また、降級・不支給の判

定を行う際には、申請者に対してその理由についてわかりやすく丁寧な説明を行うようにしてください。

②都道府県の認定医に先天性心疾患の専門医を加えて、適切な審査ができる体制を整えてください。また、降級判定を行うにあたっては、診断書作成医からも意見を聞くようにしてください。

③心臓病児の生活実態を表す「一般状態区分表」は不適切なので早急に見直してください。病状に変化がないにもかかわらず、年齢や一般状態区分のみを重視して支給を打ち切られる例がいまだに見受けられます。都道府県に対して是正のための措置を行ってください。

④診断書作成時だけではなく、一定期間のうちに基準に該当されると判断される場合には、その時期を考慮して判定が行えるようにしてください。

⑤特別児童扶養手当の診断書にある学校生活管理指導表の指導区分の記載は不適切ですので、診断書から削除してください。

(3) 障害児福祉手当、特別障害者手当の認定基準は、医学的基準重視ではなく、患者の生活実態に見合ったものになるよう根本的に見直してください。

(4) 障害児・者への審査請求・再審査請求への審査結果が出るまでの期間を短縮してください。

3. 心臓病者が安心して暮らせる所得保障制度の確立を

(1) 障害基礎年金を生活できるだけの金額になるよう大幅に引き上げてください。

(2) 循環器疾患の受給率が低く低位等級で認定されている現状をふまえて、認定基準の根本的な検証を行ってください。

(3) 先天性心疾患患者が、厚生年金加入後に状態が悪化して受給要件を満たした場合には、納めた保険料が年金額に反映されるよう、事後重症制度の要件を見直してください。

(4) 認定基準を心臓病者の生活実態に見合ったものになるよう根本的に見直して、支援が必要な心臓病者に適切に支給されるようにしてください。当面、以下の改善を要望します。

①働くことが困難、もしくは就労に大きく制限を受けている場合には年金が支給されるよう、20歳前障害の障害基礎年金に3級を設けてください。

②患者の生活実態に見合わない「一般状態区分表」は早急に見直してください。

③診断書作成時だけではなく、一定期間のうちに基準に該当されると判断される場合には、その時期を考慮して判定が行えるようにしてください。

④免疫療法を継続している心臓移植後や補助人工心臓装着者は1～2年経過後も一律な降級・支給停止を行わず、生活実態に見合った年金を支給してください。また、常時（24時間）在宅酸素療法を行っている患者で、就労が困難な場合には1級としてください。

(5) 就労状況などの日常生活の状況が具体的にわかるよう、本人からの申立書を更新時にも提出するようにしてください。

- (6) 降級・不支給の判定を行うにあたっては、あらかじめ診断書作成医から意見を聞くようしてください。また、判定結果は申請者にわかりやすく丁寧な説明を行うようにしてください。
- (7) 認定における専門性を確保するため、障害年金センターの認定医に成人先天性心疾患専門医を配置してください。
- (8) 審査請求・再審査請求に対する審査結果が出るまでの期間を短縮してください。

4. 心臓病児への保育・学童保育の充実を

- (1) 施設内の感染症対策を進めてください。
- (2) 保育園の保育士、学童クラブの職員の処遇改善を進めて、人材確保に努めてください。
- (3) 主治医が集団生活可能と判断した際には、保育園や学童クラブへの入所を断られることがないようにしてください。また、園と主治医や医療機関との連携を進めてください。
- (4) 在宅酸素療法などの医療的配慮が必要な心臓病児の受け入れができるよう、保育園への看護師配置を進めてください。

5. 障害者総合支援法の改善を

- (1) 心臓機能障害でも、移動支援や家事援助などで十分な福祉サービスが受けられるよう、主治医の意見を聞いて適切な区分認定が行われるようにしてください。
- (2) 移動支援などの自治体でも入院・通院、通学、通勤時にも利用できるようにしてください。
- (3) 歩行が困難な心臓病者に電動車いすの補装具支給が適切に行われるよう、自治体に対して周知徹底してください。
- (4) 在宅で生活するうえで医師が必要と判断した医療・介助器具については、日常生活用具の給付の対象とするようにしてください。とりわけ、特殊寝台、パルスオキシメーターは心臓機能障害にも必要であることを自治体へ示してください。
- (5) 在宅酸素療法などの医療的配慮が必要な心臓病児者が、通所・入所できる施設をつくってください。また、障害児・者の施設職員の処遇を改善して質の向上をはかってください。
- (6) 心臓病と他の疾患・障害をあわせもつ障害者が暮らせるグループホームなどの居場所となる施設をつくってください。
- (7) 就労継続支援（A型・B型）事業所が、体調に変化のある心臓病者が利用しやすくなるよう、報酬を日払い制度にしてください。
- (8) 就労継続支援（A型・B型）事業所での賃金や工賃を大幅に増額してください。また、事業所職員の処遇を改善してください。

<仕事>

1. 公的機関における障害者雇用制度の是正を

- (1) 国および自治体などの公的機関における障害者雇用の状況をチェックできる体制を整備して

ください。雇用率未達成の場合には、その機関に対して何らかのペナルティを科す制度をつくりください。

- (2) 単に雇用者数を満たすだけではなく、心臓病者に対しては、通院や入院などに対する有給での休暇保障制度、通勤方法、勤務時間、仕事内容などの雇用環境の整備を進めてください。

2. 民間企業における障害者雇用制度の改善を

- (1) 心臓病者が働きやすい環境をつくるために、在宅勤務、時差出勤、短時間勤務などを推進してください。そのために、事業所に対しての助成金や税制面での優遇などでのインセンティブを充実させてください。
- (2) 経済的に困難をかかえる中小企業においても、障害者雇用が維持・推進されるように企業への補助を行ってください。
- (3) 障害者雇用の法定雇用率を大幅に引き上げてください。また、雇用率未達成企業への雇用納付金と雇用調整助成金を増額してください。また、短時間勤務を障害者雇用の法定雇用率に入れてください。
- (4) 雇用継続のために、非正規雇用の障害者を正規雇用へ移行を推進する企業への助成を充実させてください。
- (5) 民間企業において、心臓病の治療のための有給休暇を制度化してください。また、疾患の状態にあわせた就労時間、通勤、仕事内容について、主治医との連携にもとづいた配慮を行える仕組みを制度化してください。
- (6) 障害者手帳をもたない難病患者を障害者雇用の法定雇用率に入れてください。

3. 職業能力開発のための支援

- (1) 医療機関と連携した内部障害者向けの職業訓練施設を各都道府県につくってください。
- (2) I C Tを活用したテレワークなどの在宅就労に対応できる技術など身につけられるよう、心臓病者への職業訓練を充実させてください。

4. 雇用保険制度の改善を

体調の変化などによりやむなく退職をした場合には、雇用保険の待機期間は3カ月から1カ月に短縮してください。

5. 実効性のある治療と仕事の両立支援を

- (1) 「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の「心疾患に関する留意事項」を、先天性心疾患患者の特性を理解できるような内容に充実させてください。
- (2) ガイドラインの実行によって休暇や勤務時間への配慮を行った場合には、給与の補償ができるように雇用保険制度や傷病手当金などの整備を行ってください。

令和3年度 全国特別支援教育推進連盟加盟団体一覧

	団体名		代表者	郵便番号	事務局所在地	電話FAX	機関誌
	メールアドレス						
1	全国特別支援学校長会	会長 info@zentoku.jp	市川 裕二 事務局長	113-0034 野口 幹人	文京区湯島1-5-28 ナーベルお茶の水207	03-3812-5022 03-3812-5022	会報(年3回)
2	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会	会長 sepa@zentokukyo.org	喜多 好一 事務局長	151-0053 吉本 裕子	渋谷区代々木2-23-1 ニュースステイトメナー609号室	03-6276-6883 03-6276-6883	研究紀要(1回) 会報(年3回)
3	全国盲学校PTA連合会	会長 zenmou@ybb.ne.jp	鶴見 悟志 事務局長	170-0005 座間 幸男	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-5501 03-3984-5501	手をつなごう (年1回)
4	全国ろう学校PTA連合会	会長 zenrop@ian.itkeeper.ne.jp	関 良規 事務局長	170-0006 鈴木 茂樹	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-2555 03-3984-2555	会報(年1回) 指導誌(年1回)
5	全国特別支援学校知的障害教育校PTA連合会	会長 info@zonchipren.jp	茨田 一矢 事務局長	105-0012 吉田 祥子	港区芝大門1-5-3 ヤマシタ芝大門ビル5階	03-3433-7651 03-3433-7652	会報(年1回) 全知P連だより (年2回)
6	全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会	会長 zennsi-p-1210@extra.ocn.ne.jp	空岡 和代 事務局長	170-0006 國保 とも子	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-6721-5710 03-6721-5711	会報(年4回)
7	全国病弱虚弱教育学校PTA連合会	会長 zenbyou_pren@yahoo.co.jp	羽田 京子 事務局長	170-0005 南風野 久子	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-1313 03-3984-1313	会報(年1回)
8	一般社団法人 全国国立大学附属学校PTA連合会	会長 jimukyoku@zenfuren.org	神余 智夫 事務局長	105-0001 田中 一晃	港区虎ノ門1-2-29 虎ノ門庭業ビル8階	03-3591-2091 03-3591-2092	附属だより (年2回)
9	社会福祉法人 日本肢体不自由児協会	理事長 soumu@nishikyo.or.jp	遠藤 浩 常務理事	173-0037 黒岩 嘉弘	板橋区小茂根1-1-7	03-5995-4511 03-5995-4515	はげみ(年6回)
10	社会福祉法人 全国重症心身障害児(者)を守る会	理事長 namorukai@ns1.biglobe.ne.jp	倉田 清子 事務局長	164-0005 山本 一郎	世田谷区三宿2-30-9	03-3413-6781 03-3413-6919	両親の集い(月刊)
11	全国視覚障害児(者)親の会	会長 shikaku-oyanokai@nifty.com	高木 美恵子 事務局長	170-0005 内田 ちづ子	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル5階	03-3984-3845 03-3984-3845	つえ・ニュース (年1回)
12	盲ろうの子とその家族の会 ふうわ	会長 mtabata@mud.biglobe.ne.jp	井本 千香子 事務局長	162-0042 田畑 真由美	新宿区早稲田町67番地 早稲田クローバービル3階 社会福祉法人 全国盲ろう者協会内	03-5287-1140 03-5287-1141	会報(年3回)
13	NPO法人 全国JDC親の会	理事長 jiimukyoku@jpalid.net	井上 育世 事務局長	161-0053 増田 知己	渋谷区代々木2-26-5 パロール代々木415	03-6276-8985 03-6276-8985	かけはし(年2回)
14	一般社団法人 日本自閉症協会	会長 gsi@autism.or.jp	市川 宏伸 事務局長	104-0044 大岡 千恵子	中央区明石町6-22 築地ニッコンビル6階	03-3545-3380 03-3545-3381	いとしご(年6回) かがやき(年1回)
15	一般社団法人 全国手をつなぐ育成会連合会	会長 info@zen-iku.jp	久保 厲子 事務局長	160-0023 又村 あおい	新宿区西新宿7-17-6 第三和幸ビル2F-C	03-5358-9274 03-5358-9275	手をつなぐ
16	全国病弱・障害児の教育推進連合会	会長 神永 芳子 理事 三田 明美		170-0013 柳本 里美	豊島区東池袋2-7-3 柿澤ビル7階 一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会	03-5958-8070 03-5958-0508	
1	公益社団法人 日本てんかん協会	会長 jea@e-nami.or.jp	柳本 里美 事務局長	170-0005 田所 裕二	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3202-5661 03-3202-7235	波(月刊) TIE News(季刊)
2	一般社団法人 日本筋ジストロフィー協会	代表理事 jmda_info@ml.jmda.or.jp	貝谷 久宣 事務局長	170-0005 大高 博光	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル6階	03-6907-3521 03-6907-3529	一日も早く(年6回)
3	NPO法人 全国ことばを育む会	理事長 ippo-hagukumukai15108@waltz.ocn.ne.jp	今岡 克己 事務局長	170-0005 田嶋 恵美子	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-6459-0989 03-6459-0989	ことば(年4回) 手引書(不定期)
4	一般社団法人 全国心臓病の子どもを守る会	会長 mail@heart-mamoru.jp	神永 芳子 理事	170-0013 三田 明美	豊島区東池袋2-7-3 柿澤ビル7階	03-5958-8070 03-5958-0508	心臓をまもる (月刊)
全国特別支援教育推進連盟		理事長 suishinrenmei@nifty.com	宮崎 英憲 事務局長	170-0005 朝日 滋也	豊島区南大塚3-43-11 全国心身障害児福祉財団ビル7階	03-3987-1818 03-3987-1818	要覧(年1回) 年報(年1回)